

大久保浄水場排水処理施設等整備 運営事業
実施方針等に関する質問への回答 (第 2回)

平成16年2月5日
埼玉県企業局

平成 15年 12月 24日 (水) から平成 16年 1月 14日 (水) の間で受け付けた 「実施方針等に関する第 2回質問回答」を公表します。

18社から592件のご質問をいただきました。誠に沢山のご質問ありがとうございました。そのうち、非公開を希望された質問を除く575件についての回答を公表いたします。

質問及び質問者は、原文のまま掲載しております (章番号等、内容に影響のない箇所については一部編集しております)。回答は、現時点での考え方を示したものであり、最終的には、入札公告時に確定します。

また、回答作成にあたり、質問の順序を編集しておりますので、質問者毎の並びにはなっておりません。

なお、回答記載の中で、省略して表記した用語がありますので、主なものを以下に示します。
本事業とは、「大久保浄水場排水処理施設等整備 運営事業」を指します。

実施方針、業務要求水準書 (案)、入札公告、事業契約書 (素案)、落札者決定基準の考え方等は、「大久保浄水場排水処理施設等整備 運営事業」のものを指します。

廃掃法は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を指します。

環境影響調査は、廃棄物処理施設設置許可等の申請に必要な「生活環境影響調査」を指します。

NO	資料名	別紙等	ページ	大分類	中分類	小分類	その他	質問等	質問者	回答
1	1：実施方針		2	1	1	2		消防法で規定している非発機能を満足する必要があるとしていますが、具体的にはどの負荷が非常用負荷となるか、ご提示願います。	東京電力(株)	本事業での非発機能は、別紙 2に記載しています。浄水場保安電力及び非常用給水用電力で、ご質問の負荷を内包しており、分離は不可能と考えています。
2	1：実施方針		2	1	1	2		浄水場側の負荷切り替えと非常用発電設備との関係（シーケンス）については事業者が提案して県が実施すると考えてよろしいでしょうか。	東京電力(株)	浄水場側の負荷の切り替えは浄水場で対応します。シーケンスについては事業者が提案・実施して下さい。なお、停電切り替えを考えています。
3	1：実施方針		3	1	1	6	ア 既存施設の改修・瑕疵	既存施設の維持管理運営業務対象施設について、業務開始時までに、要求水準を満足するための施設の修理、更新等は完了させると考えてよろしいでしょうか。また、既存施設に隠れた瑕疵があった場合の取扱いについて、ご提示ください。	鹿島建設(株)	既存施設の全てを修理、更新することとはしていません。機器の状況は入札公告において提示される業務要求水準書の添付資料 1, 2を参考として下さい。既存施設の隠れた瑕疵についてのリスクは企業局が負担します。
4	1：実施方針		4	1	1	6	ウ	第1回質問回答では、「現時点では両者ともに、事業者の申請と考えています。」とありますが、ここで、開発行為、都市計画等の決定も含まれているのでしょうか、開発行為、都市計画決定は県企業局殿の申請事項と考えますがいかがでしょうか、御教示お願いいたします。	㈱荏原製作所	第1回質問回答以降の調整により、現時点においてはご質問のとおり開発行為、都市計画決定は企業局の申請事項となりますが、かかる申請関係資料の作成業務は協力いただくこととなります。
5	1：実施方針		9	2	2	3	ア	以下の回答17に関する再質問の前提として、協力企業と再委託先の考え方は、以下で宜しいでしょうか？ SPC — 協力企業 構成員外の会社 — 再委託先 構成員外の会社	月島機械(株)	ご質問のとおりです。 なお、第1回質問回答 16 で、「協力企業は、 <u>出資を行わず</u> S P C から直接業務を受託する....」としていますが、協力企業による出資が制限されるものではありませんので、「出資を行わず」は削除します。
6	1：実施方針		9	2	2	3	ア	回答17で、協力企業が他の入札参加者の協力企業にならないのは、参加に必要な資格要件をその協力企業が持つ場合のみと考えて良いのでしょうか？（下記の例の場合が、不可と考えております。） 当グループ — 協力企業 A 一級建築事務 = 協力企業 A 一級建築事務 — 他のグループ	月島機械(株)	ご質問のとおりです。 第1回質問回答 17 で、「協力企業が他の入札参加者の協力企業になることはできません。」と回答しましたが、これは、参加資格要件の判定対象となる企業に限るものとします。
7	1：実施方針		9	2	2	3	ア	回答17に関連して、参加に必要な資格要件に関係ない協力企業又は再委託先が、他のグループの協力企業又は再委託先になる事は構わないとの考えで宜しいでしょうか？（下記の例の場合、可と考えております。）また同様に参加資格に無関係の場合再委託が他のグループの再委託先イなる事も構わないとの考えでしょうか？ 当グループ — 協力企業 A 参加資格に無関係 = 他のグループの協力企業 協力企業 A 参加資格に無関係 — 他のグループ 当グループ — 構成員○協力企業 — 構成員外の会社 / 資格無関係 — 他のグループ	月島機械(株)	前者、後者ともご質問のとおりです。 なお、構成員は、他のグループの構成員、協力会社になることは出来ませんが、自らが参加するグループが落札者とならなかった場合、企業局の承認があれば、選定事業者の協力企業となることが出来ます。
8	1：実施方針		9	2	2	3		実施方針P9の記載によれば、協力企業は「事業開始後、SPCから本件業務を直接受託し、請け負うことを予定している者」とされています。一方、第一回質疑応答No.14において、協力企業は、入札参加者に代えて参加し各要件を判定できるということから、参加表明時に明確にする必要があるとなっています。協力企業の定義からすれば、参加表明時にSPCからの直接の受託を予定している企業の全てについて明確にする必要があるということになりますが、そのような主旨と理解してよろしいでしょうか。それとも、ここで明確にすべきとされる対象の企業は、入札参加者に代えて参加資格要件を判定することとなる協力企業のみを指すと解釈すればよいのでしょうか。	埼玉りそな銀行	参加表明時に明確にする必要があるのは、入札参加者に代えて参加資格要件を判定することとなる協力企業のみとします。 他の協力企業については、提案時にすべて明確にいただくこととなります。

NO	資料名	別紙等	ページ	大分類	中分類	小分類	その他	質問等	質問者	回答
9	1：実施方針		9	2	2	3		上記質問と主旨となりますが、第一回質疑応答No.17において、協力企業は他の入札参加者の協力企業となることはできないとされています。この場合も実施方針P9に定義される協力企業すべてについて重複は許されないとの主旨でしょうか。あるいは、ここでは入札参加者に代えて参加資格要件を判定する協力企業のみを指しているかと解すべきなのでしょうか。	埼玉りそな銀行	回答6を参照してください。
10	1：実施方針		9	2	2	3		上記の協力企業には金融機関も含まれることになるのでしょうか。例えば、複数の入札参加者に重複して応募することができないという中には、金融機関も含まれることになるのでしょうか。	埼玉りそな銀行	融資業務については、複数の入札参加者に重複して応募することは可能です。
11	1：実施方針		9	2	2	3	ア	入札参加者（構成員）のみで参加資格要件を満たしている場合は、S P Cから直接業務を受託する第三者を予定していても、参加表明書にはその企業名を明らかにしなくてよいという解釈でよろしいでしょうか。	東京電力(株)	回答8を参照してください。
12	1：実施方針		9	2	2	3	ア	入札参加表明時に協力企業を明示する必要がありますが、その時点での協力企業を入札時に変更することは可能と考えてよろしいでしょうか。また、協力企業を入札時に変更する場合、どのような協議プロセスとなるでしょうか。	東京電力(株)	前段については、企業局の承認があれば可能です。後段については、入札説明書をご覧ください。
13	1：実施方針		9	2	2	3		参加資格要件についてその詳細が示されていません。詳細のご教示をお願いします。	月島テクノサービス(株)	入札説明書をご覧ください。
14	1：実施方針		9	2	2	3	ア入札参加者の構成等 実施方針質問回答 NO.12	NO.12の質問回答について、「代表企業が入札参加者を含めたすべての出資者の中で最大の出資をしていれば事業途中で入札参加者の出資比率を変更することは可能か」との質問に対し、「企業局が承諾した場合に限り認めます」と回答されています。どのような場合に企業局殿は承諾しないのか具体的にお示しください。	電源開発(株)	当初の出資者の中だけで出資者比率が変更される場合、承諾いたします。新たな出資者が入ることにより出資者比率が変更される場合、当該出資予定者が公共性の高い水道事業に出資することが望ましくないと判断したときなどは承諾しません。
15	1：実施方針		10	2	2	3	イ	実施方針に関する質問への回答34で、「同種かつ同程度の技術水準の業務実績とは」の回答27、32を参照するようにとの回答を頂きました。回答32では、上下水、発電プラント等の維持管理運営業務の実績。回答32では、会社概要・業務実績から企業局殿が総合的に判断されるとの回答でございしますが、参加資格要件の判定対象となる企業の会社概要・業務実績は、応募グループの組成に係わる問題となりますので、その判断の基準をお示し下さいませようお願いいたします。	月島機械(株)	入札説明書をご覧ください。
16	1：実施方針		10	2	2	3	イ入札参加者の参加資格要件(イ) 実施方針質問回答 NO.27	No.27の質問回答について、「効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを具体的に具体的に教示下さい」との質問に対し、「参加資格審査申請時の提出書類に含む会社概要・業務実績等から企業局が総合的に判断します」と回答されています。「会社概要・業務実績等から企業局が総合的に判断」される個別具体的な項目・数値をお示しください。	電源開発(株)	入札説明書をご覧ください。
17	1：実施方針		10	2	2	3	イ入札参加者の参加資格要件(イ)	維持管理企業、運営企業について、 ・本施設と同種かつ同程度の技術水準の業務における実績を有する複数の構成員が、新たに維持管理・運営会社を設立して、S P Cから維持管理・運営業務の一部を受注することは可能でしょうか。ご教示下さい。	電源開発(株)	新たに設立された会社は実績がないため、参加資格判定の対象となる業務の受注は出来ません。
18	1：実施方針		10	2	2	3	イ	第1回質問回答No29に記載されていましたが、協力企業のうち建設企業のJVは認められないという解釈でしょうか。	大成建設(株)	S P Cの構成員及び協力企業にはJVは考えておりません。
19	1：実施方針		12	2	2	5	イ	質問回答57 金融機関に対する担保権の設定において承諾を拒む内容とはどのようなものか、お示し下さいませようお願いいたします。	月島機械(株)	事業者の業務に直接影響を与えるような内容です。

NO	資料名	別紙等	ページ	大分類	中分類	小分類	その他	質問等	質問者	回答
20	1：実施方針		12	2	2	5	イ	入札参加グループの構成員が保有する事業者の株式を、他の構成員株主や構成員以外の株主に譲渡する場合も承諾を要するということでしょうか。	大成建設(株)	ご理解のとおりと考えております。
21	1：実施方針		14	3	3			第1回質問回答によると、物価変動が前回の改定時から1000分の10以内の場合、サービス購入量の改定は行わない予定です。とありましたが、20年の間連続して1000分の10以内の場合、最大1000分の200以内となり、2割もの物価変動となります。閾値の再考をお願いいたします。	㈱荏原製作所	前回の改定時から1000分の10以上の変動があった場合、サービス購入料の改定を行います。ご質問のような場合、改定があった年度からの累積の変動率が1000分の10以上となった場合、改定いたしますので、事業期間中の変動率が2割にもなるのに、改定を行わないという事態は生じません。
22	1：実施方針		17	6	1		ア企業局による是正勧告及び事業契約解除 実施方針質問回答 NO.72	NO.72の質問回答について、「改善策の提出の一定期間とは具体的にどの位の期間をさせていただきますか」との質問に対して、「14日以内とします」と回答されています。 「14日以内」とは、事業者が書面による「是正勧告」を企業局から受理した日を除き、14日を経過した日数以内（事業者が企業局に改善策の提出・実施を報告する日を含む）と考えてよろしいでしょうか。	電源開発(株)	ご理解のとおりです。
23	1：実施方針		17	6	1		ア企業局による是正勧告及び事業契約解除 実施方針質問回答 NO.73	NO.73の質問回答について、「財務状況が著しく悪化した場合は具体的にどのような状態を指すのでしょうか」との質問に対して、「財務諸表ならびに直接協定により金融機関から提供される情報により企業局が総合的に判断します。」と回答されています。 「財務諸表ならびに直接協定により金融機関から提供される情報により企業局が総合的に判断」される具体的な項目・数値をお示しください。	電源開発(株)	具体的な項目・数値は、あらかじめ決めておりません。債務超過若しくは、債務超過が懸念され、具体的な改善（出資者の支援を含む）の見通しが立たない場合などが考えられます。
24	1：実施方針		19	8	3			埼玉県環境防災部廃棄物指導課審査担当殿のところうかがってお聞きしたところ、産業廃棄物処理施設設置許可を取得するにあたり、届出には県企業局殿の御同行が望ましい旨指示がありました。申請時には、ご同行いただけてと考えておりますが、よろしいでしょうか。	㈱荏原製作所	協力します。
25	1：実施方針		20	2				質問回答121 一時的な立て替え負担が見込まれるとの回答を頂いておりますが、この立て替え費用のお支払いの時期、方法等についてお示し下さいますようお願いいたします。（サービス購入料の改訂時期までの立て替え費用も生じると考えますが、これらのお支払い時期、方法についてもお示し下さいますようお願いいたします。）	月島機械(株)	サービス購入料の支払が年4回であるため、消費税については、その改定の有無にかかわらず、S P Cに一時立て替えていただく必要があります。その支払時期、方法は、消費税改定の有無にかかわらず、事業契約書（素案）別紙10に示す、通常のサービス購入料支払方法のとおりです。なお、ご質問の立て替え費用については、実施方針及び第1回質問回答のとおり事業者負担とします。
26	1：実施方針		20	2				行政サービスとして実施することに係わる住民反対運動とは具体的にどのような場合を示すのかを御教示下さい。	東京電力(株)	事業用地に本件施設を整備すること自体に対する反対運動などがあったような場合です。
27	1：実施方針		20	8			表2-25行	「設計図書等の瑕疵」の範囲と期間についてご教示願います。また「設計図書等の瑕疵」を表より削除しては頂けませんでしょうか。	三機工業(株)	設計図書等の範囲です。また、通常、かかる瑕疵は、施設の瑕疵に含まれることになります。削除には応じられません。
28	1：実施方針		20		2			建設段階の金利変動・・・第1回質問144に関連して再度質問致します。建設期間中の金利変動リスクは企業局殿のリスクとあります。ご回答にある実施方針P26の基準金利の説明は建設期間中のことというよりは維持管理期間中のことであると理解しております。建設期間中の金利変動リスクを企業局殿が負担するというのは、どのように負担いただけるのでしょうか。（例えば、建設期間中の事業者の借入金利については、提案時の金利でなく借入時の市場金利を反映させた金利を負担する等。）	㈱荏原製作所	実施方針P26のとおり、提案時の金利ではなく、施設引渡時の金利を基準金利とすることにより、割賦支払利息（金利）の基準金利が変動することのリスクを負担しています。

NO	資料名	別紙等	ページ	大分類	中分類	小分類	その他	質問等	質問者	回答
29	1：実施方針		20				表2 予想されるリスク及び企業局と事業者の責任分担表：共通、税制度の変更実施方針質問回答 NO.121	NO.121の質問回答について、「消費税の変更に関わるリスクの事業者負担が従負担となっていますが、何を負担するのでしょうか」との質問に対し、「サービス購入料の支払が年4回であるため一時的に立替え負担が見こまれることによります」と回答されています。消費税に係るリスクを企業局殿が負担されるという整理であれば、「一時的な立替え」に伴い発生する金融費用も企業局殿負担とされるのが合理的と思慮いたしますので、ご再考えください。	電源開発㈱	回答25を参照してください。
30	1：実施方針		20				表2 住民対応	当設備が環境基準・条例等を満足している場合、住民対応の窓口を県企業局殿としていただきたくお願い申し上げます。	㈱荏原製作所	実施方針のとおりとします。
31	1：実施方針		20				表2 税制	第1回質問回答にごさいましたように、外形標準課税の変更リスクは、民間事業者負担は合理的でないと考えますがいかがでしょうか。	㈱荏原製作所	法人利益の状況次第で現状の税額よりも増額となる場合、減額となる場合、双方考えられ、一概に事業者に不利とは言えず、事業者のリスクとして差し支えないものと考えております。
32	1：実施方針		20				表2 不可抗力	不可抗力リスクにおいて、事業者が不可抗力リスクを負担しなければならない理由を御教示ください。また、設定されている、設計・建設費相当の1000分の10、サービス購入料の1000分の10の設定根拠を御教示お願いいたします。	㈱荏原製作所	事業の効率化のためと事業者の損害軽減義務を実効あるものとするためです。設定根拠は標準約款を参考としています。
33	1：実施方針		21				実施方針等に関する第1回質問への回答 No.193	維持管理費の増大に関するリスクとは、具体的にどのような状況を想定しているのでしょうか？ また、リスク分担に関する回答は「事業契約書(案)に示す」とありますが、該当するのは「事業契約書(案)のP16の第55条、P17の第56条及び別紙3、別紙4」と理解してよろしいでしょうか？	鹿島建設㈱	著しい物価の上昇等を想定しています。また以下についてはご理解のとおりですが、これらに限りません。
34	1：実施方針		21				表2 予想されるリスク及び企業局と事業者の責任分担表：維持管理・運営段階、施設の損傷 実施方針質問回答 NO.172	NO.172の質問回答について、「維持管理・運営段階の施設の損傷リスクにおいて、「事故・火災等による施設・備品等の損傷」は企業局殿、事業者とも主分担となっております。企業局殿、事業者どちらが負担するかは何に基づいて決定されるのでしょうか」との質問に対して、「原則、原因者負担としますが、詳しくは12月下旬公表予定の事業契約書(案)において、確認ください」と回答されています。「原則、原因者負担」とありますが、企業局・事業者共に帰責なきものについては、事業者負担に含まれない、という理解でよろしいでしょうか。	電源開発㈱	不可抗力とし、別紙3に定める負担割合とします。
35	1：実施方針		21				表2 予想されるリスク及び企業局と事業者の責任分担表：維持管理・運営段階、発生土の量及び品質 実施方針質問回答 NO.201・718	責任分担表中の「発生土の量及び品質」に対する企業局殿欄の解釈に関する質問に対して、「関係法令等の基準を超える汚染物・毒劇物の混入による品質低下に関しては、原則として企業局負担ですが、対応については協議によります」と回答されています。これに関して関係法令等とは、例えば、下記 も対象になるという理解でよろしいでしょうか。 土壌汚染対策法に規定されている土壌環境基準 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定されている溶出基準	電源開発㈱	ご質問のとおりです。

NO	資料名	別紙等	ページ	大分類	中分類	小分類	その他	質問等	質問者	回答
36	1：実施方針	別紙1	26	3				前回の質問回答（No219）で、非常用電源施設から発電される電力の対価は支払わないこととなっておりますが、事業者側にてコントロールが不可能な、予想外の停電等により発電を行った場合に、過大な燃料の費用負担が事業者側に発生することから、事業者側に過大なリスク負担を負わせることとなります。また、提案の非常用電源施設の想定運転時間等の前提条件により、提案内容（費用・環境性等）に差異が生じ、公平な評価が困難となると考えられます。したがって、想定停電時間を提示して頂けないでしょうか。また、企業局殿にてリスク負担をしていただくよう、ご再考願います。	東京電力(株)	維持管理 運営期間における非常用電源施設の試運転を含む維持管理に要した燃料費は事業者が負担しますが、非常用電源の供給にかかわる燃料費は企業局で負担します。詳細は入札公告をご覧ください。
37	1：実施方針	別紙1	26		3			サービス購入料の固定費と変動費について、入札公告時にご教示して頂けると言う事ですが、入札公告時からでは、十分な検討期間がありません、出来るだけ早期にご教示して頂ければ幸いです。よろしく願います。	月島テクノメン サービス(株)	入札公告時までお待ちください。
38	1：実施方針	別紙2	26	2	2			埼玉県環境防災部廃棄物指導課審査担当殿のところにうかがってお聞きしたところ、非有価として利用を考慮しておられる75%分は、県企業局殿が排出事業者となると考えられるとのことでしたので、非有価分の有効利用は、県企業局殿とSPCの両者の責任として、協力して、利用先を開拓する。と修正いただく方向で考えてよろしいでしょうか。	(株)荏原製作所	非有価利用分についての排出事業者が県企業局であることはご質問のとおりです。その処分業務を含めた排水処理業務をSPCに委託するものです。業務委託を受けることにより、その有効利用についての責任がSPCに生じます。非有価利用についてもSPCの責任で行っていただきます。
39	1：実施方針	別紙2	26					質問回答220 サービス購入料の固定費及び変動費の詳細につきまして、提案内容をよりよいものにするため、出来ることであれば入札公告に先立ち出来るだけ早くお示し下さいますようお願いいたします。（各委託者との契約条件の設定の仕方に関係致します。）	月島機械(株)	入札公告時までお待ちください。
40	1：実施方針	別紙2	28	1				発生土にふくまれる、有機物の含有率および成分について公開願えますか？	(株)明電舎	平成4年5月に分析した結果では、 Eg.Loss (強熱減量)として27.4%です。成分については分析していません。
41	1：実施方針	別紙2	28	1				発生土の成分についてはSPC側では関知できない部分もあります。例えば、原水や発生土の成分のうち特定の利用者が安全等のため希望するデータについて企業局側でご証明いただき、利用者に報告していただく事は可能ですか？	(株)明電舎	発生土の成分は、業務要求水準書(案)及び参考資料集にて提示いたしました。また、成分はSPC側でも検査が可能です。企業局による安全証明及び報告は予定していません。
42	1：実施方針	別紙2	28		2			非有価の有効利用の場合、発生土は産業廃棄物となり産業廃棄物処理業者へ処理委託を致します。一般的には廃掃法における産業廃棄物処分業許可証をもった業者（たとえばセメント会社等）で産業廃棄物収集運搬業の許可も同時に取得している会社はまれであり、通常は各々の業者との契約となります。よって処理単価の見直しを5年に1度見直すこととされておりますが、処理費用と運搬費を区分していただき価格変動に対して対応いただけるよう再考をお願いいたします。	月島機械(株)	事業契約書（素案）のとおりとします。

NO	資料名	別紙等	ページ	大分類	中分類	小分類	その他	質問等	質問者	回答
43	1：実施方針	別紙2	28		2	2		発生土の非有価による有効利用において、企業局が発生土の処分をSPCに委託し、SPCの責任で有効利用を図るとありますが、平成15年6月18日改正の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の特例 第15条の4の2」により、「環境省令で定める産業廃棄物の再生利用を行い、又は行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、環境大臣の認定を受けることができる。 1. 当該再生利用の内容が、生活環境の保全上支障のないものとして環境省令で定める 基準に適合すること。 2. 当該再生利用を行い、又は行おうとする者が環境省令で定める基準に適合すること。 3. 前号に規定する者が設置し、又は設置しようとする当該再生利用の用に供する施設 が環境省令で定める基準に適合すること。 を満足し、発生土を汚泥ではなく再生材料をして有効利用を図ることについては問題ないものと考えてよろしいでしょうか？	清水建設㈱	大臣認定を取得すれば可能です。
44	1：実施方針	別紙2	28		2	1		「有価による利用の市場が消滅した場合等は別途協議」とされていますが、市場の情勢によりSPCの販売価格が著しく低下した場合は、協議事項として載けるでしょうか？	㈱荏原製作所	有価利用にかかる発生土の購入価格については、5年ごとの見直しを可能とします。
45	1：実施方針	別紙2	29	3	1	イ	事業契約書別紙5【発生土有効利用の考え方】	第1回質問N0291・292に関連して再度質問いたします。「有価分としての処理量が提案量を上回り、非有価分を含めた平均単価が低下した場合には、SPCの収益とする。」と実施方針P29にあります。ここでいう「平均単価」は、同ページ参考として示される「支払対価の計算方法」にある金額をその年の発生土総量で除した数値と理解しますが、その数値の変動要因は当該年の発生土総量のみとなります。（当初の提案時に有価分の単価・提案量、非有価分の単価は固定されてしまう。）これによると、発生土総量が15200tを超えた場合は常に「平均単価」は当初提案時の平均単価を超えることになります。事業契約書（案）でご提示された【発生土有効利用の考え方】では、提案例の平均単価は12019円（12200t×15000円-3000t×100を総量15200tで除した数値）ですが、実績例 では12483円（224.7百万円÷総量18000t）と平均単価が上昇しています。よって有価分の処理量が提案量を上回っても発生土総量が15200tを超えたため平均単価が上昇し、SPCとしてメリットが享受できなくなる、と文面からは解釈されます。実施方針P29の表記から「非有価分を含めた平均単価が低下した場合には」の記述を削除した形が正しいのではないのでしょうか。	㈱荏原製作所	事業契約書（素案）別紙5の3（1）イのとおりとします。ご指摘のとおりですが、実施方針P29は発生土量が15200tの場合を想定しております。有価利用実績が有価利用提案を上回り、かつ発生土総量が増加した場合の考え方については、事業契約書（素案）別紙5の実績例 をご覧ください。平均単価が上昇しても、有価分については、乙の処理コストが低いことに鑑みると十分メリットがあると考えます。
46	1：実施方針	別紙2	29		3	2	イ	質問回答220 サービス購入料の固定費及び変動費の詳細につきまして、提案内容をよりよいものにするため、出来ることであれば入札公告に先立ち出来るだけ早くお示し下さいますようお願いいたします。（各委託者との契約条件の設定の仕方に関係致します。）	月島機械㈱	入札公告時までお待ちください。
47	1：実施方針	別紙3	30	1				常用発電設備等を使用する場合、その電力供給量は環境影響評価の対象とならない範囲で提案することとあります。本実施方針に記載された環境影響評価の対象範囲については、「埼玉県環境影響評価条例」に基づく対象範囲と理解しております。しかしながら、大久保浄水場が位置するさいたま市では、平成17年4月1日に「さいたま市環境影響評価条例」の全面施行に向けて、対象事業の規模要件や手続の細目などについて定める規則の制定、環境影響評価の項目及び方法などについて定める技術指針の策定などに取り組んでいく発表がされております。当PFI事業のスケジュールから考えると、当さいたま市環境影響評価条例も当然遵守すべき条例と考えておりますがよろしいでしょうか。また、遵守する場合、環境影響評価の対象範囲が上乘せ基準等により変わる可能性があります。その点に関する環境影響評価の実施、工期の遅延等は事業者側のリスクとなるのでしょうか。	東京電力(株)	さいたま市環境影響評価条例は当然遵守すべき条例です。本事業におきましてはその電力供給量は環境影響評価の対象としない範囲で実施していただくとしています。条例改正にかかる情報の入手に配慮して下さい。

NO	資料名	別紙等	ページ	大分類	中分類	小分類	その他	質問等	質問者	回答
48	1：実施方針	別紙3	30	2				ガス導管を布設する場合の負担金は企業局殿で別途考慮され则认为てよろしいでしょうか。	東京電力(株)	ガス導管を布設する場合の負担金は、事業者負担としますので、提案価格に含めてください。
49	1：実施方針	別紙3	30		1			調整基準C I Fの変動以外によるガス料金の変動リスク（契約形態の変更など）は、事業者側の負担となると考えてよろしいでしょうか。	東京電力(株)	ご質問のとおりです。
50	1：実施方針	別紙3	30		2			重油等による常用電源施設を用いた場合は近隣環境へ悪影響を及ぼすと考えられますが、提案の評価において環境面での足切り等はお考えでしょうか。	東京電力(株)	環境への影響に関する事項を評価対象にする方向で検討しておりますが、足切り等については想定しておりません。詳細は入札公告時に公表する落札者決定基準をご覧ください。
51	1：実施方針	別紙3	30		2			重油等による常用電源施設を用いた場合、埼玉県における「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針」の指導基準値を満足するばい煙対策を行う必要があると考えるよろしいでしょうか。	東京電力(株)	ご質問のとおりです。
52	1：実施方針	別紙4	35		4		表1	各系列の機器に予備機等を設ける提案が考えられますが、予備機等の稼働により施設能力を確保する事ができる場合においては「設備能力は低下していない」という判断から、故障機器等を至急修理する事でペナルティを免除頂けると考えてよろしいでしょうか。	月島機械(株)	ご質問のとおりです。
53	2：業務要求水準書（案）	添付資料1						既設汚泥調整池(1号池～6号池)の水位計の更新の予定はありますでしょうか。また、界面計についても更新の予定はありますでしょうか。	大成建設(株)	水位計は平成23年度の更新計画をしていました。既設施設の界面計は、現在使用していないため更新の予定はありません。現在は、ポータブル界面計を使用して、職員が計測をしています。
54	2：業務要求水準書（案）	添付資料1						既設汚泥調整池施設の返送ポンプ室及び電気室などに設備されている照明設備、外灯設備、自動火災報知設備、電話設備及び換気設備の更新の予定はありますでしょうか。	大成建設(株)	ご質問の設備の更新予定はありません。随時の修繕・更新としています。
55	2：業務要求水準書（案）	添付資料2						既設汚泥調整池施設の高濁度用タンク、室内排水ポンプなどと配管材料などの更新時期を教えてください。	大成建設(株)	高濁度用タンクは使用実績がないため、更新を考えておりません。室内排水ポンプ及び配管材料の更新も現在の所、予定がありません。設置年度を考慮し、提案して下さい。
56	2：業務要求水準書（案）	添付資料5	24	5				浄水場で注入された活性炭は最終注入時間からどのくらいの期間、脱水ケーキへの残留が継続するでしょうか	東京電力(株)	時期及び注入濃度により異なりますので、継続時間は多様です。
57	2：業務要求水準書（案）	添付資料5					薬品の使用実績	平成15年12月5日付の実施方針等に関する質問への回答No.670におきまして、高度浄水処理が導入された場合でも粉末活性炭を注入する予定であり、使用量は減少するとの記述がございます。その際は「有償配布資料の付属資料5」でご提示頂いている投入期間及びその投入量より低下する、と考えて宜しいでしょうか。 また、活性炭を常時注入する場合は、年間を通して脱水ケーキの品質に影響が及びますので、「浄水方法の変更」と考えますがいかがでしょうか。	月島機械(株)	高度浄水処理が導入された場合でも粉末活性炭を注入する予定ですが、使用量は減少すると考えられます。活性炭を常時注入する場合は、年間を通して脱水ケーキの品質に影響がでると考えられますが、「浄水方法の変更」とは考えてはいません。

NO	資料名	別紙等	ページ	大分類	中分類	小分類	その他	質問等	質問者	回答
58	2：業務要求水準書（案）	別紙1	1					原水の水質データは、特定事業の選定・公表後に閲覧させていただけるとの回答をいただきましたが、晴天時・雨天時の相違、季節による相違が識別できるデータでしょうか？閲覧データの内容からより詳細な調査が必要と判断した場合は別途浄水場内で水質調査を実施してもかまわないでしょうか？	清水建設㈱	対応可能です。
59	2：業務要求水準書（案）	別紙2	4					浄水場施設保安電力負荷リストにおいて表洗ポンプおよび逆洗ポンプ補機は発電機からの給電対象となっており、主機は給電対象となっておりません。このことは、ろ過池洗浄中の商用受電停電発生時は、ろ過池の各弁を閉めて工程を中断する運用と解釈してよろしいでしょうか。	(株)明電舎	ご質問のとおりです。
60	2：業務要求水準書（案）	別紙2	4					浄水場施設保安電力負荷リストにおいて揚水ポンプ補機は発電機からの給電対象となっており、主機は給電対象となっておりません。このことは、停電直前のPC浄水池水位で1時間の送水は可能であると解釈してよろしいでしょうか。	(株)明電舎	揚水ポンプの運転は停電時考えておりません。また、PC浄水池水位の残存水圧による送水は不可能です。非常用電源電力量は補機の初期状態復帰動力を考慮しています。
61	2：業務要求水準書（案）	別紙2					注 4	第1回質問の回答に「非常時給水は停電後1時間以内は行わない」とありますが、商用受電停電時は、送水ポンプが1時間停止しても受益者側配水池容量は1時間以上の配水能力があると解釈してよろしいでしょうか。参考用として受益者側の配水池容積と受水量（m ³ /日）をご教示願います。	(株)明電舎	非常時給水を開始するには、その所要時間を最低1時間と考えており、受益者側配水池容量を考慮したものではありません。受益者側配水池容量は「水道統計（日本水道協会）」で、お調べ下さい。
62	2：業務要求水準書（案）	別紙2						非常用電源設備の対象負荷として、浄水場施設保安電力負荷などを示されていますが、各個々の負荷の容量は定格容量になっていますが、現在、使用されている負荷（非常用負荷全体）の需要率を教えてください。	大成建設㈱	非常用負荷設備のみでの運転実績が無いため、負荷の需要率は把握していません。
63	2：業務要求水準書（案）	別紙3						西部中央系送水ポンプ1・2・4号の特性データをく電動機容量とポンプを組み合わせた際の軸動力の実績値）をご提供願います。	(株)明電舎	参考資料集付属資料11（西部－中央送水ポンプ用電動機起動電流測定結果）を参照してください。軸動力のデータはありませんが、電流値、電力値等をご確認いただけます。
64	2：業務要求水準書（案）	別紙7	2				○発生砂計画量	発生砂計画量の算定において、埼玉県行田浄水場の沈砂池効果を参考とありますが、行田浄水場沈砂池内沈殿土の土質データ（粒度分布・含水率等）及び取水量・原水濁度・沈砂発生量の詳細な記録がございましたら提示願います。	清水建設㈱	平成14年度の年間取水量は131,088千m ³ 、平成14年度の平均濁度は12度です。複数年に1度の搬出をしているため、沈砂発生量及び土質等についての正確な記録はありません。
65	2：業務要求水準書（案）	別図1						大久保浄水場全体図に示されているPFI事業用地内に埼玉県企業局殿で整備する計画共同溝が通りますでしょうか。	大成建設㈱	事業用地内に企業局で共同溝を整備する計画はありません。事業用地内の共同溝及び事業用地外に整備される企業局共同溝への接続共同溝は事業者の提案になります。
66	2：業務要求水準書（案）	別図1						大久保浄水場全体図に示されているPFI事業用地の境界線のうち南東コーナーの公園駐車場付近の状況について質問します。図面ではPFI事業用地と公園駐車場が接しているように見受けられますが、接していると判断してよろしいでしょうか、ご教示下さい。	大成建設㈱	閲覧しましたように、PFI事業用地と公園駐車場は接していません。
67	2：業務要求水準書（案）		1				付属資料 1 8	浄水場発生活泥溶出試験は、付属資料に示される検査項目と同様の検査を、年1回実施しなければなりません。	㈱東芝	発生土を有価利用される事業者の判断で、実施して下さい。
68	2：業務要求水準書（案）		1				付属資料 1 9	浄水場発生活泥溶出性試験は、付属資料に示される検査項目と同様の検査を、年1回実施しなければなりません。	㈱東芝	回答67を参照して下さい。
69	2：業務要求水準書（案）		2	1	1			緑地面積を確保するために、屋上緑化の提案も可能でしょうか。	大成建設㈱	樹木の種類にもよって判断が違うと思われるので、さいたま市みどり課に確認が必要です。

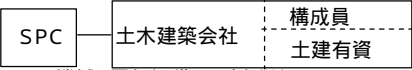
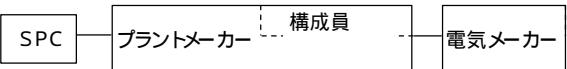
NO	資料名	別紙等	ページ	大分類	中分類	小分類	その他	質問等	質問者	回答
70	2：業務要求水準書（案）		2	1	1			敷地の範囲が示されておりますが、建築申請上の敷地は県で取得済みの浄水場北側用地全体と考えてよろしいでしょうか。（既設汚泥調整池から将来予定の雨水調整池まで） 開発課と企業局との調整事項があれば内容をご教示ください。 ・隣接する企業局敷地に本事業の構造物の日影が生じる可能性があります。 ・浄化槽排水にも影響があります。	大成建設㈱	建築申請上の敷地の範囲はご質問のとおりです。また、さいたま市の建築審査課からの特別な指示はありませんが、日陰による被害が北側の稲作に生じないよう留意することが必要です。また、浄化槽の排水先は、浄化槽の容量の大きさによって異なるため一概に言えません。詳細については、さいたま市河川整備課と協議が必要になります。
71	2：業務要求水準書（案）		2	1	1			非常用電源設備などで必要となる騒音規制法では大久保浄水場は無指定地域となっているようですが、騒音規制基準は一番厳しい「第1種区域」の適用となるのでしょうか。	大成建設㈱	用途地域以外の地域に当てはまることから第2種区域に適用になると思われますが、さいたま市にご確認下さい。
72	2：業務要求水準書（案）		4	1	3	2	表1-3	[排水処理施設][既存]（継続使用施設）の汚泥調整池（電気・機械・計装設備を含む）の事業範囲が、[設計建設□：一部改造][維持管理○：対象範囲][運営○：対象範囲]と記載されています。 事業契約書（素案）の第46条4項においては、「汚泥調整池施設内の配管一式は乙の維持管理対象とする」とされており、電気・機械・計装設備の機器が維持管理の対象であるか否かの明示がありません。	(株)石垣	第46条4項に、ご指摘のとおり追加いたします。
73	2：業務要求水準書（案）		4	1	3	2	表1-3	維持管理対象となる、既存汚泥調整池設備の配管範囲を図示した資料をご提示いただけませんか？	三機工業㈱	入札公告時に提示します業務要求水準書にてご確認下さい。
74	2：業務要求水準書（案）		5	1	3	4		東京電力からの送電が停止した場合、排水処理設備側への送泥は停止されるものと考えてよろしいでしょうか。	東京電力(株)	ご質問のとおりです。
75	2：業務要求水準書（案）		5	1	3	4		非常時、浄水場の稼働負荷の負荷制御は浄水場側の計算機で行い、非常用電源設備へ始動準備完了信号、浄水場負荷の始動順序信号を頂き、非常用電源設備を運転することになるとのことですよろしいでしょうか。	大成建設㈱	非常時の負荷制御の自動化は考えておりません。業務要求水準書（案）で提示しました、復電時、負荷制限、非常時給水の3段階の給電パターンを考えています。
76	2：業務要求水準書（案）		5	1	3	4		現在、大久保浄水場は改正省エネルギー法に関わる「エネルギー管理指定工場」に指名され、義務を遂行されていますが、内容を教えて下さい。また、排水処理施設と非常用電源施設との係わり合いを教えてください。	大成建設㈱	平成14年度届け出電気使用量13,696万KWhで届出をしています。現在計画書を策定中です。 排水処理施設と非常用電源施設は、共に老朽化が進み更新時期を迎えたこと、両施設を併せて施工することによる効率化を期待したことにより。
77	2：業務要求水準書（案）		7	1	3	6	ア	平成15年12月5日付の実施方針等に関する質問への回答No.455におきまして、業務要求水準書に記載されている建築構造物の耐用年数は「地方公営企業法施行規則に基づく耐用年数」である旨、記載がございます。業務要求水準書に規定される年数が減価償却算定上の耐用年数が採用されて38年となった場合、本事業の建築構造物は鉄骨造でなく、RC造とする必要があると考えますが、このような解釈でよろしいでしょうか。	月島機械㈱	すべての建築構造物にRC造りを要求するつもりはないので、建築構造物の耐用年数については入札公告時に補正して提示いたします。
78	2：業務要求水準書（案）		7	1	3	6	ア	平成15年12月5日付の実施方針等に関する質問への回答No.522におきまして、企業局殿にて設置される共同溝の輪荷重はT25と御教示頂いておりますが、事業者が設置する共同溝についてご指定はございますか。また、企業局殿にて設置される共同溝と事業者が設置する共同溝を接続する事は可能でしょうか。	月島機械㈱	事業用地内の共同溝強度は提案事項とします。企業局にて設置される共同溝と事業者が設置する共同溝を接続する事は可能です。

NO	資料名	別紙等	ページ	大分類	中分類	小分類	その他	質問等	質問者	回答
79	2：業務要求水準書（案）		7	1	3	6	ア機能及び規格・基準 実施方針質問回答NO.455	機能及び規格・基準のうち「建築構造物は40年以上」との耐久性の記載に関する質問に対して、「地方公営企業法施行規則に基づく耐用年数を考えており、40年を38年に改める方向で検討しています。正式には入札公告時に示します」と回答されています。 地方公営企業法施行規則によると、RC造であれば耐用年数38年のものがありますが、S造では事務所用途を除き38年を満足するものではありません。 建築構造物については、下記のうち の理解でよろしいでしょうか。 RC造であらねばならない 実質的に40年以上の耐久性を	電源開発㈱	回答77を参照してください。
80	2：業務要求水準書（案）		7	1	3	6	ア	第1回質問回答No457に記載されていた建築構造物の開口位置計画レベルをTP+8.1Mと解釈していますが、土木構造物における共同溝入り口も同様と解釈すればよろしいでしょうか。また、共同溝への機器搬入口は止水されていれば開口位置計画レベルの規定はないものと解釈してよろしいでしょうか。	大成建設㈱	ご質問のとおりです。
81	2：業務要求水準書（案）		7	1	3	7		排水処理施設で使用する機器として、UPSなどでインバーターなどを使用することがあれば高調波の発生がありますが、制限を教えてください。	大成建設㈱	高圧または特別高圧で受電する需要家の高調波対策ガイドライン」を参照して下さい。
82	2：業務要求水準書（案）		8	24				工事監理者は建設期間中に現地に常駐する必要がありますか。また、工事監理者の責任の範囲を教えてください。	大成建設㈱	常駐とします。また、工事監理者の責任範囲はSPCの発注工事全般です。
83	2：業務要求水準書（案）		9	2	1	1		既存施設の各池や装置・機器が、現状どのように運営されているかについて、具体的に詳しく御教示願います。	㈱荏原製作所	既存汚泥調整池施設は、バルブの切り替え、泥面管理、返送ポンプの起動停止、日常点検です。操作頻度の極めて少ない施設ですので、閲覧資料をご覧になって、ある程度ご理解いただけたと思います。
84	2：業務要求水準書（案）		9	2	1	1		既存施設の各池や装置・機器について、現状困っている事項や改善したい事項がございましたら、具体的に詳しく御教示願います。	㈱荏原製作所	特に、ありません。
85	2：業務要求水準書（案）		10	2	2			新規排水処理施設と既存汚泥調整池との間は共同溝とする必要がありますか。	㈱日立製作所	事業用地内は共同溝を設けることとしており、ケーブル、配管等は共同溝内に設置することとします。既設共同溝と事業者の設置する共同溝との連絡は提案とします。
86	2：業務要求水準書（案）		10	2	2	2	ウ	既存汚泥調整池からの返送水は西部系取水ポンプ井に返送しますが、西部系取水ポンプ井の液面レベル（Lレベル、Hレベル）と西部系取水ポンプ井での返送水管の吐出レベルを御教示ください。 また、西部系ポンプ井までの返送水配管図を公開して頂けないでしょうか。	(株) 石垣	西部系取水ポンプ井はLWL - 0.1、HWL + 4.3です。 返送管吐出レベルは約+5.3です。 図面は閲覧時に公開しました。
87	2：業務要求水準書（案）		10	2	2	2	ウ	新設濃縮槽の上澄水及び脱水工程で発生した排水は、沈砂池下流の取水ポンプ井に返送することになっていますが、配管ルート等を検討するために取水ポンプ井の液面レベル（Lレベル、Hレベル）を御教示ください。また、取水ポンプ井回りの図面を公開して頂けないでしょうか。	(株) 石垣	閲覧時公開しました。
88	2：業務要求水準書（案）		10	2	2	2	ア、イ、ウ	新設排水処理施設と沈砂池下流取水ポンプ井、既存汚泥調整池間の各種配管については事業者提案とのことですが、 新設排水処理施設と沈砂池下流取水ポンプ井間のルートは、必ずしも共同溝内でなくて良いとの解釈でよろしいのでしょうか？ 建設中沈砂池、P C浄水池予定地内のルートも、閲覧に供された地下埋設物以外の制約は無いと考えてよろしいのでしょうか？	三機工業㈱	については業務要求水準書（案）のとおりで、北系電気室ー取水ポンプ棟間の共同溝内には、ケーブルを布設してください。それ以外の区間については事業者提案としています。 つきましては、ご質問のとおりですが、施工時は試掘による確認が必要です。

NO	資料名	別紙等	ページ	大分類	中分類	小分類	その他	質問等	質問者	回答
89	2：業務要求水準書（案）		10	2	2	2	ア、イ	既設汚泥調整池流入弁(1号～6号)と既設汚泥調整池流出弁(1号～6号)の仕様変更は可能でしょうか。	大成建設㈱	可能です。
90	2：業務要求水準書（案）		10	2	2	2	ウ	新設する汚泥濃縮槽の返送先は沈砂池下流の取水ポンプ井になっていますが、詳細の場所を提示して下さい。	大成建設㈱	入札公告時に提示します。業務要求水準書にてご確認ください。
91	2：業務要求水準書（案）		10	2	2	2	エ	既設汚泥調整池敷地内（4号汚泥調整池南部、2号汚泥調整池西部の空き地）に、新たな施設を建設することは可能でしょうか。	大成建設㈱	将来の計画があるため不可能です。
92	2：業務要求水準書（案）		10	2	2	2		既設汚泥調整池施設の既設返送ポンプ室の設置機器及び設置環境(耐震建築なども含む)を教えてください。土木・建築・機械設備及び電気計装設備などの図面を入手できますでしょうか。	大成建設㈱	閲覧したとおりです。
93	2：業務要求水準書（案）		11	2	2	4	ア	場内道路の道路排水計画高を遵守した上で、事業用地内の外構に起伏を設けることは可能でしょうか。	月島機械㈱	可能です。
94	2：業務要求水準書（案）		11	2	2	3	ウ	非常用電源から送電時、東京電力からの送電が復旧した際の、系統電力への電源系統切替え方法としては停電切替えと考えるのでしょうか。また、無停電切替えが必要な場合、同期検定に必要な信号線の敷設等は企業局にて実施いただけたらと考えてよろしいでしょうか。	東京電力(株)	停電切り替えです。
95	2：業務要求水準書（案）		11	2	2	3		既設汚泥調整池関連の動力負荷などへの電源供給方法は排水処理施設電気室から6,000Vの1回線として、変圧器は1バンクで動力負荷電圧は既設に合わせて、3相3線式200Vとすることでよろしいでしょうか。	大成建設㈱	変圧器は企業局が更新します。仕様は6000V,3000Vのタイランスです。現在はこちらの質問のとおり計画です。
96	2：業務要求水準書（案）		11	2	2	4		事業用地内に電話設備を設ける場合、浄水場電話交換機経由でしょうか。それとも事業者単独での引込となるのでしょうか。または浄水場電話交換機経由となる場合、取り扱い点を教えてください。	大成建設㈱	電話設備は独立して設けていただきます。
97	2：業務要求水準書（案）		11	2	2	4	ウ	沈砂池とPFI事業用地に挟まれた敷地の雨水排水は、PFI事業用地内を横断することはありますでしょうか。	大成建設㈱	横断することはありません。
98	2：業務要求水準書（案）		11	2	3		イ	送電設備で、「共同溝から汚泥調整池電気室間は、ケーブルビット等を事業者が築造し布設する」とありますが、電力ケーブルの布設にあたって、既設汚泥調整池の地下に設置されている共同溝を利用することはできないでしょうか。	東京電力(株)	入札公告にて提示します。
99	2：業務要求水準書（案）		12	2	2	4	エ	浄化槽の排水について、既設（取水ポンプ棟）にも浄化槽があります。本事業の施設と同一敷地とみなされる場合には放流管の統一を要求される場合があります。既設改造工事及び放流管等の維持管理も本事業に含まれるでしょうか。	大成建設㈱	提案される浄化槽の排水量によって、いたま市の判断が異なる場合が考えられ、契約締結後、いたま市と協議が必要になります。
100	2：業務要求水準書（案）		12	2	2	4	オ	省エネタイプの照明設備の整備と明記されていますが、事業用地内各施設の照明設備について照度基準、照明器具基準等がありましたら教えてください。	大成建設㈱	労働安全衛生法、労働安全衛生規則を参照して下さい。
101	2：業務要求水準書（案）		12	2	2	4	カ	外周フェンスの監視、管理が必要と思われますが侵入警報装置は必要でしょうか。門扉の監視、管理が必要と思われますが電動門扉は必要でしょうか。	大成建設㈱	浄水場は機械警備を導入していますので、同程度の警備として下さい。門扉の監視、管理及び電動門扉等は提案事項とします。
102	2：業務要求水準書（案）		12	2	2	4	ク、ケ	上水道・工業用水道との接続について 上水道・工業用水道の分岐箇所から排水処理施設への配管は企業局で整備する共同溝を使用することが可能ですか。 上水道・工業用水道の供給停止（断水）の可能性はありますか。 可能性がある場合の想定停止時間を教えてください。	大成建設㈱	企業局が計画している共同溝はケーブルの収納は考慮していますが、配管収納は考慮していません。上水道の取り合いは第1回質問回答の№528を参照して下さい。また、工業用水は電気点検時、年に1度約6時間程度停止します。
103	2：業務要求水準書（案）		12	2	2	4	ク	上水の引込、接続について、第1回質問回答の№528にて『ラインポンプ等を用いて加圧し、配管工事を行って排水処理棟へ圧送して下さい』と明記されていますが、ポンプの設置スペースを含め新設取水ポンプ棟内に設置することが可能であると解釈してよろしいでしょうか。	大成建設㈱	設置は屋外として下さい。

NO	資料名	別紙等	ページ	大分類	中分類	小分類	その他	質問等	質問者	回答
104	2：業務要求水準書（案）		14	3				維持管理業務を行う者が、受託水道業務技術管理者（水道技術管理者）の資格を有している必要がありますか。必要がない場合、上記資格所持者の配置は評価対象となるでしょうか。	(株) 石垣	本事業の場合は必要がないと考えていますが、提案があった場合の評価については審査委員会で決定します。
105	2：業務要求水準書（案）		17	3	4	3		既存汚泥調整地に使用する電力費用も事業者の負担ですか。	(株) 日立製作所	ご質問のとおりです。
106	2：業務要求水準書（案）		17	3	4	3		前回の質問回答の中で、非常用電源施設から発電される電力は企業局の所有となっており、企業局から事業者側に送電する電力を計量する電力量計は企業局設置となっていますが、ここで言う電力量計は北系電気室内に設置されるもので、事業者が購入する電力量を計量する電力量計は事業敷地内に事業者側で別途設置する必要はありますか。	東京電力(株)	入札公告時に提示します。
107	2：業務要求水準書（案）		17	3	7			保安及び警備に関し、浄水場と排水処理施設はある程度統合した方が、良い体制が構築可能と考えられます。現状の保安及び警備体制及びシステムをお知らせください。	(株) 荏原製作所	セキュリティの問題もあり個別に回答いたします。
108	2：業務要求水準書（案）		17	3	7			現在、大久保浄水場で行っている「防犯」及び「警備」方法を教えて下さい。特に、防犯警報器、警備通信装置などを使用されている場合は整合性をとる必要があると考えられます。	大成建設(株)	回答107を参照してください。
109	2：業務要求水準書（案）		17		3			企業局殿より送電いただく電力量を計量する電力量計は企業局殿設置と回答をいただいておりますがこの場合、電力量計を設置することによる基本料金の発生は無く、使用した電力料金のみ相殺されと考えて宜しいでしょうか。	月島機械(株)	ご質問のとおりです。
110	2：業務要求水準書（案）		18	4	1	1	ア	既設汚泥移送ポンプのうち、企業局殿で更新を予定している5m ³ /minのポンプ及び返送水管φ500mmの規模を変更して小さくすることは提案事項とさせていただきますでしょうか、ご教示下さい。	大成建設(株)	提案事項とします。
111	2：業務要求水準書（案）		18	4	1	1	ア	汚泥調整池からの上澄水返送水管φ300、φ500の管種を教えてください。	大成建設(株)	埋設管はダクタイル鋳鉄管です。また、伏越以降は鋼管です。
112	2：業務要求水準書（案）		19	4	1	1	イ	平成15年12月5日付の実施方針等に関する質問への回答No.590におきまして、最大実績値を超過する汚泥量に関するリスクは企業局殿側との記載がございます。汚泥の受入量につきましては、過去実績最大値（昭和58年）の20,598t-ds/年以上は企業局殿のリスクと考えて宜しいでしょうか。また、回答No.186におきまして、発生土の有効利用業務につきましては年間発生土量が23,000t-ds/年以上は企業局殿のリスクとの記載がございますが、汚泥量と発生土の有効利用で数値が異なるという認識でよろしいでしょうか。	月島機械(株)	業務要求水準書（案）P19の表4-2実績汚泥発生量を参照してください。23,000t-ds/年は、取水量実績値を110万m ³ /日で補整した際の汚泥発生量です。
113	2：業務要求水準書（案）		20	4	1	5	実施方針等に関する質問への回答No608	実施方針等に関する質問への回答No608にて、天日乾燥床からの排砂の搬出回数を4回/年と回答されています。良好な発生砂を得る為に、沈砂池から天日乾燥床への排砂計画（排砂回数、排砂量、乾燥床の選択等）について、企業局殿と事業者との間で協議の機会を設けることが可能ですか。	(株) 石垣	可能です。
114	2：業務要求水準書（案）		21	4	1	7		大久保浄水場管理室に設置する排水処理施設の監視盤と排水処理施設との電源線及び信号線の経路を教えてください。また、大久保浄水場管理室に設置する監視盤の場所及び電源支給を受ける電源盤の場所、接地の場所、信号の取り合いを行う既設監視盤の場所などを教えてください。また、排水処理施設の監視盤の設置条件（既設監視盤との信号の取り合い方式、設置環境など）を教えてください。	大成建設(株)	計画共同溝は発注前のため公表できませんが、大久保浄水場管理室に設置する排水処理施設の監視盤と排水処理施設との電源線及び信号線の布設距離は約800mです。大久保浄水場管理室に設置する排水処理施設の監視盤と大久保浄水場の既設監視盤との信号の取り合いは考えていません。電源・接地用のケーブル長は、約50mを見込んで下さい。
115	5：事業契約書（案）		1	4			30	「不可抗力」の対象項目に「感染症・疫病の蔓延」の追加をお願いいたします。	月島機械(株)	ご意見として承ります。

NO	資料名	別紙等	ページ	大分類	中分類	小分類	その他	質問等	質問者	回答
116	5:事業契約書(案)		1	4				定義として「第三者」を付け加え願います。契約上で第三者と言えば、発注者(企業庁殿)=First Party、受注者(SPC)=Second Partyで、その他(スポンサー企業・協力企業・等)すべてThird Party(第三者)に当たりますが、その趣旨で書かれているのか疑問の部分(第8条・第9条)があります。上記の理解で正しいか否か別として、定義を定め明確化しておくべきと考えます。	富士電機システムズ(株)	原案のとおりとします。
117	5:事業契約書(案)		2	4	31			「分界点」の定義において、「詳細は甲と乙が協議して定めることとする」となっておりますが大まかな境界は公表頂けないでしょうか。	三機工業(株)	公表済みの要求水準書(案)第2設計業務の2並びに第3維持管理業務の2などを参照してください。
118	5:事業契約書(案)		2	4			(18)大規模修繕	「主要施設」の定義について、具体的にお示しください。また、「(前略)設備・建築物等の全面塗装工事等の多額の費用及び長期の期間の工期を要する修繕をいう。」のうち、「多額」および「長期の期間」の定義につき、具体的にお示しください。	電源開発(株)	主要施設は、施設性能を実現する施設と考えています。また、「多額」とは金額的には250万円を超える場合を想定しています。「長期」については、1ヶ月を超える期間を考えています。
119	5:事業契約書(案)		2	4		31		「分界点」は事業者の責任範囲を確定する上で重要なものです。事業者の提案内容に影響される可能性もあるので、入札前に一律に決めることが出来ない部分もあるとは思いますが、入札公告の段階で出来る範囲で明確に示していただけるようお願いいたします。また、入札後に企業局と落札事業者との協議により確定される部分がある場合、どの時点で、どのような方法で確定されるのか(例えば、甲乙間で確認書を交わす、等)を明記していただけるようお願いいたします。	大成建設(株)	「分界点」については、回答117を参照してください。また、入札後に企業局と事業者との協議により確定される部分がある場合には、速やかに確認協議の上、契約書別紙又は覚書により規定するものとしします。
120	5:事業契約書(案)		3	4			(34)法令変更	「法令の制定及び改廃」について、下記の理解でよろしいでしょうか。 ・県以外の機関の権限に属する法令の制定または改廃(規制変更および税制変更、ならびに最高裁判所の確定判決による法令の解釈の変更を含むがこれに限られない。)であって、本事業に係る提案書提出日以降に公布されたものをいう。ただし、県の権限に属する法令の制定または改廃のうち、乙または本件施設等以外にも非差別的に一般的に適用されるものは、法令変更とみなす。	電源開発(株)	県の権限に属する法令の制定または改廃であっても法令変更に含まれます。
121	5:事業契約書(案)		3	4			(37)本件引渡日	「現実に引き渡した日」とは、平成20年3月31日までに引渡される本件施設等に係る受領書の交付日という理解でよろしいでしょうか。	電源開発(株)	「現実に引き渡した日」とは、受領書の交付日です。なお、契約書(素案)35条の「平成20年3月31日までに」を「平成20年3月31日に」と改める予定です。
122	5:事業契約書(案)		3	5	1			改良には、運営期間中の施設等の改良が含まれますか。その場合、改良部分の瑕疵担保期間は延長されないとの理解でよろしいですか。	(株)日立製作所	瑕疵担保期間は延長されませんが、事業者は、本件施設等につき、契約期間中は要求水準書に適用状態に、契約期間満了時には第63条第2項に規定する状態にしておく必要があります。
123	5:事業契約書(案)		3	8	1			本契約上の地位又は本契約により生じる権利若しくは義務に関し、融資期間への担保提供のご承諾については前向きにお考えいただけたらと考えてよろしいでしょうか?	日立造船(株)	ご質問のとおりです。
124	5:事業契約書(案)		3	8	2		権利義務の譲渡等	株主以外の者に対して新たに発行する株式の承諾要件について、具体的にお示しください。	電源開発(株)	承諾の要件についてはお示しすることができません。
125	5:事業契約書(案)		3	8				契約上の第三者とは、企業局殿とSPC以外ということで、スポンサー・融資金融機関をも含むものと解釈しますが、プロジェクトファイナンスを成立させるためには、全てのプロジェクト関連契約は融資金融機関に対して担保設定がなされることが不可欠と考えます。その場合には、企業庁殿の許可は原則的に得られるものと理解しても宜しいでしょうか。	富士電機システムズ(株)	ご理解のとおりです。

NO	資料名	別紙等	ページ	大分類	中分類	小分類	その他	質問等	質問者	回答
126	5：事業契約書（案）		3	9	6			ここで、言われている第三者とは県企業局殿、SPC（協力企業、融資金融機関を含む）以外と理解して宜しいでしょうか。SPCが独自に行う業務はほとんどございませんので通常は、EPC、運転・維持管理、発生土の有効利用等の大部分を第三者に一括委任するを行なわなければ運営することが出来ません。再考をお願いいたします。また、第15条の第三者への委任等との違いについてご教示下さい。	月島機械㈱	ご指摘の点については、第15条及び第39条が「特別な定め」にあたり、かかる規定に従う限り、第三者へ委任することは認められます。第三者の範囲については、ご理解のとおりです。
127	5：事業契約書（案）		3	9			一括委任等の禁止	「本事業の全部又は本事業を構成する各事業の全部若しくは大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。」とありますが、一方、P6第15条及びP12第39条ではそれぞれ、設計及び建設、本件施設等の維持管理・運営について甲の承諾を得た場合にはその全部又は一部を請負わせることができるとされています。甲の承諾を得られる場合と得られない場合とは、具体的にどんな場合でしょうか。	鹿島建設㈱	回答126を参照してください。なお、承諾の要件についてはお示しすることができません。
128	5：事業契約書（案）		3	9				SPCのリスクを減らす為、各主要業務の委託先を一本化し、構成員（或いは協力企業）に委任する場合があります。以下のような場合は、第9条における一括委任等の禁止にはあたらないと考えますが、宜しいでしょうか？またこうした場合窓口の一社で建設企業の全ての経営審査のポイントを上回することは困難なため、スキーム上は再委託先となりますが、構成員で資格要件を満たすことが出来る、或いは資格要件を満たす構成員以外の会社を再委託先においても参加資格要件を満たすことが出来ると考えて良いでしょうか。 (土木建築を一括発注)  (機械、電気設備を一括発注)  (機械、電気設備を一括発注) 	月島機械㈱	参加資格判定の対象となる業務については、すべて元請け企業により実施していただく必要があります。したがって、ご質問にあるような、電気メーカー（構成員）がプラントメーカーの下請けとなることは出来ません。
129	5：事業契約書（案）		3	9				契約上の第三者とは、企業局殿とSPC以外ということで、スポンサー・融資金融機関をも含むものと解釈しますが、SPCが独自で遂行する業務は殆ど皆無であり、スポンサー企業およびその他協力企業が主体となって業務遂行に当たることとなります。本事業の全部もしくは大部分を一括して委任し又は請け負わすということはありませんが、本事業を構成する各事業（EPC、O&M、発生土有効利用等）のレベルでの一括委任・下請け負いを行わなければ、事業は成立しえないものと考えます。これら提案に基づく委任行為は、第15条・第39条が本条で言う「特段の定め」に相当すると理解して宜しいでしょうか。	富士電機システムズ㈱	ご理解のとおりです。
130	5：事業契約書（案）		4	10	2			解釈の優先順位は、本契約、入札説明書等、民間事業者提案の順とありますが、事業者提案は入札説明書の内容に基づき提出され、契約書はその提案内容に基づいた事業者選定が行われた結果締結されるものであるため、契約書、事業者提案、入札説明書等の順で解釈されるものと思いますがいかがですか。又実施方針、実施方針質問書回答、事業契約書質問書の扱いはどのように規定されますか。	㈱日立製作所	原案のとおりとします。質問回答は入札説明書等に含まれますが、同じ質問回答のレベル内で齟齬があった場合には後から公表した質問回答が優先すると考えています。また、実施方針は、入札説明書等の準備のための文書であり、入札説明書等に記載のない事項で、実施方針にあるものについてのみ実施方針によるものとします。

NO	資料名	別紙等	ページ	大分類	中分類	小分類	その他	質問等	質問者	回答
131	5：事業契約書（案）		4	11	1			許認可において、「法令上甲が申請すべきもの」とは、具体的にはどのような許認可でしょうか。	東京電力(株)	法令によって公共が申請することを要求されている許認可を指します。
132	5：事業契約書（案）		4	11	2			事業履行のために必要な許認可の申請以外の会社登記や労働基準監督署への届出等については、事前説明、事後報告は行わないことでよろしいですか。	㈱日立製作所	必要な説明・報告は適宜お願いします。
133	5：事業契約書（案）		4	11	5		生活環境影響評価	生活環境影響調査は通年の現況調査も乙が実施するのでしょうか、それとも現況調査は既に県の方で実施済みなのでしょうか。現況調査を改めて実施するという前提ならば、運営開始までのスケジュールを県はどのように想定されているのでしょうか。	鹿島建設㈱	事業者が実施します。契約後、すぐに実施すれば間に合うと考えています。
134	5：事業契約書（案）		4	11	1, 6			乙が建設業許可を取得する必要があるのでしょうか。あるいは構成員が取得していれば宜しいのでしょうか。ご教示頂けませんでしょうか。	三機工業㈱	乙が建設工事の発注者となるため乙が建設業法上の許可業者である必要はありません。乙から建設工事を請け負う企業は構成員又は協力企業となります。
135	5：事業契約書（案）		4	12	1			契約保証金はどの時点で事業者に戻還されるのでしょうか。	東京電力(株)	本件施設の引き渡し時に請求を受け、受領後14日以内とします。
136	5：事業契約書（案）		4	12	1			履行保証は設計/建設費相当額の100分の10とあります。しかし、この設計/建設費相当額は数百億円になると思われるため、その10%を履行保証として積むことは、近時の景気動向に鑑みても民間企業として非現実的な金額と感じます。確かに、海外工事で10%の履行保証は見受けられますが、それは海外の弱小工事実績のない企業が安値で落札したものの資金が続かず工事を途中で放棄するのを防止する趣旨と考えられます。しかし、今回はこのような事情は工事实績のある企業が参加する国内工事において海外工事と同様の形で履行保証を規定すること自体違和感があります。したがって、出来ましたら本規定は削除していただくことを希望します。もし全体を削除することが無理である場合、100分の1としていただくようお願い申し上げます。	㈱荏原製作所	原案のとおりとします。契約保証金の率については、埼玉県財務規則、埼玉県公営企業財務規程に定められています。
137	5：事業契約書（案）		4	12	2		保証書	別紙13の保証書は、履行保証保険を付保することにより不要との内容である事を、念のため確認いたします。	鹿島建設㈱	ご理解のとおりです。
138	5：事業契約書（案）		4	12	2			「甲が合理的に満足する内容の履行保証保険を付保すること」とありますが事業保険会社の履行保証保険で宜しいのでしょうか。また、企業局殿にて想定されている「合理的に満足する内容の履行保証保険」を具体的にご教示頂けませんでしょうか。	三機工業㈱	前段については、ご質問のとおりです。後段については、履行がなされなかった際に、甲が代替措置を講じる為に十分な保証がある程度の履行保証保険であり、事業契約書（素案）12条2項に示すとおりです。
139	5：事業契約書（案）		4	12	2		履行保証	保証を差し入れる場合、甲が適当と認める者の要件について、具体的にお示しください。	電源開発㈱	代表者と同等以上の信用力があると認められるということが要件となります。
140	5：事業契約書（案）		4	12	2			1. 乙の株主による保証または履行保証保険の付保により、「前項の契約保証金の納付の免除を認めることができる。」と記載されていますが、これらのいずれかを満たした場合には、必ず契約保証金の納付が免除されると理解してよろしいでしょうか。 2. 履行保証保険を付保した場合には、運営期間中の保証は不要であると考えてよいでしょうか。 3. 履行保証保険の保険契約者は、事業者より建設工事を請負う建設企業でのよろしいでしょうか。	大成建設㈱	1. ご理解のとおりです。 2. ご理解のとおりです。 3. ご理解のとおりです。

NO	資料名	別紙等	ページ	大分類	中分類	小分類	その他	質問等	質問者	回答
141	5：事業契約書（案）		4	12	2			契約保証金の納付の免除を求める場合に、乙の株主による保証が第12条2項として上げられていますが、この条文において、「代表者」による保証の差し入れは、企業局殿が「適当と認める」か否かに関わらず、認められるのでしょうか？ また、本項にばいて、企業局殿が「適当と認める」か否かについての客観的基準をお教え下さい。（客観的基準をお示しいただかないと、提案において、履行保証保険を前提とするか、あるいは保証で代替するかという、提案価格にも関連する部分についての決定が困難であるため、宜しくお願い致します。）	日立造船(株)	代表者であっても、必ずしも甲が適当と認める者となるとは限りません。 客観的な基準はお示しできません。かかる長期の保証を行なう能力があるかを、当該会社の規模、信用状況等を総合的に考慮して判断します。
142	5：事業契約書（案）		4	12				契約保証金は完成引渡時に返還されるのでしょうか。	大成建設(株)	回答135を参照してください。
143	5：事業契約書（案）		5	13	3			「甲は、契約締結後、事業場所を業務要求水準書に規定された状態で乙に貸し付ける」とありますが、業務要求水準書に規定されている事業場所の状態は、2ページの表1-1に「用地南側に公園がある。」と規定され、別図1にその範囲が示されているのみで、事業場所そのものの状態に関する具体的な記述がありません。どのような状態で事業場所を引き渡していただけるのか、より具体的に記載していただけるようお願いいたします。	大成建設(株)	引渡しの状態については業務要求水準書（案）P11（4）周辺インフラ等に関する分界点 ア敷地整備を参照下さい。
144	5：事業契約書（案）		5	13	3			「業務要求水準書に規定された状態」とは、業務要求水準書（案）のページ2の表1-1事業用地概要のことでしょうか？	前澤工業(株)	回答143を参照下さい。
145	5：事業契約書（案）		5	13	4			事業場所及び作業用地を本件施設等の建設及び改良をする目的以外に使用してはならないとされていますが、本件施設等の維持管理・運営をする目的での使用は事業場所ですできないのでしょうか。	大成建設(株)	維持管理・運営期間中は、事業者はあくまで県から業務委託されているにすぎず、事業者に独立の使用権限を認めるものではありません。
146	5：事業契約書（案）		5	13	6			甲の事業所に適用される法令、許認可等の遵守事項及び甲の管理規定を遵守するものとされており、ここで、言われております県適用法令、許認可、管理規定について具体的にご提示をお願いいたします。	月島機械(株)	水道法施行規則第17条及び大久保浄水場の警備計画等が該当します。なお、セキュリティに関する事項であり、必要であれば、個別に対応します。
147	5：事業契約書（案）		5	13	6			甲の管理規程を遵守するとありますが、これにより乙の警備計画等で考慮すべきことがありますか。	(株)日立製作所	回答146を参照してください。
148	5：事業契約書（案）		5	13	6			文中の、「事業場所、作業用地又はこれを管理する甲の事業所に適用される法令、許認可等の遵守事項及び甲の管理規定を遵守する」とありますが、この法令、許認可及び甲の管理規定を具体的にご教示をお願いします。	月島テクノサービス(株)	回答146を参照してください。
149	5：事業契約書（案）		5	13	7			1．本項は、建設期間（＝使用貸借期間）中における事業者の安全管理と警備の責任を規定したものでしょうか。 2．「不可抗力に起因する追加費用として甲が負担する場合」を除き、乙が追加費用を負担すると規定されていますが、「甲の責めに帰すべき事由による場合」も、追加費用は甲の負担となるべきだと思いますので、修正をお願いいたします。	大成建設(株)	1．ご理解のとおりです。 2．趣旨を承いたします。
150	5：事業契約書（案）		5	13	9			事業場所の貸付期間は建設期間のみと理解してよろしいですか。維持運営事業期間中の仮眠所等の占有は使用料で処理するのですか。	(株)日立製作所	ご理解のとおりです。なお、維持管理運営期間中、委託業務の一環としての占有については、使用料等は発生しません。
151	5：事業契約書（案）		5	13	9			事業場所には本件施設等が建設されますから、本項に基づく「原状復帰」は事業契約に基づき施設が建設・改良された部分を除く、ということでしょうか。	大成建設(株)	ご理解のとおりです。

NO	資料名	別紙等	ページ	大分類	中分類	小分類	その他	質問等	質問者	回答
152	5：事業契約書（案）		5	13				使用貸借の対象は「事業場所」とされていますが、本項の規定に基づき事業場所以外の場所について本件施設の一部を設置することとなった場合には、当該場所についても使用貸借契約の締結が必要になるということでしょうか。	大成建設㈱	企業局との協議によりますが、原則ご質問のとおりとご理解ください。
153	5：事業契約書（案）		5	13				使用貸借の始期は、いつでしょうか。事業者が自由に提案することができると考えてよろしいでしょうか。第2項による作業用地の使用貸借についてはいかがでしょうか。	大成建設㈱	事業契約締結後、事業場所に関する使用貸借契約・作業用地に関する使用貸借契約の締結日を使用貸借の始期とします。
154	5：事業契約書（案）		6	15	2			「第三者への委任または請け負いを行う場合において、当該調査、設計又は施工の一部について当該第三者が再委任し、若しくは下請けするときは、乙は、甲に対して事前にその旨を通知しなければならない」とありますが「通知」に関して具体的な通知方法はあるのでしょうか。また再委任する場合、二次協力企業までで宜しいのでしょうか。さらに、予め参加表明で明らかになっている協力企業も通知する必要はあるのでしょうか。	三機工業㈱	事前通知の方法は第86条を参照してください。また、再委任する場合には、入札参加表明時に提出された実施体制の範囲においてかかる通知をしてください。さらに、あらかじめ参加表明で明らかになっている企業も通知していただく必要があります。
155	5：事業契約書（案）		6	15	3		第三者への委任等	乙帰責事由がない場合にまで責任を負うというのは法律上の責任の原則に反するものと思慮いたしますので、下記主旨にてご再ください。 ・前2項に規定する委任、請負、再委任及び再請負は、すべて乙の責任において行う（ただし、乙に起責事由なきものを除く）ものとする（以下削除）。	電源開発㈱	原案のとおりとします。
156	5：事業契約書（案）		6	15			第三者の定義	第三者には構成員および協力企業は含まれないと考えてよろしいでしょうか。（9条、39条についても同様）	鹿島建設㈱	含まれます。但し、提案どおりであれば、企業局は、原則としてかかる第三者への委任等を承諾します。
157	5：事業契約書（案）		6	15				文中に、「事業場所の調査又は本件施設等の設計施工の全部若しくは一部を第三者に委任し又は請け負わせようとするときは」という記述があります。この内容ですと、第9条の「一括委任等の禁止」内容と矛盾が生じていると理解出来ますが、企業局殿の考えをご教示して頂ければ幸いです。	月島テクノメン サービス㈱	回答126を参照してください。
158	5：事業契約書（案）		6	15			第三者への委任等	「（前略）委任又は請負の発注の21日前までに、甲に対してその旨を記載した書面を提出し、かつ、甲の承諾を得た場合には（後略）」とあります。 ここでいう「発注の21日前」とは、「契約締結日の21日前」という理解でよろしいでしょうか。 また、甲の承諾を要する「その旨を記載した書面」には、第三者への委任・請負を行う予定である旨を記してあれば充分であり、第三者の具体的会社名等の記載は要しない、という理解でよろしいでしょうか。 甲の承諾要件につき、具体的内容をお示しください。	電源開発㈱	ご質問のとおりです。 第三者への委任または請負契約書（案）を提出ください。 そのときの判断を予定しており、ここでお示しすることはできません。
159	5：事業契約書（案）		6	15				事業者提案の通り、設計企業・建設企業に設計を委託し、工事を請負わせる場合には、本項に基づく企業局の承諾は不要としていただけないでしょうか。	大成建設㈱	回答156,158を参照してください。なお、書面の提出は必要です。
160	5：事業契約書（案）		6	16	2			地質調査は、乙の責任において行わなければならないとありますが、乙が提出する提案書作成に用いた地質調査資料と異なる結果が得られ、提案書と異なる構造物の基礎を採用する必要がある場合、提案書及び提案金額の変更が認められる増加もしくは減少費用の目安をご教示下さい。変更金額又は変更率は、入札額の総額に対する変化率でしょうか、又は個々の工事項目ごとの変化率でしょうかご教示下さい。	大成建設㈱	著しい差異が生じ、その結果過大な費用が発生し、本件事業の継続が困難となる場合に限り、変更が認められることになります。従って、事業継続のための最小限の変更となります。なお、変化率については、その場での局の判断となります。
161	5：事業契約書（案）		6	16	4			測量調査又は地質調査に不備が存在する場合であって、その不備が乙の責めに帰すべき事由ではないと判断されるものがあつた場合も、乙は一切の費用を負担する必要がありますか。「一切の費用」ではなく「合理的費用」等と規定してはいかがでしょうか。	㈱日立製作所	原案のとおりとします。

NO	資料名	別紙等	ページ	大分類	中分類	小分類	その他	質問等	質問者	回答
162	5：事業契約書（案）		6	16	5			ここでいう増加費用は具体的にどのようなものを指すのでしょうかご教示下さい。またこうした増加費用は、乙の責任にはならないものですから甲が負担すべきではないでしょうか。	月島機械㈱	回答160を参照してください。
163	5：事業契約書（案）		6	16	5			「かかる差異が著しい場合」の著しきの基準をお示しください。不可抗力としての扱いの中に入れていただくのも一考ではないかと存じます。	富士電機システムズ㈱	回答160を参照してください。
164	5：事業契約書（案）		6	16	5			増加費用は原則甲の負担とすべきではないでしょうか？	鹿島建設㈱	原案のとおりとします。
165	5：事業契約書（案）		6	16	5			「かかる差異が著しい場合」について、定量的に規定して頂けませんでしょうか。万一、規定が難しい場合には、測量データ差異による増加費用は、原則として甲の負担として頂けないでしょうか。	清水建設㈱	回答160を参照してください。
166	5：事業契約書（案）		6	16	5		測量調査等	実施方針（20頁表2）では、企業局殿が実施した測量・調査に関するリスクは、企業局殿負担となっています。 企業局殿の測量・調査リスクを乙が負担することは合理的とは考え難いので、甲乙測量データの差異が著しいか否かに係らず、増加費用については、甲負担とお願いいたします。 もし、乙がリスクを負担する場合には、「著しい」の内容につき、具体的にお示しください。	電源開発㈱	回答160を参照してください。
167	5：事業契約書（案）		6	16	5			企業局が提示した測量データが誤っていた為に費用の増加が発生した場合には、事業者の測量結果との差異の大小に関わらず、企業局の負担としていただくのが合理的ではないかと思われまます。ご再考をお願いいたします。	大成建設㈱	企業局の提示したデータに著しい不備、誤謬等がある場合には企業局の負担とする旨修正いたします。 回答160を参照してください。
168	5：事業契約書（案）		6	16	6			「入札説明書等に提示した条件と著しく異なる土壌汚染が発見された場合」との記述がございます。一方で、平成15年12月5日付の実施方針等に関する質問No.156におきまして、土壌汚染の調査につきましては企業局殿で実施されない旨、ご回答頂いておりますが、事業者にて土壌汚染調査を行い、現況把握をする必要があるということでしょうか。	月島機械㈱	この記載については、入札公告時において修正させていただきます。
169	5：事業契約書（案）		6	16	6			著しく異なる土壌汚染とはどの程度を想定されていますか。	㈱日立製作所	回答168を参照してください。
170	5：事業契約書（案）		6	16	6			乙が実施した測量結果と企業局殿が実施した測量結果に著しい差異があった場合の増加費用負担は協議事項となっておりますが、甲乙の地質調査結果における著しい差異に伴う増加費用負担については協議事項となっております。この解釈をお願いいたします。	東京電力(株)	測量と同様の扱いとなるよう、事業契約書（素案）を修正いたします。
171	5：事業契約書（案）		6	16	6		測量調査等	「（前略）提示した条件と著しく異なる土壌汚染が発見された場合（後略）」とあります。 「著しく異なる」の内容につき、具体的にお示しください。	電源開発㈱	この記載については、入札公告時において修正させていただきます。
172	5：事業契約書（案）		6	16	6			土壌汚染のみならず、実施方針の「表2 予想されるリスク及び企業局と事業者の責任分担表(案)」において、企業局の負担とされている地中障害物についても、甲の費用負担となることを規定していただけるようお願いいたします。	大成建設㈱	回答168を参照してください。
173	5：事業契約書（案）		6	16	6			第16条6項（測量調査に関係し、甲が自己の責任及び費用において乙が本事業を遂行できるものとするケース）に、「甲が事前に公表していない地中埋蔵物が発見され、乙の本事業の遂行に支障をきたす場合」も含めていただけますようお願い致します。（第1回質問回答No.141にてご回答頂いている点との整合）	日立造船(株)	回答172を参照してください。

NO	資料名	別紙等	ページ	大分類	中分類	小分類	その他	質問等	質問者	回答
174	5：事業契約書（案）		6	16	7		測量調査等	「（前略）当該見直しによって乙に生ずる合理的な増加費用及び実損害についてのみ負担する（後略）」と定義されていますが、この場合の実損害にはサービス購入料の固定費部分が含まれるという理解でよろしいでしょうか。	電源開発㈱	運営開始予定日の遅延に伴うサービス購入料の固定費部分の得べかりし利益については、この場合の実損害には該当しません。
175	5：事業契約書（案）		6	16	7		測量調査等	運営開始予定日が見直しされた場合、平成20年4月1日より遅れた日数分だけ、本契約終了日も平成40年3月31日に加算されるという理解でよろしいでしょうか。 あるいは、運営開始予定日の見直しに係らず、本契約終了日は平成40年3月31日である場合には、甲が負担する合理的な増加費用及び実損害には、当初予定されていた運営期間の短縮に伴う乙の逸失利益も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	電源開発㈱	運営開始予定日の見直しに拘らず、本契約終了日は平成40年3月31日とします。かかる逸失利益については、回答174を参照してください。
176	5：事業契約書（案）		6	16	7			「その逸失利益についてはその名目を問わず」甲は負担しないとあります。しかし、いわば甲の責めに帰すべき事由により乙が損害を被ったわけですから、すべての間接損害の負担は認めないというのは不合理な感じがします。他方、間接損害が当事者が契約時に予見できない範囲まで広がるのも不合理でしょう。従って、上記文言を「相当因果関係にある間接損害を除く逸失利益については」としていただくようお願いします。	㈱荏原製作所	原案のとおりとします。
177	5：事業契約書（案）		6	16	7			甲の責により、SPCに逸失利益が生ずる際には、当初のSPCの経営計画から逸脱しないよう、甲に逸失利益をご負担いただくべきと考えます。	㈱荏原製作所	原案のとおりとします。
178	5：事業契約書（案）		6	18	6			「土壌汚染が発見された場合」を「土壌汚染、地中障害物等が発見された場合」として頂けないでしょうか。	清水建設㈱	回答168を参照してください。
179	5：事業契約書（案）		7	17	1			事業用地及び作業場所とありますが、事業場所及び作業用地と考えてよろしいですか。また、この現況調査時の事業場所は、建築物等が存在していない状態と理解いたしますが、第13条第9項の「建設期間終了後、事業場所現況図書に基づき現状に復帰」で規定している復帰の対象は、乙から甲へ所有権移転がなされないものを指していると考えてよろしいですか。	㈱日立製作所	ご質問のとおりです。事業用地は「事業場所」に作業場所を「作業用地」に訂正します。また、第13条9項の事業場所の原状復帰の規定については、修正いたします。
180	5：事業契約書（案）		7	17	2			「事業場所又は作業所用地以外の場所」への立ち入りには事前の承諾が必要とのことですが、事業場所や作業用地への現況調査の為の立ち入りには通知や承諾は不要ということでしょうか。	大成建設㈱	事業場所並びに作業用地に関する使用貸借の成立後は、承諾は不要です。
181	5：事業契約書（案）		7	18	2			甲との協議を行った結果の甲側の回答期限を明示して頂けませんでしょうか。また、軽微なもの、基本設計に影響しないものも協議の対象となるのでしょうか。	三機工業㈱	回答期限については、協議終了後概ね14日以内とお考えください。事業の円滑化・効率化を目的とする場合において、かかる協議を企業局が拒否することはありません。
182	5：事業契約書（案）		7	18	3			甲により設計変更の求めがあった場合は、甲乙協議を行った上で設計変更を行うと考えてよろしいですか。	㈱日立製作所	ご理解のとおりです。
183	5：事業契約書（案）		7	18	3		設計	甲が設計又は設計条件の変更について「必要があると認めるとき」というのは、地元対応上止むを得ないものであって、本件施設等の設計・建設又は運営・維持管理に係る費用の削減を目的としたものは含まれない、という理解でよろしいでしょうか。	電源開発㈱	地元対応上やむを得ない場合に限らず、事業の必要性から設計又は設計条件の変更を求めることがあります。費用の削減のみを目的とした変更は考えておりません。
184	5：事業契約書（案）		7	18	3		設計	甲が必要であると認めた設計又は設計条件の変更を乙が行う場合に、設計・建設及び運営・維持管理に係る費用が増加した場合には甲負担とし、減少した場合であってもサービス対価から減じない、との理解でよろしいでしょうか。	電源開発㈱	第18条第5項中、「第2項の設計変更が行われた場合において」を「第3項の設計変更が行われた場合において」に修正します。なお、同条第2項による設計変更による費用については、同項に定める協議により定められます。

NO	資料名	別紙等	ページ	大分類	中分類	小分類	その他	質問等	質問者	回答
185	5：事業契約書（案）		7	18	3			「甲は乙に対して設計又は設計条件の変更を求めることができる。」とありますが、乙の提案書作成における設計上の工夫や提案内容そのものも対象になりますでしょうか、ご教示下さい。	大成建設㈱	乙の提案書作成における設計上の工夫や提案内容を著しく逸脱するような変更を求めることは予定しておりません。
186	5：事業契約書（案）		7	18	3			事業者の設計内容が業務要求水準等を満たしているにも拘わらず、企業局が、自己の都合で、事業者に対して本項に基づく設計又は設計条件の変更を求めた場合には、事業者と協議の上変更内容を決定した上で、本条第5項に規定される「本件施設等について第2項の設計変更が行われた場合において、当該設計変更が乙の責めに帰すべからざる事由に基づくとき」として、企業局が追加費用を負担する、と理解してよろしいでしょうか。	大成建設㈱	回答184を参照してください。
187	5：事業契約書（案）		7	18	5			「サービス対価」は、定義上「設計・建設費及びサービス購入料」であるとされます。本条項における「サービス対価」が、設計・建設費のことを指すのか、サービス購入料のことを指すのか明確にしていいただければと存じます。	埼玉りそな銀行	設計・建設費及びサービス購入料です。
188	5：事業契約書（案）		7	18	5			設計変更により費用が増加した場合で甲が追加費用を負担する場合、甲の負担する追加費用額は設計・建設費の増分を上限に定めておりますが、設計変更によって運営・維持管理に係る費用も増加することが考えられます。また、設計変更による費用の減少の場合については、設計・建設費のみではなく、運営・維持管理費も考慮されており、整合性のという観点からも、設計変更による運営・維持管理費の増分もサービス対価に反映されるよう考慮していただけないでしょうか。	㈱日立製作所	ご質問を踏まえ、設計変更による運営・維持管理費の増分もサービス対価に反映されるよう、第18条第5項を変更します。
189	5：事業契約書（案）		7	18	5			「ただし、甲が負担する追加費用額は」の「追加費用額」は「設計・建設費の追加額」と修正すべきではないでしょうか？	鹿島建設㈱	回答188を参照してください。
190	5：事業契約書（案）		7	18	5			乙の工夫により、設計・建設又は運営・維持管理に係る費用の減少が生ずる場合の乙側が得られるインセンティブはないと解釈してよろしいでしょうか。	東京電力(株)	ご理解のとおりです。
191	5：事業契約書（案）		7	18	5			「第2項の設計変更が行われた場合」とありますが、「第2項および第3項の設計変更が行われた場合」へ変更して頂けませんでしょうか。	三機工業㈱	回答184を参照してください。
192	5：事業契約書（案）		7	18	5			本条でいう「乙の責に帰すべからざる事由」には、第16条(測量調査等)・第17条(現況調査)により、企業局がSPCに提示したデータが、実際の状態と異なっていることが判明したために、設計変更の必要が生じたようなケースも含まれると考えてよいのか。	㈱荏原製作所	含まれません。第16条の場合は、同条第5項のとおり負担とします。また、第17条については、企業局はデータを提示しません。
193	5：事業契約書（案）		7	18	5			第1行目「第2項」とあります。しかし、第3項も甲が費用を負担する設計変更と考えられます。従って上記文言を「第2項および第3項」としていただくようお願いします。	㈱荏原製作所	回答184を参照してください。
194	5：事業契約書（案）		7	18	5			1．事業者が、自らの責めに帰すべからざる事由に起因する設計変更により、提案時に想定していなかった費用を負担することとなった場合には、事業者の追加資金調達力や資金繰りに与える影響を少なくする為、追加費用分を別途一括でお支払いいただくことをご検討いただけないでしょうか。 2．追加費用が、上記の一括払いでなく、当初の設計・建設費の支払と同様のスケジュールによる支払となった場合には、企業局は、当該追加費用の支払に係る金融費用（支払金利）も負担される、と理解してよろしいでしょうか。	大成建設㈱	1．かかる追加費用分の支払方法は、その額の多寡並びにその時点での企業局の財政状況により決定されることになるとご理解ください。 2．協議により企業局が合理的であると認める場合には、かかる金融費用（支払金利）も負担するものとします。

NO	資料名	別紙等	ページ	大分類	中分類	小分類	その他	質問等	質問者	回答
195	5：事業契約書（案）		7	18	5			乙の責めに帰すべからざる事由による設計変更起因する増加費用について、「民間事業者提案の設計・建設費の見積もりから増加した分を上限とする。」と規定されているのはなぜでしょうか。この増加費用については、全額、甲が負担するのが合理的であると思われますので、「民間事業者提案の設計・建設費の見積もりから増加した分を上限とする。」という規定は削除していただけないでしょうか。（例えば、当該設計変更により運営・維持管理に関わる費用の増加が見込まれる場合には、それについても支払われるべきだと考えます。）	大成建設㈱	回答188を参照してください。
196	5：事業契約書（案）		7	18	5			万一、設計変更が発生し、乙が甲に対して追加費用の負担を要求するときの基礎となる民間事業者の設計・建設費の見積り額の精度は、提案書の任意の書式による見積り書でよろしいでしょうか、又は実施設計レベルの工事費積算書の提出が必要でしょうか、ご教示下さい。	大成建設㈱	実施設計レベルの工事費積算書の提出をお願いします。
197	5：事業契約書（案）		7	18	5			本項では、第2項の設計変更による追加費用のみが甲の負担とする旨規定されておりますが、第3項による設計変更で、乙の責に帰すべからざる事由に基づく場合についても同様に扱うべきであると考えます。したがって、本項に第3項による設計変更も含めるべきと考えますが、いかがですか。	㈱日立製作所	回答184を参照してください。
198	5：事業契約書（案）		7	19	1			甲乙協議して、定めるとされておりますが、ここで言われている協議とは関係者協議会と理解して宜しいでしょうか。	月島機械㈱	かかる協議は、甲乙当事者のみによる協議も含みます。
199	5：事業契約書（案）		7	19	1			設計又は設計条件の変更により、設計・建設費の増額又は費用負担額が減少したとしても、係る設計条件の変更により、運営・維持管理費が増加することが考えられます。この運営・維持管理費の増分も考慮の上設計変更が行われると理解してよろしいですか。	㈱日立製作所	ご理解のとおりです。なお、回答188を参照してください。
200	5：事業契約書（案）		7	19	1			甲乙間で協議が整わないにもかかわらず、協議開始から14日間で最良な代替設計及び設計変更に伴う設計・建設費を甲が定めるのは困難と考えられます。ただし書き以降は不要かと思いますがいかがですか。 18条、19条、20条の関連で設計は自らの裁量及び責任で設計を行うとしながら、設計協議を設け、記録を作成し甲の確認が必要となっております。甲が必要とする設計変更とはどのようなものを想定していますか。	㈱日立製作所	ご質問の前者については、事業契約書（素案）のとおりとします。後者については、設計協議後、浄水場施設に変更があって、浄水処理に影響を与える場合等です。
201	5：事業契約書（案）		7	19	1			甲が追加費用の負担に代えて設計変更する場合が規定されています。しかし、かかる設計変更の場合でも乙の工期が遅延する場合があります。遅延に関わる費用（遅延コスト）は主として一般管理費X日数となりますが、このような遅延コストの負担はこの規定では考慮されていません。かかる遅延コストが生じる場合甲の負担としていただかなければ不公平となるでしょう。従って、3行目「設計条件を変更することができる。」の後に、以下の規定を追加していただくようお願い申し上げます。「（設計条件を変更することができる。）ただし、かかる設計又は設計条件の変更の結果乙の工期が遅延する場合、甲はかかる遅延にかかわる乙の遅延費用を負担するものとする。」	㈱荏原製作所	ご指摘の場合は第25条が適用されます。
202	5：事業契約書（案）		7	19	1			設計又は設計条件の変更には業務要求水準書に示されている要求事項の変更というような根本事項の変更が含まれますでしょうか、又は施設に用いる使用材料、排水のフローなどの修正でしょうか、想定されている変更事項をご教示下さい。	大成建設㈱	回答200を参照してください。具体的な事項は全ての事項を含みます。
203	5：事業契約書（案）		7	19	1			設計又は設計条件の変更の基礎となると考えられる提案書添付図面は、基本設計レベル、実施設計レベルのいずれの図面内容とすればよろしいでしょうか、ご教示下さい。	大成建設㈱	基本設計レベル程度を予定しています。入札公告時に公表される入札説明書等を再確認してください。

NO	資料名	別紙等	ページ	大分類	中分類	小分類	その他	質問等	質問者	回答
204	5：事業契約書（案）		7	19	1			甲が、設計・建設費の変更等に代えて設計の変更を行った場合で、かつ当該設計変更が甲乙の協議が整わないまま行われた場合、当該設計変更と相当の因果関係をもって生じた設計・建設上の瑕疵については、甲の負担と考えてよろしいでしょうか？（そうでない場合は理由をお教えください。）	日立造船(株)	甲の帰責による場合は甲が負担します。
205	5：事業契約書（案）		7	19				「設計・建設費を増額すべき場合又は増加費用を負担すべき場合…」との表現がありますが、設計・建設費等の初期整備費については増額と呼び、開業以後の費用は増加費用と呼んで区別されているのでしょうか？	鹿島建設(株)	設計・建設費の支払いで調整する場合と、それ以外の場合とで区別しています。
206	5：事業契約書（案）		7	19			設計・建設の変更等に代える設計の変更	甲の指示による設計変更起因して将来不具合が生じた場合、その対策費用は甲が負担するという理解でよろしいでしょうか。	電源開発(株)	甲の帰責による場合は甲が負担します。
207	5：事業契約書（案）		7	19			設計・建設の変更等に代える設計の変更	甲の設計・設計条件変更に伴う運営・管理費用の増額についても甲が負担するとの理解でよろしいでしょうか。 また、甲が運営・管理費用の増額を負担しない場合には、乙は、甲の設計・設計条件変更権に対して拒否権を行使できるとの理解でよろしいでしょうか。	電源開発(株)	甲が負担いたします。
208	5：事業契約書（案）		7	19				本項に基づく設計及び設計条件の変更に伴い、運営・維持管理にかかる費用が増加する場合には、その増加費用はサービス購入料の改定により企業局が負担する、と理解してよろしいでしょうか。	大成建設(株)	回答207を参照してください。
209	5：事業契約書（案）		8	20	3			「基本設計相当の図面完成時に完成した図面を甲に提出し、甲の中間確認を受けなければならない。」との記載がございますが、図面作成にあたっては、「土木建築」「機械」「電気」設備、及び「機器図」「施工図」等の図面種類により完成時期が異なると思われます。 その都度、図面を提出し、ご確認を頂くという解釈でよろしいでしょうか。	月島機械(株)	ご質問のとおりとします。
210	5：事業契約書（案）		8	21	6			「前項各号に掲げる書類」と規定されていますが、第5項には試運転計画書しか規定されていません。「本条第1項ないし第5項に掲げる書類」のことでしょうか。その場合、事業契約締結後の設計変更へ工期の変更があった場合には、事業契約に添付される仕様や全体工事工程と、これらの書類の内容が異なることについては、本項に基づく通知の対象にならないと理解してよいでしょうか。また、工程については、天候や事業場所の状況により、毎月の工程表と、事業契約締結された全体工事工程表の内容に差異が生ずることは避けられないと思われます。従って、その差異に付き、通知を受けた場合に全て工程表等を修正しなければならないという規定については見直していただけるようお願いいたします。	大成建設(株)	ご質問のとおりです。設計変更後に施設使用又は全体工程表が変更された場合、変更された施設使用又は全体工程表と各書類の内容が異なる場合には通知義務があります。 また以下については契約書素案のとおりとします。
211	5：事業契約書（案）		8	21	8			提出をもって甲の確認とする理解でよろしいですか。別途確認通知等を書面等にて行うのであれば、提出から確認までの期限を規定する必要があると思いますがいかがですか。	(株)日立製作所	提出をもって甲の確認とはなりません。なお、期間の設定をいたします。
212	5：事業契約書（案）		8	21	8		書類の提出	設計図書については甲の確認を受けなければ建設着工ができない旨規定されています。乙が設計図書を提出してから甲が確認するまでの期間について、適切な期間に設定していただくようお願いします。	電源開発(株)	回答211を参照してください。
213	5：事業契約書（案）		8	21	9			甲が確認等を行ったことに対し、建設及び改良について責任を負うものではない旨規定されておりますが、この確認等はどのような意味をもつのですか。第19条の規定により、甲が通知した内容に基づいて設計変更した場合等についても、乙の責任となりますか。	(株)日立製作所	建設及び改良の責任はあくまで乙が負うべきものです。従って、甲がその内容を把握するための確認とお考えください。第19条による変更の場合は、回答206を参照してください。
214	5：事業契約書（案）		8	21				「仕様及び部数については甲と乙が協議して定める」と記載がございますが、通常の埼玉県立の浄水場施設工事における仕様・部数と同等と解釈してよろしいでしょうか。	月島機械(株)	甲に提出する部数は3部です。

NO	資料名	別紙等	ページ	大分類	中分類	小分類	その他	質問等	質問者	回答
215	5：事業契約書（案）		8	22	1			甲の定める事項とはどのようなものですか。	㈱日立製作所	実施組織の連絡先、役割分担、勤務体制などをいいます。
216	5：事業契約書（案）		8	22	1			「甲が定めた事項」とはどのような事でしょうか？ ご教示をお願いいたします。	前澤工業(株)	回答215を参照してください。
217	5：事業契約書（案）		8	22			施工体制	乙が甲に報告する「甲が定めた事項」の内容について、具体的にお示しください。	電源開発㈱	回答215を参照してください。
218	5：事業契約書（案）		8	24	1			乙が設置する工事監理者は、工事に係りのある企業から設置するものでよいものと解釈してよろしいでしょうか。	日立造船(株)	工事監理をおこなう者は、建設をおこなう者と人事面及び資本面において係りがない者であることとします。
219	5：事業契約書（案）		8	24				「工事管理者」とは個人を指すのか法人を指すのか、また個人を指す場合、乙の所属者を指すのか構成員の所属者を指すのかをご教示頂きたく存じ上げます。	三機工業㈱	個人又は法人を指します。また、所属についての定めはありません。
220	5：事業契約書（案）		8	24				工事監理者は、設計企業または建設企業の従業員でもよろしいでしょうか。	大成建設㈱	回答218, 219を参照してください。
221	5：事業契約書（案）		9	25	2			かかる協議が整わなかったときは甲が合理的な工期又は工程を定めて乙に通知し、乙はこれに従うものとするとしてありますが、工期工程の責任はS P C 側にあることから決定権はS P C 側に帰属するものとしていただけますよう再考をお願いいたします。	月島機械㈱	工程の変更については重要な工程のみとし、第25条をそのように変更します。
222	5：事業契約書（案）		9	25	2			協議とは関係者協議会と理解して宜しいでしょうか。また、異なるのであれば、協議方法、人選、協議に必要と考える日程の決定はどのように決められるのかご教示下さい。	月島機械㈱	かかる協議は、甲乙当事者のみによる協議も含みます。この場合の協議方法、人選、協議に必要と考える日程の決定は、適宜甲が決定するものとします。
223	5：事業契約書（案）		9	25	2			工期の変更はまだしも、細かな工程の変更についてまで全て企業局との協議を要するとなると、実務的に煩雑となり建設企業や事業者の負担が過大となる可能性があります。工期の変更や本条第5項に規定される追加費用を発生させるような工程の変更のみ企業局との協議を要する、と変更していただけないでしょうか。	大成建設㈱	回答221を参照してください。
224	5：事業契約書（案）		9	25	2			事業者の責めに帰すことのできない事由により発生した工期の変更や工程の変更については、原則として認められるのが合理的と思われます。その場合、企業局の都合により当初工期どおりの完成や当初の工程どおりの施工を希望する場合もあるかと思われますので、具体的な工期の変更期間や、工程の変更内容については協議により決定するとしていただけないでしょうか。	大成建設㈱	事業契約書（素案）のとおりとします。
225	5：事業契約書（案）		9	25	5			上記質問と同様、「サービス対価」の内容の明示をお願いいたします。	埼玉りそな銀行	第4条を参照してください。
226	5：事業契約書（案）		9	25	5			ここでいう「追加費用」には金融費用も含まれますか。	埼玉りそな銀行	企業局が合理的であると認める場合は、金融費用を負担します。
227	5：事業契約書（案）		9	25	5			「乙の責に帰すことができない事由に基づくものと甲が認めた場合」と規定されておりますが、単に「乙の責に帰すことができない事由に基づく場合」とするか、又は「乙の責に帰すことができない事由であると客観的に認められる場合」等に修正すべきと考えますがいかがですか。	㈱日立製作所	判断は甲が行います。
228	5：事業契約書（案）		9	25	5			改定に応じる期限は運営開始日と定めていますが、甲の負担と決まるまでの期間の規定はないのでしょうか？	鹿島建設㈱	特に規定しません。
229	5：事業契約書（案）		9	25	5		工期又は工程の変更	「（前略）乙の責に帰すことのできない事由に基づくものと甲が認めた場合には、その追加費用については甲の負担とし（後略）」とありますが、追加費用の負担者が甲であることから公平性を確保するために「甲が認めた場合」を「合理的に判断される場合」として頂きますようお願い致します。	電源開発㈱	回答227を参照してください。
230	5：事業契約書（案）		9	26	1			甲が実施する検査とはどのようなものですか。	㈱日立製作所	出来型検査等、本契約に基づき実施する検査です。

NO	資料名	別紙等	ページ	大分類	中分類	小分類	その他	質問等	質問者	回答
231	5：事業契約書（案）		9	26				甲の検査について、「事前に甲がこれを定め、乙に通知する」との記述がございますが、現在想定されております具体的な検査内容について御教示頂けないでしょうか。	月島機械㈱	回答230を参照してください。
232	5：事業契約書（案）		9	26				甲が実施する検査の方法及び内容等については事前に甲が定めるという記述がありますが、検査費用の算出を行う際に検査項目が判らないとコストの算出を実施出来ません。企業局殿のご意向を教示して頂ければ幸いです。	月島テクノメ サービス㈱	回答230を参照してください。
233	5：事業契約書（案）		9	26				本条は、建設期間中の検査についてのみ適用されるのでしょうか。それとも運営・維持管理期間中の検査にも適用されるのでしょうか。	大成建設㈱	本条は「設計・建設」の章に置かれておりますので、「維持管理・運営期間中の検査にも適用されます。その旨明確となるよう規定を修正いたします。
234	5：事業契約書（案）		9	27	2			立会について、「乙の計画に合わせて立ち会うことができる」との記載がございますが、事業者の行う検査時にお立ち会い頂き、企業局殿ご要望により検査・試験を別途行わない、という解釈でよろしいでしょうか。	月島機械㈱	甲による完成検査は必須事項です。その他の検査・試験についてはご質問のとおりです。
235	5：事業契約書（案）		9	27	2			検査及び試験への立ち会いは、建設現場におけるものとの解釈で、よろしいでしょうか？	三機工業㈱	工場検査も含まれます。
236	5：事業契約書（案）		9	27	2		説明要求、立会い等	甲は、自らの費用負担で立会うとの理解でよろしいでしょうか。	電源開発㈱	検査費用は乙の負担とします。甲の派遣費用等は甲の負担です。
237	5：事業契約書（案）		9	27	4			随時とはどの程度の頻度を想定されていますか。	㈱日立製作所	頻度の想定はありません。
238	5：事業契約書（案）		9	28				建設期間中の電力は事業者負担ですが、工事用の電力は仮設電源を利用すると致しまして、試運転のための電力については、企業庁殿が契約する東京電力（株）からの電力を有償にて利用させていただくことは可能でしょうか。	富士電機 システムズ㈱	法令等の技術基準を満たせば可能です。
239	5：事業契約書（案）		9	28				試運転で使用する泥水の供給は無償で受けれると解釈してよろしいでしょうか。	大成建設㈱	ご質問のとおりです。
240	5：事業契約書（案）		10	29	2			通常避けることができない理由により第三者に損害を及ぼした場合でも、乙が責任を負う旨規定されておりますが、避けることが出来ないものに乙が責任を負わないといけない理由、考え方についてお教え下さい。	㈱日立製作所	第1回質問回答104を参照してください。
241	5：事業契約書（案）		10	29	2			建設期間中の工事施工による地盤沈下、地下水の断絶によるものは乙が負担するが、本施設の設置等自体による同影響の損害の負担は含まれないと理解していますが、それでよろしいでしょうか？	鹿島建設㈱	ご指摘の場合であっても原因が地盤沈下、地下水の断絶によるものであればその損害は乙の負担となります。
242	5：事業契約書（案）		10	29	2			「通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときでも、乙がその損害を負担しなければならない」とありますが、PFI本来の主旨から言っても、乙側で通常避けることのできないことは甲側の負担とするべきではないでしょうか。	三機工業㈱	回答240を参照してください。
243	5：事業契約書（案）		10	29	2		損害	乙に帰責事由がない場合にまで賠償責任を負うというのは法律上の賠償責任の原則に反するものと思慮いたします。 よって、工事の施工に伴い通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼした場合には、乙は賠償責任を免れる旨、ご再考ください。	電源開発㈱	回答240を参照してください。

NO	資料名	別紙等	ページ	大分類	中分類	小分類	その他	質問等	質問者	回答
244	5：事業契約書（案）		10	29	2			「工事の施工に伴い通常避けることのできない騒音…断絶等の理由により第三者及ぼした損害」について、第1回質問回答104では、当該騒音等の発生を最小とする対策を講じることができるのはSPCであることを理由に、当該損害はSPC負担とするのが妥当と回答されています。 とすれば、SPCが上記対策（第32条 近隣対策）を怠ったときにのみ当該損害を負担するものとし、その他の場合は不可抗力による損害として取扱うのが妥当ではないでしょうか。 また、第55条についても本条と同内容の修正を希望致します。	㈱荏原製作所	回答240を参照してください。
245	5：事業契約書（案）		10	29	2			事業者が、建設に関して十分な注意義務を払っても「避けることができない騒音、振動、地番沈下、地下水の断絶」については、事業者としてコントロールできないリスクですので、企業局の負担としていただくことはできないでしょうか。	大成建設㈱	回答240を参照してください。
246	5：事業契約書（案）		10	30	3			「サービス対価」の内容の明示をお願いいたします。	埼玉りそな銀行	回答225を参照してください。
247	5：事業契約書（案）		10	30	3			不可抗力による損害について、「別紙3に規定する負担割合に従い、甲及び乙が負担する」とありますが、PFI本来の主旨から言っても不可抗力であれば甲側の負担とするべきではないでしょうか。	三機工業㈱	回答32を参照してください。
248	5：事業契約書（案）		10	30	3			第76条にも不可抗力の規定があり、同条の第2項および第3項では「不可抗力により本件施設等に重大な損害が生じた場合には本契約の変更並びに追加費用の負担及びその支払方法について協議を行い、協議が60日以内に整わない場合に、別紙4（3?）により負担割合を決する、と規定されています。一方、本項では、不可抗力により建設中の本件施設等に発生した損害又は損失に係る追加費用は別紙3に基づき負担され、必要に応じて協議によりサービス対価の見直しを行うと規定されており、第76条の規定との間で相違がみられます。建設期間中に不可抗力による損害が発生した場合の本条と第76条の適用関係をご教示いただき、契約中に明記していただければお願いいたします。	大成建設㈱	建設期間中の場合には、本条が優先して適用されます。
249	5：事業契約書（案）		10	30	3			「必要に応じて協議によりサービス対価の見直しを行う」というのは、サービス対価の見直し以外の方法での追加費用の支払方法（例えば別途一括払い）もあり得るという意味でしょうか。	大成建設㈱	見直すのはあくまでサービス対価です。
250	5：事業契約書（案）		10	31	2			「試運転に必要な電力、工事用水等の調達については第28条の例による」との記載がございますが、費用は乙負担として、設備については新規設置、或いは改造したもの（受電設備・配管等）を使用して良い、という解釈でよろしいでしょうか。	月島機械㈱	費用は乙負担です。施設、設備の建設についての機器及び材料等一式は新品として下さい。
251	5：事業契約書（案）		10	31	2			試運転開始の時点で建屋の仮使用許可が必要であり、建屋の仮使用許可にあたっては仮設電源を使用した状態では許可が得られないと認識しております。従って、試運転時は県より電力を供給していただけませんか。	㈱日立製作所	新設建屋については仮使用許可は入りません。機器及び設備の完成後、協議により 試運転電力は大久保浄水場から送電いたします。
252	5：事業契約書（案）		10	31	6			試運転中に発生する発生土は、工事に伴い発生する工事廃材との解釈でよろしいですか。	㈱日立製作所	ご質問のとおりです。
253	5：事業契約書（案）		10	31	6		試運転中の発生土の利用	試運転中の発生土は有効利用となっていますが、非有価利用でもよろしいでしょうか？	鹿島建設㈱	ご質問のとおりです。
254	5：事業契約書（案）		10	31	6			常用発電設備を提案した場合、試運転中に発生する電力は、引き取って頂けると理解して宜しいでしょうか。	清水建設㈱	ご質問のとおりです。

NO	資料名	別紙等	ページ	大分類	中分類	小分類	その他	質問等	質問者	回答
255	5：事業契約書（案）		10	31	6			「試運転中に発生する発生土は、乙が責任をもって有効利用しなければならない」とありますが、試運転の性格上、品質の低い発生土を生産する必要も生じることが予測されます。従いまして、「ただし、甲の承諾を得た場合はこの限りではない。」との1文を追記願いたく存じます。	三機工業㈱	回答253を参照してください。事業契約書（素案）のとおりとします。
256	5：事業契約書（案）		10	31	6			試運転中の発生土の有効利用は記述されていますが、濃縮槽等水槽の水張試験の排水、試運転に用いた排水、などの排水先をご教示下さい。	大成建設㈱	飲料に適さない排水以外は、沈砂池等に返送することとします。
257	5：事業契約書（案）		10	31	6			試運転中に発生する発生土についても、サビス購入料支払の対象となると考えてよいでしょうか。	大成建設㈱	試運転にかかる経費は、サービス対価のうち設計・建設費に含まれるものとします。
258	5：事業契約書（案）		10	31				試運転時に貯留した濃縮槽内の汚泥、及びストックヤード等のケーキについて、引き渡し時に残留していても良いでしょうか。また、濃縮槽等の水張り試験時に使用した水の排水は、汚泥調整池上澄水等と同様に企業局殿へ返送してよろしいでしょうか。	月島機械㈱	濃縮槽内の汚泥の残留は可としますが、ストックヤードの発生土の残留は認めません。また、濃縮槽等の水張り試験時に使用した水の排水につきましては、回答256を参照して下さい。
259	5：事業契約書（案）		10	32			本件施設等の建設及び改良に伴う近隣対策	「合理的に要求される範囲の近隣対策」とは、どのような対策であるか具体的に示してください。また、それ以上およびそれ以外の対策の実施は免責されるという理解でよろしいでしょうか。	電源開発㈱	提案内容に応じた近隣対策が必要となるため、その内容も提案とします。
260	5：事業契約書（案）		10	32				本件事業に関する現状での住民への説明や住民の同意の状況をご教示ください。	大成建設㈱	平成15年6月に県民コメントを実施いたしましたが、近隣住民からのご意見はありませんでした。住民説明会は事業内容決定後に行っていただきます。
261	5：事業契約書（案）		11	33	3			乙による完成検査にて甲乙協議によって定める方法により検査するとなっていますが、提案時に検査方法が決まっていなければ、期間及び費用の算出が出来ません。この事からこの検査内容については詳細な内容をご教示して頂くか、若しくは事業者提案によるものとするのが妥当だと考えます。企業局殿のご意向を教示して頂ければ幸いです。	月島テクノメテサービス㈱	地方自治法(234条の2)に定められた検査を実施します。詳細は協議事項になるものと考えられます。
262	5：事業契約書（案）		11	33	4			人員の研修を完成検査前に行うことはできませんか。	㈱日立製作所	可能です。
263	5：事業契約書（案）		11	33	4			本文中の維持管理運営に関する研修についてですが、甲による完成検査の後、本件施設等の引渡までの期間に研修を実施してはいけないものなのでしょうか？	月島テクノメテサービス㈱	ご質問の内容でも問題はありません。本条項は運営開始が円滑に行われることを目的としています。
264	5：事業契約書（案）		11	34	1			第33条に規定する完成検査と別に行う理由についてお教え下さい。同じ内容の検査であれば、兼ねることが可能ですか。	㈱日立製作所	甲の行う完成検査は、総合的な検査としています。
265	5：事業契約書（案）		11	34	3			「本件施設等の性能の充足を確認」との記述がございますが、完成検査時も実負荷運転を実施し、性能を確認を行うということでしょうか。実負荷運転期間により費用が大きく異なりますので、具体的な検査内容について御教示をお願いいたします。	月島機械㈱	性能確認のための実負荷試験が必要です。
266	5：事業契約書（案）		11	34				本件施設等の甲による完成検査を実施するという事ですが、この完成検査というのは実負荷運転による性能検査を含むものなのでしょうか、また、実施するとどの程度実負荷運転を実施するものなのでしょうか？検査内容及び検査方法について、企業局殿のご意向を教示して頂ければ幸いです。	月島テクノメテサービス㈱	実負荷運転は実施していただきます。また、各系列ごとの最大処理も実施していただきます。その他、一般に実施されている工事完成検査に準じるものと考えてください。

NO	資料名	別紙等	ページ	大分類	中分類	小分類	その他	質問等	質問者	回答
267	5：事業契約書（案）		11	34				「甲による完成検査に要する費用は事業者の負担」とされていますが、どの程度の費用を見込まれているのでしょうか。具体的金額または算定の根拠をご教示ください。また、具体的金額が提示できない場合、事業者として企業局がどの程度の費用をかけて検査を行うかは、事業者としてコントロールできないリスクとなりますので、企業局の負担としていただくことはできないでしょうか。	大成建設㈱	回答266を参照してください。
268	5：事業契約書（案）		11	35	1			工期短縮による平成19年度中の甲への引渡しは可能ですか。	㈱日立製作所	回答121を参照してください。
269	5：事業契約書（案）		11	35	1			第35条1項では、「乙は...平成20年3月31日までに...本件施設等を甲に引渡し」となっていますが、平成20年3月31日までに本件施設等を甲に引渡せなかった場合は、どのような契約上の効果が生じますでしょうか？ （本項において、「平成20年3月31日」という特定日をあげる必要はないのではないかという観点で聞いております。）	日立造船(株)	本条項は、平成20年4月1日に維持管理・運営業務を開始できるよう期限を設けたものです。本条項に違反した場合には、事業者の債務不履行となります。
270	5：事業契約書（案）		11	35	2			工事が予定より早く完成した場合、所有権の移転がその時点でなされますが、事業運営開始は計画通り2008年4月1日になるものと理解しております。所有権移転後、事業運営開始までの期間の火災保険付保は県企業庁殿が前倒しして付保されるものと理解して宜しいでしょうか。	富士電機システムズ㈱	回答121を参照してください。
271	5：事業契約書（案）		11	35	2			本文中「前項の引渡と同時に、本件備品等の所有権は甲に移転するものとする」との記載についてですが、完成検査前に維持管理運営に必要な事業所運営に用いる器具等を持ち込んだ場合、その所有権はどの様になるのでしょうか？	月島テクノメンテナンス㈱	設計・建設費にて用意したものの所有権は甲のものとなります。（会計処理上、設計・建設費の支出と資産額を一致させたいためです。）
272	5：事業契約書（案）		11	35	2			企業局への所有権移転手続きとしては、「本件施設の鍵の引渡」と「企業局が自己名義での本件施設の表示・保存登記を行う際に必要となる事業者発行の完成引渡証明書等を企業局に引渡す」等、一般の公共工事等における完成引渡手続きと同様の手続きを想定しておりますが、それでよろしいでしょうか。	大成建設㈱	ご質問のとおりです。
273	5：事業契約書（案）		11	36	2			配管、配線類は設備・機器に含まれるとの解釈でよろしいですか。	㈱日立製作所	ご質問のとおりです。
274	5：事業契約書（案）		11	36	2			設備及び機器の瑕疵担保期間が10年間と規定されておりますが、長きに失うと考えます。建家建築、土木工事に適用される、民間建設工事標準請負契約約款、民間（旧四会）連合協会の工事請負契約約款においても、瑕疵担保期間は、原則、木造等の建造物について1年間、金属造等の建物で2年間（故意・重過失の場合には、それぞれ5年間、10年間に延長される場合あり。）とされております。建家建築、土木工事についても10年間というのは、現在の商慣行に合致していないと考えますが、いかがですか。	㈱日立製作所	事業契約書（素案）のとおりとします。
275	5：事業契約書（案）		11	36				本件施設等の瑕疵により生じた損害の賠償範囲を「瑕疵に直接起因して生じた通常の損害」であることを明記し、かつ支払限度額を設けることを希望致します。	㈱荏原製作所	事業契約書（素案）のとおりとします。
276	5：事業契約書（案）		12	36	2			BTO方式で、設備及び機器以外の瑕疵担保期間がすべて一律10年というのは、乙に過剰な負担ではないでしょうか。施設毎に通常の公共事業での瑕疵担保期間と同等にすべきなのではないでしょうか？	鹿島建設㈱	回答274を参照してください。

NO	資料名	別紙等	ページ	大分類	中分類	小分類	その他	質問等	質問者	回答
277	5：事業契約書（案）		12	36	2			本件施設等における「設備及び機器」の判断基準は財務省の「建物と設備及び機器の区分」に準拠して宜しいのでしょうか。あるいは想定している判断基準があればご教示願えませんでしょうか。	三機工業㈱	区分については明確な区分を考えていません。設備は機器を包含しておりますことから、修補又は損害賠償の対象として、事例により、合理的に判断することとします。
278	5：事業契約書（案）		12	36	2			瑕疵担保期間は「10年間これを行うことができる」とあります。しかしこれは実務に照らしても長すぎ、乙の義務を不当に加重するものと思われます。実務上は1,2年ではないでしょうか。ただし瑕疵が故意もしくは重過失による場合は10年という例はありますが（民間（旧四会）連合協定27条）。したがって、上記文言を「2年間これを行うことができる。ただし、かかる瑕疵が乙の故意もしくは重過失による場合は10年間これを行うことができる」としていただきたくお願い申し上げます。	㈱荏原製作所	回答274を参照してください。
279	5：事業契約書（案）		12	37	2			修繕計画の見直しに伴い、サービス対価の変更も行われるとの理解でよろしいですか。	㈱日立製作所	修繕計画の見直しに伴うサービス対価の変更はいたしません。
280	5：事業契約書（案）		12	37	2			大規模修繕の実施年度が、施設運転後の発生活泥量の予想外の増加に伴って追加が必要となり、予定外の費用を必要とするに至った場合、大規模修繕計画の変更とその費用は認めていただけますかご教示下さい。	大成建設㈱	回答279を参照してください。
281	5：事業契約書（案）		12	37				本文中の「維持管理・運営仕様書」には、どのような記載が求められているのでしょうか。 例えば、企業局殿の業務委託仕様書及び特記仕様書のような物なのでしょうか？	月島テクノメ サービス㈱	ご質問のとおりです。契約後の協議事項とします。
282	5：事業契約書（案）		12	37				「維持管理・運営仕様書」については、ペーパーベースによる提出が求められるのでしょうか？ もしくは、電子ファイルベースの提出を行ってよろしいのでしょうか？	月島テクノメ サービス㈱	紙面による提出と電子データの提出をお願いします。
283	5：事業契約書（案）		12	38				維持管理・運営に伴う近隣対策について合理的に要求される範囲について具体的にご教示下さい。	東京電力(株)	回答259を参照してください。
284	5：事業契約書（案）		12	38			維持管理・運営に伴う近隣対策	「合理的に要求される範囲の近隣対策」とは、どのような対策であるか具体的にお示しください。また、それ以上およびそれ以外の対策の実施は免責されるという理解でよろしいでしょうか。	電源開発㈱	回答259を参照してください。
285	5：事業契約書（案）		12	39	3			「乙は、産業廃棄物の運搬又は有効利用の委任に際して委任先から送付を受けた廃棄物管理伝票、買取証明書等の写しを事業期間中にわたり保管し、甲の要求があれば速やかに開示する。」とありますが、甲がマニフェストを発行すれば、SPCは処分委託した際、交付した2次マニフェストのD,E表を処分委託先から送付された後、企業局へは1次マニフェストのE票を送付することになります。甲への開示は必要ないかと解釈してよろしいですか。また、マニフェスト保管期間は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」に基づく交付者保管が5年とありますので5年とすることはできませんか。	㈱日立製作所	廃掃法の関係は、マニフェストの取り扱いも含め、現在さいたま市と協議中です。また、保管期間は事業契約書（案）のとおりとします。
286	5：事業契約書（案）		12	39	4		運営期間中の第三者の使用	乙帰責事由がない場合にまで責任を負うというのは法律上の責任の原則に反するものと思慮いたしますので、下記主旨にてご再考えください。 ・第1項及び第2項に基づく、受任者、請負人及び下請人（以下、本条において総称して「受任者等」という。）の使用は、すべて乙の責任において行う（ただし、乙に起責事由なきものを除く）ものとする（以下削除）。	電源開発㈱	事業契約書（素案）のとおりとします。

NO	資料名	別紙等	ページ	大分類	中分類	小分類	その他	質問等	質問者	回答
287	5：事業契約書（案）		12	39				乙が維持管理・運営業務の全部又は一部を第三者へ委任し又は請け負わせようする場合、その旨の通知は二次協力企業までで宜しいのでしょうか。さらに、予め参加表明で明らかになっている協力企業も通知する必要があるのでしょうか。	三機工業(株)	委任し又は請け負わせようとする企業、すべてについて通知してください。
288	5：事業契約書（案）		12	39			運営期間中の第三者の使用	第三者への委任・請負承諾要件の内容について、具体的にお示ください。	電源開発(株)	ここでお示しすることはできません。
289	5：事業契約書（案）		12	39				事業者提案の通り、運営企業に維持管理・運営業務を委託する場合には、本項に基づく企業局の承諾は不要としていただけないでしょうか。	大成建設(株)	事業契約書（素案）のとおりとします。
290	5：事業契約書（案）		13	40	1			「合理的な追加費用」には金融費用も含まれますか。	埼玉りそな銀行	実負荷運転は実施していただきます。また、各系列ごとの最大処理も実施していただきます。その他、一般に実施されている工事完成検査に準じるものと考えてください。
291	5：事業契約書（案）		13	40	1			乙の責に帰すべき事由により工事が遅延した場合には、乙は甲に対して遅延損害金を支払う必要がありますが、甲の責に帰すべき事由による工期遅延については、遅延損害金に関する規定がありませんので規定していただけないか。	(株)日立製作所	事業契約書（素案）のとおりとします。
292	5：事業契約書（案）		13	40	2			運営開始の遅延において、「年10.75%の割合で計算した遅延損害金」とありますが、年10.75%と設定した根拠を教えてください。	東京電力(株)	埼玉県財務規則、埼玉県公営企業財務規程によります。
293	5：事業契約書（案）		13	40	2			運営開始の遅延損害金の10.75%は割引率と比較して非常に高くなっております。損害金の意味合いより、むしろペナルティーの規定に近いものを感じられます。10.75%の根拠をお示しいただきたいと同時に再考をお願いいたします。	月島機械(株)	回答292を参照してください。
294	5：事業契約書（案）		13	40	2			「甲が負担した増加費用及び損害に相当する額」については、第1項の乙の場合と同様に、「合理的な」という表現を入れて、「甲が負担した合理的な増加費用及び損害に相当する額」としていただくのが公平ではないでしょうか。	富士電機システムズ(株)	事業契約書（素案）のとおりとします。
295	5：事業契約書（案）		13	40	2			遅延損害金（10.75%）は、実損を負担した上での成果物の減価による損失という位置付けで認識しておりますが、事業評価に用いられた割引率3.2%/年と比較して格段に高くなっています。これでは、損害金ではなくペナルティ（罰則）という趣きになってしまいます。或いは、約定損害賠償金という意味合いであるならば、実損の負担は免除されるべきと考えます。10.75%の根拠をお示し願います。	富士電機システムズ(株)	回答292を参照してください。
296	5：事業契約書（案）		13	40	2			年10.75%の根拠についてお教え下さい。	(株)日立製作所	回答292を参照してください。
297	5：事業契約書（案）		13	40	2			乙からは解除することができないことから、遅延損害金を支払い続ける可能性があります。遅延損害金の上限を設けていただけないか。	(株)日立製作所	事業契約書（素案）のとおりとします。
298	5：事業契約書（案）		13	40	2		遅延損害金	10.75%は何を根拠にしているのでしょうか？	鹿島建設(株)	回答292を参照してください。
299	5：事業契約書（案）		13	40	2			工期延長により運営開始予定日に運営を開始出来ない場合に発生する遅延損害金の利率は年10.75%となっていますが、事業総額が大きいことからSPCへの負担が過大になると考えられます。また、平成15年3月に改訂された、政府契約の支払い遅延防止に対する遅延利息の利率が年3.6%である事も考慮に入れ、利率について県企業局殿の再度のご検討をお願いいたします。	月島テクノメテサービス(株)	回答292を参照してください。

NO	資料名	別紙等	ページ	大分類	中分類	小分類	その他	質問等	質問者	回答
300	5：事業契約書（案）		13	40	2			第40条第1項で甲の責めに帰すべき事由により工期延長等が生じ、運営開始予定日に本件施設等の維持管理・運営業務等を開始できない場合「乙が負担した合理的な増加費用及び損害に相当する額」で足りるのに対し、同条第2項では乙の責めに帰すべき事由により同状況が生じた場合「甲が負担した増加費用及び損害に相当する額」に加え運営開始日までの延滞日数に応じた遅延損害金を負担すると定められておりますが、これはどのような理由に基づくのかご教示下さいませよう願ひ致します。	月島機械㈱	同条第2項については、「設計・建設費並びにこれに係る消費税及び地方消費税（ただし、支払利息を除く金●円）につき年10.75%の割合で計算した遅延損害金を支払うものとし、当該遅延損害金を超える損害があるときは、その損害額を支払わなければならない。」旨の条項に変更します。
301	5：事業契約書（案）		13	40	2			遅延損害金について「年10.75%」と設定してありますが民間連合約款及びガイドラインと比べても非常に高い設定だと思われます。設定の根拠についてご教示願えませんかでしょうか。	三機工業㈱	回答292を参照してください。
302	5：事業契約書（案）		13	40	2		運営開始の遅延（乙の責め）	遅延損害金に係る利率が年10.75%となっています。確かに「埼玉県建設工事標準請負契約書及び埼玉県建設工事標準請負契約約款（平成15年6月2日改正）」の第45条（履行遅延の場合における損害金等）に年10.75%の数値が記載されています。近年の低金利水準を踏まえ、財務省告示第76号により、政府契約の支払遅延防止に対する遅延利息の利率が年8.25%から年3.6%に改められ（平成15年3月3日から適用）、全国自治体においても、見直しがなされつつあります。よって、本契約においても損害遅延金に係る利率の見直しをお願い致したく存じます。	電源開発㈱	回答292を参照してください。
303	5：事業契約書（案）		13	40	2			遅延損害金が「設計・建設費．．．につき年10.75%」（第2項下から3行目）と規定されています。しかし、設計・建設費が百億円を超えることを考えると、この率は一民間企業が負担できる範囲を超えています。さらに民間（旧四会）協定では請負工事代金残額の1/1000です。従って、上記文言は「設計・建設費の残額．．．につき遅延日数1日あたり1/1000」としていただきたくお願い申し上げます。	㈱荏原製作所	回答292を参照してください。
304	5：事業契約書（案）		13	40	2			運営開始が遅延した際に、その帰責事由の違いにより遅延損害金の扱いが異なっています。（事業者の責めに帰すべき事由の場合と県殿の責めに帰すべき事由。）この理由をご説明下さい。県殿の責めに帰すべき事由で運営開始が遅延した場合、事業者としても事業計画の中で見込んだ得べかりし利益を喪失することになり、遅延による損害がないことにはならないと考えます。	㈱荏原製作所	運営開始日の遅延は、公共サービスの提供にとって大きな損害となります。このことから、乙の責任による場合には、甲に、損害賠償だけではまかないきれない不利益が生じるためです。なお、回答300を参照してください。
305	5：事業契約書（案）		13	40	2			1．運営開始の遅延により企業局が負担する増加費用や損害としてはどのようなものを想定されておりますでしょうか。 2．実際に企業局が負担した増加費用や損害に加えて、設計建設費＋消費税の10.75%もの遅延損害金を事業者負担させるのは、事業者にとって過大な負担だと思われますが、このような負担を課す理由をお聞かせください。 3．遅延損害金の10.75%という率の根拠をご教示ください。	大成建設㈱	1．既存の排水処理施設を運転するための費用等です。 2．回答300,304を参照してください。 3．回答292を参照してください。
306	5：事業契約書（案）		13	40	2			乙の支払の遅延について年10.75%の遅延損害金の規定がありますが、甲の支払遅延についての規定がなく、片務的と思われます。甲の支払遅延についても同様の率にて規定を設けていただけませんかでしょうか。	日立造船(株)	第40条は、運営開始遅延についての規定です。甲の支払遅延については、回答366を参照してください。
307	5：事業契約書（案）		13	40	2			年10.75%の根拠のご教示をお願いいたします。	前澤工業(株)	回答292を参照してください。
308	5：事業契約書（案）		13	40	3		運営開始の遅延（不可抗力）	運営開始遅延により平成20年4月1日より遅れた日数分だけ、本契約終了日も平成40年3月31日に加算されるという理解でよろしいでしょうか。あるいは、運営開始遅延に係らず、本契約終了日は平成40年3月31日である場合には、乙に生じた合理的な増加費用及び損害には、当初予定されていた運営期間の短縮に伴う乙の逸失利益も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	電源開発㈱	運営開始遅延があった場合も本契約終了日は平成40年3月31日とします。なお、乙に生じた合理的な増加費用及び損害には、逸失利益は含みません。

NO	資料名	別紙等	ページ	大分類	中分類	小分類	その他	質問等	質問者	回答
309	5：事業契約書（案）		13	40	3		運営開始の遅延（不可抗力）	第3項では、「（前略）協議することができるものとする。」とありますが、第4項と同様、「（前略）協議して決定することができるものとする。」と理解してよろしいでしょうか。	電源開発㈱	ご質問のとおりです。
310	5：事業契約書（案）		13	40	3			不可抗力による増加費用および損害の負担は別紙3によると規定した上で、「かかる増加費用および損害の負担方法等について協議することができる」と規定されていますが、これは、負担割合は別紙3により定まるが、支払方法その他の条件については協議する、という意味でしょうか。また、第4項についても同様でしょうか。	大成建設㈱	ご質問のとおりです。
311	5：事業契約書（案）		13	40	4		運営開始の遅延（法令変更）	運営開始遅延により平成20年4月1日より遅れた日数分だけ、本契約終了日も平成40年3月31日に加算されるという理解でよろしいでしょうか。あるいは、運営開始遅延に係らず、本契約終了日は平成40年3月31日である場合には、乙が生じた合理的な増加費用及び損害には、当初予定されていた運営期間の短縮に伴う乙の逸失利益も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	電源開発㈱	回答308を参照してください。
312	5：事業契約書（案）		13	40				「乙が負担した合理的な増加費用及び損害」には、融資契約に基づく遅延損害金や金利スワップ解約コスト等の金融も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	㈱UFJ銀行	ご理解のとおりです。
313	5：事業契約書（案）		13	40			運営開始の遅延	「工期延長等」とありますが、「等」の内容につき、具体的にお示しください。	電源開発㈱	等は不可抗力、法令変更により生じる可能性のある運営開始遅延要因のすべてを含みます。
314	5：事業契約書（案）		13	40			運営開始の遅延（甲の責め）	運営開始遅延により平成20年4月1日より遅れた日数分だけ、本契約終了日も平成40年3月31日に加算されるという理解でよろしいでしょうか。あるいは、運営開始遅延に係らず、本契約終了日は平成40年3月31日である場合には、乙が負担した合理的な増加費用及び損害に相当する額には、当初予定されていた運営期間の短縮に伴う乙の逸失利益も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	電源開発㈱	回答308を参照してください。
315	5：事業契約書（案）		13	41	2			「排水処理施設の維持管理・運営業務および沈砂地天日乾燥床の運営業務」は企業局より水道法の第三者委託の位置づけで委託業務されていると解釈し、その業務においては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における第十一条1項に従い、特に排水処理業務において企業局自ら汚濁水を処分しているのとらえてよろしいですか。また業務委託を受けているSPCは業務受託に際し、廃掃法における設備の設置許可は必要であるが、処理業の許認可は必要ないという解釈は成立しませんか。	㈱日立製作所	排水処理施設は水道法の浄水施設に含まれ、単独で第三者委託とはなりません。なお、回答285を参照してください。
316	5：事業契約書（案）		13	41	3		本件施設等の維持管理・運営	「（前略）別段の定義がある場合を除き当該変更の通知を行なった者は当該増加費用を負担する。」とあります。追加費用を負担する通知者とは、維持管理・運営仕様の変更を要求した者という理解でよろしいでしょうか。	電源開発㈱	本条の解釈は、ご質問のとおりです。
317	5：事業契約書（案）		13	41	3			1．「業務要求水準を越えて維持管理・運営仕様書を変更する場合」とは、業務要求水準よりも高いレベル・仕様により維持管理・運営を行うように変更するという意味でしょうか。 2．この変更により維持管理・運営費用が増加する場合の費用負担は、単に、誰が当該変更を通知したか、により負担者を決めるのではなく、変更の原因が何であるかにより決められるべきだと思います。また、「民間事業者の創意工夫を生かしてより良い公共サービスを提供するというPFIの趣旨に鑑みると、「変更を通知した方が費用を負担する」という規定では、民間事業者がより高いサービスの提供をする為の提案をすることについてのインセンティブがなくなってしまう。従って、この規定についてはご再考をお願いいたします。」	大成建設㈱	1．ご質問のとおりです。 2．事業契約書（素案）のとおりとします。

NO	資料名	別紙等	ページ	大分類	中分類	小分類	その他	質問等	質問者	回答
318	5：事業契約書（案）		14	43	2			事業者（乙）が維持管理する濃縮槽への送泥にあたり、企業局殿（甲）の費用と責任で実施して頂ける具体的な範囲をご明示下さい。	東京電力(株)	維持管理の責任分界点は、業務要求水準書によります。また、既存汚泥調整池及び事業者の建設する汚泥濃縮槽までの送泥は、企業局が責任を持って実施します。
319	5：事業契約書（案）		14	43	3			文中の、「甲と乙は、送泥計画に基づく送泥及び汚泥の受入について、原則として月1回調整を計るものとする」との記載がありますが、実施方針等に関する質問への回答にて示された、「台風通過後等の送泥計画外の送泥が必要な時には、適時協議を実施する」事を考慮した上で、「原則」という言葉がついていると考えてよろしいのでしょうか？	月島テクノメテサービス㈱	台風通過後に限定はされませんが「原則」の趣旨はご質問のとおりです。
320	5：事業契約書（案）		14	44	2			無薬注方式は業務要求水準書により規定されているので、契約書で再度記載する必要はないと思いますがいかがですか。	㈱日立製作所	事業契約書（素案）のとおりとします。
321	5：事業契約書（案）		14	45	1			定義された「非常時」以外（浄水場内の異常、保守等）に、乙は非常用電源施設を稼働させる必要は全くないと理解して宜しいでしょうか。万一おありでしたら、具体的な内容（スケジュール、期間等）をご教示ください。	清水建設㈱	電力会社からの電力供給停止時は、浄水場側の受電に係わる異常等により、電力会社より電力供給が停止となるケースも含まれます。不測による事項であることから、具体的な内容は提示できません。
322	5：事業契約書（案）		14	45	2			非常時運転中においても24時間以上の燃料を保管するように受け取れますので、常にを常時と変更できませんか。	㈱日立製作所	ご指摘のとおり変更いたします。
323	5：事業契約書（案）		14	45	2			非常時に電源施設を稼働した場合には燃料費、人件費等は、甲が負担するものと理解して宜しいでしょうか。	清水建設㈱	非常時に電源施設を稼働した場合の使用した燃料費は甲の負担とします。詳細は入札公告を参照して下さい。
324	5：事業契約書（案）		14	45	2			既存浄水施設や給用水施設の更新や追加にともない必要な電力容量が増加したことにより、非常用電力が不足することとなったことにより追加費用や損害が発生した場合には、企業局の負担と考えてよろしいでしょうか。	大成建設㈱	原則として原因者負担となります。
325	5：事業契約書（案）		14	45				「非常時、...電力を供給しなければならない」というのは、無償でということでしょうか。非常用発電設備は本件施設の稼働のためではありませんので、事業者負担というのはい不合理ではないでしょうか。また、実施方針によると、常用発電設備を設けた場合、発生電力は無償で企業庁殿に供給することになっていましたが、その点についても、契約書上で明記されるべきではないでしょうか。	富士電機システムズ㈱	非常用電源設備については、回答323を参照してください。また、常用電源施設等の提案に係わる事項については、入札説明書及び民間事業者提案等に基づき、落札者決定後に必要に応じて契約書に追加することとしています。
326	5：事業契約書（案）		14	46	2			事業者（乙）が、修繕又は機器の更新を行う場合、事前に企業局殿（甲）に対して、具体的にはどのような内容と事項を通知することを想定されているのかをご教示下さい。さらに企業局殿（甲）と調整を行うべき事項（例えば、施設仕様、工事条件等）についてお示し下さい。	東京電力(株)	機器名、仕様、使用年数、修繕・更新理由等の通知とします。また、調整事項は、修繕・更新期間における浄水処理施設への影響等です。
327	5：事業契約書（案）		14	46	2			本文中に「乙が修繕又は機器の更新を行う場合、事前に甲に対してその内容その他の必要な事項を通知し、甲と調整を行うものとする」との記述がありますが、これは、長期修繕計画に基づいた場合でも、基づかない場合でも双方とも必要であると考えればよろしいのでしょうか？	月島テクノメテサービス㈱	ご理解のとおりです。
328	5：事業契約書（案）		14	46	3			文中に、「乙は、必要に応じて当該修繕又は機器の更新を竣工図書に反映し、かつ、使用した設計図、施工図等の書面を甲に提出しなければならない」との記載がありますが、こちらは、電子ファイルベースにて提出してよろしいのでしょうか？	月島テクノメテサービス㈱	協議によりますが、書面での提出が原則です。電子ファイルの提出は提案事項です。
329	5：事業契約書（案）		14	46			本件施設等の修繕及び機器・部品の交換	但書きとして、甲帰責事由については、甲負担の旨の記載があります。不可抗力事由及び法令変更事由の場合についても、甲負担という理解でよろしいでしょうか。	電源開発㈱	不可抗力及び法令変更により生じた損害については、第56条をご確認ください。

NO	資料名	別紙等	ページ	大分類	中分類	小分類	その他	質問等	質問者	回答
330	5:事業契約書(案)		15	46	4			「汚泥調整池施設内の配管一式は乙の維持管理対象とする」となっていますが既存設備であるので乙の維持管理対象外としては頂けないでしょうか。	三機工業㈱	ご意見として承ります。
331	5:事業契約書(案)		15	47	3			文中にある返送水の水質とは、具体的にどのような項目を想定しているのでしょうか？	月島テクノサービス㈱	濁度障害を主に想定していますが、水道水として適さない物質を含む場合等も想定しています。
332	5:事業契約書(案)		15	47			返送水の水質	「乙は、返送水については、常に、業務要求水準書に記載の条件を充足させなければならない。」とあります。不可抗力時及び継続時間が20分未満であれば、条件充足を免れることができるとの理解でよろしいでしょうか。	電源開発㈱	不可抗力による場合は、ご質問のとおりです。継続時間については、ベナルティ上の問題であり、本条項においては想定外のもです。
333	5:事業契約書(案)		15	48	2			非有価での発生土処理が甲から乙への委託である場合、廃掃法上排出者責任は甲にあると考えます。よって、一切の責任には排出者責任は含まれず、あくまで有効利用についてのみとの解釈でよろしいですか。	㈱日立製作所	甲乙間での関係では、乙が一切の責任を負うことになりますが、これにより企業局が乙以外の第三者との関係で廃掃法上の排出者責任を免れるものではありません。
334	5:事業契約書(案)		15	48	2		発生土の有効利用	実施方針に関する質問No180の回答への対応として、取水、浄水過程における関係法令等の基準を超える汚染物・毒劇物の混入による場合の有効利用に関するリスク分担の条文を付け加えていただけないでしょうか。有効利用土全数の品質確認は困難であるため、有効利用先にて汚染物等の存在が判明した場合には、直ちに事業者の責任にはならないと考えます。	鹿島建設㈱	企業局は発生土の品質について保証いたしません。事業者において品質確認をお願いします。取水、浄水過程における関係法令等の基準を超える汚染物・毒劇物の混入による場合の有効利用に関するリスク分担（その場合、有効利用について協議する）の条文を付け加えますが、事業者が発生土の品質を確認せずに有効利用を図ったことによる責任は事業者となります。
335	5:事業契約書(案)		15	48	2			「乙は前項に定める発生土及び発生砂の有効利用に関し、一切の責任を負うものとする。」とありますが、第1回質問へのご回答中にありました通り、「ただし、取水・浄水過程及び甲の責による品質劣化に関してはこの限りではない。」との一文を追記頂きたく存じます。	三機工業㈱	回答334を参照してください。
336	5:事業契約書(案)		15	48	2		有効利用等	「乙は、前項に定める発生土及び発生砂に関して、一切の責任を負うものとする。」とあります。実施方針に記載されているリスク分担（表2、p20）中の「発生土の量及び品質」に対する企業局殿欄の解釈に関して、「関係法令等の基準を超える汚染物・毒劇物の混入による品質低下に関しては、原則として企業局負担…」とご回答されていることから、この部分は上記の対象外と理解してよろしいでしょうか？	電源開発㈱	回答334を参照してください。
337	5:事業契約書(案)		15	48	3		発生土の損害賠償	有効利用による第三者の損害賠償とは、具体的にどのような想定をされていますか？	鹿島建設㈱	製造物責任が問題となるような場合を想定しています。
338	5:事業契約書(案)		15	48	3			乙の責に帰すことができない場合は、甲が負担するとの解釈でよろしいですか。甲が有価で販売した発生土の品質保証の範囲はどのように考えておりますか。	㈱日立製作所	回答334を参照してください。
339	5:事業契約書(案)		15	48	3			「甲に対する訴訟提起があった場合、甲から乙へのその旨の通知と乙が訴訟参加資格を有する」という内容を追記しては頂けないでしょうか。	三機工業㈱	かかる場合には、甲は乙に通知する旨の規定を設けます。
340	5:事業契約書(案)		15	48	3		有効利用等	「（全略）乙は、甲の請求により、当該損害賠償相当額を甲に対して支払わなければならない。」とありますが、乙に帰責なき場合は支払いを免れるとの理解でよろしいでしょうか。	電源開発㈱	回答334のとおり、甲は発生土の品質保証はしませんので、乙の支払を求めます。
341	5:事業契約書(案)		15	48	3			この項はどのような事態を想定しているのでしょうか、ご説明をお願い致します。	㈱荏原製作所	回答337を参照してください。

NO	資料名	別紙等	ページ	大分類	中分類	小分類	その他	質問等	質問者	回答
342	5：事業契約書（案）		15	48	3			1．商品化された発生土等に関して「甲が第三者の損害を賠償しなければならない場合」とありますが、具体的にどのような場合を想定しておられるのか、ご教示ください。 2．企業局が事業者に対して、企業局が負担した損害賠償額の補償を求めるのは、乙の責めに帰すべき事由により当該損害賠償が発生した場合に限られる、と理解してよろしいでしょうか。 3．最終的な負担者が事業者になるのであれば、企業局が本項に従い第三者に損害を賠償する場合に、事業者に全く知らせることなく企業局と第三者との間だけで損害の有無や賠償金の金額を決定してしまうのは、不合理ですので、必ず、事業者と事前の協議を行うこと、と規定して頂けませんか。	大成建設(株)	1．回答337を参照してください。 2．回答340を参照してください。 3．かかる場合には、事業者に連絡する旨の規定を設けます。
343	5：事業契約書（案）		15	48	3			有効利用により商品化された発生土又は発生砂に関して、乙は（無条件に）甲が賠償した損害額を支払わなければならないとの規定ですが、甲に帰責性がある場合には乙の補償義務はないと考えられますがいかがでしょうか？ 本項で想定しているケースは、あくまで甲乙の故意過失の度合いによって損害賠償の負担割合が決まるべきものと考えられ、本項自体を削除するのが妥当ではないかと考えられますが、お考えをお教示ください。	日立造船(株)	回答340を参照してください。
344	5：事業契約書（案）		15	48	3			「甲が第三者の損害を賠償しなければならない場合」とはどのような場合でしょうか？乙に起因する損害であれば乙が賠償しなければならないし、甲が賠償することがよく分かりません。ご教示をお願いいたします。。	前澤工業(株)	本条は、甲乙間では発生土の有効利用については乙が一切その責任を負い、甲が事業主体として対外的に損害賠償を行なった場合でも、かかる損害賠償については乙が補償することを規定するものです。
345	5：事業契約書（案）		15	48			やむをえない最終処分	発生土、発生砂を甲乙協議しやむを得ず最終処分にする場合は、両者仕方がないと認める理由があるからであり、その負担を乙が全て負うのは納得がたく、最終処分場の処分費用の負担は少なくとも協議事項にすべきではないでしょうか？一方的に乙の負担とするの過剰なりリスク転嫁であると思われます。（契約書 頁52（6）イ も同様）	鹿島建設(株)	事業契約書（素案）のとおりとします。
346	5：事業契約書（案）		15	49				買い取り保証について、企業局殿（甲）として認める出資者の要件がございましたら、ご教示下さい。	東京電力(株)	要件について特に定めはありませんが、出資割合が相当に低い時など、ふさわしくないと判断する場合があります。
347	5：事業契約書（案）		15	49			発生土の出資者による買取保証	出資者が直接買取保証を差し出すのはいかなるもののでしょうか？ S P Cの有価利用を義務とさせるためならば、S P Cと出資者の間で残量引き取り契約を締結させればよいと思われます。	鹿島建設(株)	ご意見として承ります。
348	5：事業契約書（案）		15	49				出資者による買取保証では、買取価格はどのように設定するのでしょうか。	㈱荏原製作所	有価利用にかかる発生土の提案価格とします。
349	5：事業契約書（案）		15	49				仮に有価利用分としての処分量が提案量を下回った場合であっても事業者は全ての発生土を引き取り、有効利用する義務を負っており、また有価利用分については、現実の処分量に関わらず提案量に基づき算出される金額をサービス購入料から差し引く、という仕組みになっていることから、有価利用の処分量が提案量を下回ることによるリスクは企業局は負っていないと思われます。もちろん、事業者は、有価利用での処分量が提案量を下回ることにより、追加の負担を負うことになり、キャッシュフローが苦しくなる可能性はありますが、事業者は、そのようなリスクを考慮した事業計画に基づき提案を行うものであり、またその提案の妥当性は、入札審査過程において有識者を含む審査委員により評価されるべきものだと思われます。従って、出資者による買取保証については削除いただけるようお願いいたします。	大成建設(株)	有価利用にかかる提案量の多寡は提案に大きな影響を与えます。また、ご質問にもあるように、実際の有価利用量が提案量を下回った場合、S P Cのキャッシュフローに悪影響を及ぼします。有価利用について、より適切な提案をしていただくとともに、S P Cの良好な経営を行っていただくため、出資者による買取保証をお願いするものです。

NO	資料名	別紙等	ページ	大分類	中分類	小分類	その他	質問等	質問者	回答
350	5：事業契約書（案）		16	3	4	54	見学者の対応	「乙は、甲が受け入れた本件施設等の見学者の対応を行うものとする。」とありますが、 ・本件施設とは別紙1の事業者維持管理・運営業務範囲と考えればよいのでしょうか。 ・各範囲間の見学者経路の作成・維持管理・安全対策については別途と考えてよいのでしょうか？ ・見学スケジュールについては事前に協議できるのでしょうか？ ・今までの見学者来訪実績データ（頻度・人数等）がございましたら提示願います。	清水建設㈱	本件施設についてはご質問のとおりです。本件施設等と他施設との見学者経路については別途とお考えください。見学スケジュールについては事前に協議いたします。今までの見学者来訪実績データは提示いたします。
351	5：事業契約書（案）		16	51	3			業務総括書とは、どのようなものなのでしょうか？	月島テクノメ テ	毎月報告される業務報告書を四半期単位で集約した内容のものです。変動費の支払いの根拠ともなります。
352	5：事業契約書（案）		16	53			健康診断の実施	事業者を実施を義務付けている「臨時の健康診断」とは、どのような場合にどのような頻度でどのような項目を実施することを想定しているのでしょうか。	鹿島建設㈱	水道法第21条及び水道法施行規則第16条を参照してください。
353	5：事業契約書（案）		16	54				見学者の対応で、「乙は、甲が受け入れた本件施設等の見学者の対応を行う」とありますが、これは、見学者の引率や見学者への説明を事業者が行うことを意味しているのでしょうか。それとも、見学者用の通路を設けるなど、見学者を考慮した施設を整備することを意味するのでしょうか。	東京電力(株)	排水処理施設のみの見学についての対応は事業者としています。本事業の運営開始直後は、見学申込みがある可能性があります。また、見学者用の通路等の設置は提案によります。
354	5：事業契約書（案）		16	54			見学者の対応	見学を希望すれば、誰でも見学者として施設内に立ち入ることができるのでしょうか。その際、企業局の職員は立ち会われるのでしょうか。また、見学者に帰責する損害のリスクは、企業局または見学者自信のどちらが負担するのでしょうか（見学者に賠償能力がない場合も含めて）。現状における施設の見学者への対応状況や、トラブルの発生事例も含めてご教示ください。	鹿島建設㈱	大久保浄水場への見学者受入れ方法は、手続きを必要としますので、排水処理施設も同様とします。排水処理施設のみの見学については、企業局の職員は立ち会いません。見学者に帰責する損害は、未だかつてありませんが、その原因により、リスク分担は異なります。現状における排水処理施設の見学者は皆無であり、浄水場見学者のトラブルの発生事例もありません。
355	5：事業契約書（案）		16	54				見学者の対応についてですが、日程については乙により指定出来ると考えてよろしいでしょうか？また、業務実施状況（機器の修繕実施時等）により、見学に対応出来ない期日が発生する事も考えられます。上記等の様な理由により、見学日程を調整させて頂くという事を了承して頂けるものなのでしょうか？企業局殿のご意向を教示して頂ければ幸いです。	月島テクノメ サービス㈱	ご質問のとおりです。
356	5：事業契約書（案）		16	54				「甲が受け入れた本件施設等の見学者の対応」とありますが、対応すべき見学者の組織団体や人数規模と年齢構成等を、業務要求水準書へ明示して頂けませんか？また実際の対応時においては事前（14日前）には通知頂けませんか？または、それらを想定する資料として、過去の主な見学者実績を、有償資料の追加分として配布いただけませんかでしょうか？	三機工業㈱	対応すべき見学者の組織団体や人数規模等を業務要求水準書へ示すことはいたしません。過去のデータにより判断してください。また、実際の対応時には事前に通知しますが、14日前と限定することは出来ません。
357	5：事業契約書（案）		16	54				乙は、実務上合理的な条件を付することができると考えます。従って、以下の文言を文末に追加していただくようお願い申し上げます。「ただし、甲は、乙に対し、十分事前にその旨を通知するものとする。なお、乙は、かかる通知に対し、対応人数、スケジュール、安全、警備など合理的理由から条件を付することができるものとする。」	㈱荏原製作所	事業契約書（素案）のとおりとします。
358	5：事業契約書（案）		16	54				企業局が見学者を受入るに際しては、事業者の維持管理・運営に支障とならないよう配慮すること、事業者への事前通知と協議を行うものとするを規定していただけますでしょうか。	大成建設㈱	ご意見として承ります。
359	5：事業契約書（案）		16	55				「通常避けることのできない騒音、振動、臭気の発生等により第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を負担しなければならない」とありますが、PFI本来の主旨から言っても乙側で通常避けることのできないことは甲側の負担とするべきではないでしょうか。	三機工業㈱	回答240を参照してください。

NO	資料名	別紙等	ページ	大分類	中分類	小分類	その他	質問等	質問者	回答
360	5：事業契約書（案）		16	55				（１）「・・・第三者に損害が発生した時は、乙がその損害を賠償しなければならない。」と規定する。しかし、当然第三者の責めに帰すべき事由により損害を被った場合は、除外すべきです（甲の責めに帰すべき場合は後段で除外されています）。従って、上記文言の後に、「ただし、当該第三者の責めに帰すべき事由による場合はこの限りではない。」と規定していただきたくお願い申し上げます。（２）甲は、「甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては甲が負担するものとする。」と規定しています。しかし、「甲の責めに帰すべき事由」以外でも、甲が工作物の所有者である以上、甲は民法上負う工作物責任を負います（民法717条）。従って、上記文言の後に「甲が民法上の工作物責任を負う場合も同様とする。」と規定していただきたくお願い申し上げます。	㈱荏原製作所	事業契約書（素案）のとおりとします。
361	5：事業契約書（案）		16	55				事業者が、維持管理・運営に関して十分な注意義務を払っても「避けることができない騒音、振動、地番沈下、地下水の断絶」については、事業者としてコントロールできないリスクですので、企業局の負担としていただくことはできないでしょうか。	大成建設㈱	回答240を参照してください。
362	5：事業契約書（案）		17	55			第三者に及ぼした損害	「（全略）甲及び第三者に損害が発生した時は、乙がその損害を賠償しなければならない。」とありますが、乙に帰責なき場合は損害賠償を免れるとの理解でよろしいでしょうか。	電源開発㈱	不可抗力による場合を除き、ご質問のとおりです。
363	5：事業契約書（案）		17	56	1, 2			不可抗力及び法令変更により生じた損害等について、「別紙3に規定する負担割合に従い、甲及び乙が負担する」とありますが、PFI本来の主旨から言っても不可抗力及び法令変更によるものであれば甲側の負担とすべきではないでしょうか。	三機工業㈱	ご意見として承ります。
364	5：事業契約書（案）		17	56			不可抗力及び法令変更による負担	不可抗力の負担は別紙3、法令変更の負担は別紙4のとおりとすると記述されているにも拘らず、それぞれ増加費用等の「負担方法等」について協議して決定することができる、と記述されています。どの様に理解すればよろしいのでしょうか？	鹿島建設㈱	回答310を参照してください。
365	5：事業契約書（案）		17	56				不可抗力による増加費用および損害の負担は別紙3によると規定した上で、「かかる増加費用および損害の負担方法等について協議することができる」と規定されていますが、これは、負担割合は別紙3により定まるが、支払方法その他の条件については協議する、という意味でしょうか。また、第2項についても同様でしょうか。	大成建設㈱	ご質問のとおりです。
366	5：事業契約書（案）		17	57				甲による設計・建設費の支払について規定されています。しかし他の条項には乙の遅滞の場合に厳しい条件が規定されていますが、ここには甲の支払遅延についての規定は有りません。したがって、公平の観点から、第4項を設け甲の遅延の場合も規定していただきたくお願い申し上げます。 「4 甲が本条に基づく支払いを遅延した場合、甲は、遅延日数について年8.25%の遅延利息を付して支払うものとする。」	㈱荏原製作所	ご指摘の点を踏まえ、遅延損害金に関する規定を設けます。
367	5：事業契約書（案）		17	58	2			本文中に、「甲は、履行の確認が出来ない部分についてはサービス購入料を支払う事を要しない」とありますが、長期修繕計画にて記載されている修補の内、維持管理実施の結果、修補を要しないと判断した修補については、実施方針等に関する質問への回答にあるとおり、計画通りの支払いが行われると考えてよろしいのでしょうか？	月島テクノマシナリーサービス㈱	ご質問のとおりです。
368	5：事業契約書（案）		17	58	2		維持管理・運営業務にかかるサービス購入料の支払	履行確認不可部分が生じる具体的内容についてお示しください。	電源開発㈱	発生土の有効利用が確認できない場合等を想定しています。

NO	資料名	別紙等	ページ	大分類	中分類	小分類	その他	質問等	質問者	回答
369	5：事業契約書（案）		17	58	2			発生土の有効利用に関しての履行の確認方法は、別紙5.3.(8)に規定されていますが、その他の業務について「履行の確認ができない」とは具体的にどのようなことをさしているのでしょうか。業務要求水準等を満たしていない場合には、第60条のサービス購入料の減額により対処されることとなりますので、「履行の確認ができない」とは、履行内容を確認する書類（業務報告書等）が提出されていない、または適正に作成されていない、ことをさすのでしょうか。	大成建設㈱	ご質問の場合等が想定されます。
370	5：事業契約書（案）		17	58	2			発生土の有効利用に関しての履行の確認は、別紙5.3.(8)によれば3月末と7月とされていますが、サービス購入料の支払は四半期毎とされています。3月・7月以外の支払時期における発生土有効利用の履行確認はどのように行われる予定でしょうか。	大成建設㈱	月1回の定期モニタリングにより確認します。
371	5：事業契約書（案）		17	58				甲によるサービス購入料の支払について規定されています。しかし他の条項には乙の遅滞の場合に厳しい条件が規定されていますが、ここには甲の支払遅延についての規定は有りません。したがって、公平の観点から、第3項を設け甲の遅滞の場合も規定していただきたくお願い申し上げます。「4 甲が本条に基づく支払いを遅延した場合、甲は、遅延日数について年8.25%の遅延利息を付して支払うものとする。」	㈱荏原製作所	回答366を参照してください。
372	5：事業契約書（案）		17	60				サービス購入料の減額について減額に対する乙の異議申立てを行う機会をご配慮願えませんでしょうか。	三機工業㈱	協議は可能です。
373	5：事業契約書（案）		17	60				本条は、乙の維持管理・運営業務が所定の水準を満たさない場合、「サービス購入料の減額」が規定されています。しかし、逆の場合もありうるのではないのでしょうか。すなわち、乙の業務により甲が利益を得た場合、乙の努力を評価していただく「ボーナス規定」を考慮していただくことは出来ないのでしょうか。	㈱荏原製作所	事業契約書（素案）のとおりとします。
374	5：事業契約書（案）		18	61	1			甲がサービス料の支払を遅延した場合の規定がありませんが、第61条の規定の考え方より、遅延した日数に応じ何らかの利息が付与されるものと考えますがいかがですか。	㈱日立製作所	回答366を参照してください。
375	5：事業契約書（案）		18	61				サービス購入料の返還において、「年10.75%の割合で計算した利息」とありますが、年10.75%と設定した根拠を教えてください。	東京電力(株)	回答292を参照してください。
376	5：事業契約書（案）		18	61				業務報告書等に虚偽の記載があることが判明した場合、サービス購入量の返還について金利規定をされておりますが、第40条と同様に10.75%の根拠と妥当性についてお示しいただきたい。また、再考をお願いいたします。	月島機械㈱	回答292を参照してください。
377	5：事業契約書（案）		18	61				サービス購入料の返還について金利規定を設けていますが、公平の原則により、企業庁殿よりの支払い遅延の場合の金利規定を、同条件にてご設定願います。なお、10.75%の妥当性については、第40条2項と同様にご確認願います。	富士電機システムズ㈱	回答366,292を参照してください。
378	5：事業契約書（案）		18	61				工期延長により運営開始予定日に運営を開始出来ない場合に発生する遅延損害金の利率は年10.75%となっていますが、事業総額が大きいことからSPCへの負担が過大になると考えられます。また、平成15年3月に改訂された、政府契約の支払い遅延防止に対する遅延利息の利率が年3.6%である事も考慮に入れ、利率について県企業局殿の再度のご検討をお願いいたします。	月島テクノメテサービス㈱	回答292を参照してください。
379	5：事業契約書（案）		18	61				サービス購入料の返還について利息が「年10.75%」と設定してありますが、民間連合約款及びガイドラインと比べても非常に高い設定だと思われます。設定の根拠についてご教示願えませんでしょうか。	三機工業㈱	回答292を参照してください。

NO	資料名	別紙等	ページ	大分類	中分類	小分類	その他	質問等	質問者	回答
380	5：事業契約書（案）		18	61			サービス購入料の返還	利息が年10.75%となっています。 確かに「埼玉県建設工事標準請負契約書及び埼玉県建設工事標準請負契約約款（平成15年6月2日改正）」の第45条（履行遅延の場合における損害金等）に年10.75%の数値が記載されています。 近年の低金利水準を踏まえ、財務省告示第76号により、政府契約の支払遅延防止に対する遅延利息の利率が年8.25%から年3.6%に改められ（平成15年3月3日から適用）、全国自治体においても、見直しがなされつつあります。 よって、本契約においても利息の見直しをお願い致したく存じます。	電源開発㈱	回答292を参照してください。
381	5：事業契約書（案）		18	61				利息が年10.75%と規定されています。しかし、虚偽記載が原因とはいえ、近時の市場金利からみて非現実的な率ではないでしょうか。従って、この率を年8.25%としていただきたくお願いいたします。第57条に関する当方の提案と整合性を取りました。	㈱荏原製作所	回答366,292を参照してください。
382	5：事業契約書（案）		18	61				利息の10.75%という率の根拠をご教示ください。また、企業局側の支払遅延に対しても、同様の遅延利息が適用されると考えてよいでしょうか。	大成建設㈱	回答366,292を参照してください。
383	5：事業契約書（案）		18	62	2			「サービス対価」の内容の明示をお願いいたします。また、ここでの「サービス対価」が設計・建設費も含むものとした場合、例えば、甲が取得する金銭支払請求権が事業者による運営に関わる原因により発生したというケースにおいても、設計・建設費に相当するサービス対価の控除があり得ることになるのでしょうか。施設の完工確認がなされ所有権が移転した後は、設計・建設費に相当するサービスの対価は確定債権として減額の対象とはしないとみなすべきものと考えます。	埼玉りそな銀行	減額の対象は、サービス対価のうちサービス購入料のみです。設計建設費は減額対象ではありませんが、違約金と相殺する場合があります。
384	5：事業契約書（案）		18	62	2			別紙12の主旨からして、（1）（2）に記載の「サービス対価」はすべて「サービス購入料」に変更すべきではないでしょうか？	鹿島建設㈱	回答383を参照してください。
385	5：事業契約書（案）		18	62	2	1		「その他サービス対価の支払いを拒否できる抗弁」という規定は、あくまで「本契約に基づきその他サービス対価の支払を拒否できる抗弁」との解釈でよろしいでしょうか。	㈱UFJ銀行	ご理解のとおりです。
386	5：事業契約書（案）		18	63	2			検査項目として、どのような項目を想定されているのでしょうか？	月島テクノメンテ サービス㈱	完成検査時と同様の検査を想定しています。
387	5：事業契約書（案）		18	63	2			大規模修繕の定義が不明確です。より具体的に提示していただけるようお願いいたします。	大成建設㈱	回答118を参照してください。
388	5：事業契約書（案）		18	63				平成40年3月31日の時点では、運営期間の最後の四半期に対する支払は完了していないと思われます。本契約の終了期間を、最終の支払が完了するまでとしていただけますでしょうか。	大成建設㈱	事業契約書（素案）のとおりとします。
389	5：事業契約書（案）		18	63				BTO方式において、事業者に対し、施設引渡後の瑕疵担保責任に加えて、運営期間終了後の大規模修繕についての責任を負わせ、またその責任に付き、出資者の連帯保証を求めるのは、事業者により2重の瑕疵担保責任を負わせるようなもので、事業者や出資者にとって不当に過大な負担だと思われます。BTO方式においては、施設の性能の維持は、事業者による適切な維持管理と公共発注者側による適切なモニタリング（運営期間終了前の検査を含む）により確保されるという仕組みが、適切であり、運営期間後の施設の性能に関してまで事業者により責任を負わせるのは不合理だと考えられますので、本条についてはご再考をお願いいたします。	大成建設㈱	事業契約書（素案）のとおりとします。運営期間終了後1年以内に大規模修繕が必要では、適切な維持管理が行われたとは言えないとの認識です。

NO	資料名	別紙等	ページ	大分類	中分類	小分類	その他	質問等	質問者	回答
390	5：事業契約書（案）		18	64	1			本契約終了後に本件施設等に大規模修繕が生じた場合、乙が甲に対して損害賠償金を支払わなければならない旨規定されておりますが、ここは、乙の責に帰すべき事由による場合に限定すべきと考えますがいかがですか。	㈱日立製作所	甲に責がある場合は、甲が負担します。
391	5：事業契約書（案）		18	64			契約終了後の大規模修繕	「契約終了後1年以内に、大規模修繕が必要となった場合には、甲はその費用相当額を損害賠償請求することができる」とありますが、大規模修繕の必要性の判断基準を御教示ください。	鹿島建設㈱	回答118を参照してください。
392	5：事業契約書（案）		18	64				「本契約終了後1年以内に本件施設等につき、大規模修繕が必要となった場合には、甲は、乙に対し、かかる大規模修繕に要する費用相当額につき損害賠償請求することができる」とありますが、通常、引渡し時点の検査で乙の責任は終了するのではないのでしょうか。また、条文に「乙の責に帰さない事由の場合は免責とする」旨の表記を追記して頂けないでしょうか。	三機工業㈱	回答390を参照してください。
393	5：事業契約書（案）		18	64				第1項の文章に以下を追加いただきたいのですが、いかがでしょうか。 「大規模修繕が、あらかじめ乙が申請した補修計画に明記され、甲が承認し、承認に基づき行われた場合にはその限りではない。」	㈱荏原製作所	事業契約書（素案）のとおりとします。
394	5：事業契約書（案）		18	64				事業者の責めに帰すことのできない事由起因する大規模修繕は、当然本条の対象外と思われるので、その旨を明記していただけますでしょうか。	大成建設㈱	回答390を参照してください。
395	5：事業契約書（案）		18	64				乙の責めに帰すべき事由によらない大規模修繕の費用については、甲による損害賠償請求の対象から除外すべきと考えますが、いかがでしょうか。また、大規模修繕の定義に関して第4条18に「多額の費用及び長期の期間」と記載されていますが、具体的な金額や期間を示していただけないでしょうか。また、この費用と期間は全部条件でしょうか、一部条件でしょうか。	大成建設㈱	回答118を参照してください。多額の費用及び長期の期間」を「多額の費用または長期の期間」と改めます。
396	5：事業契約書（案）		19	64	2		大規模修繕の保証	大規模修繕に要する費用相当額の損害賠償義務及び補修義務の出資者からの保証は、発生土の出資者による保証と同様に1社でもよいのでしょうか？	鹿島建設㈱	ご質問のとおりです。
397	5：事業契約書（案）		19	64	2			本保証は、瑕疵担保期間が経過し、なおかつ事業期間外のもをを保証するものであり、ｽﾌﾟﾛｰに過大なｽﾌﾟﾛｰの移転をするものと考えます。提案価格の上昇にもつながりますので本条を削除していただきますようお願いいたします。	月島機械㈱	事業契約書（素案）のとおりとします。
398	5：事業契約書（案）		19	64	2			何故出資者の保証が必要なのでしょう？ 77条でSPCは事業契約終了後も1年間は存続が義務付けられており、大規模修繕はSPCの責任と規定すれば県の意図に沿うと考えます。尚、別紙15の主債務は「損害賠償義務及び補修義務」ではなく、「損害賠償義務または補修義務」ではないのでしょうか？	鹿島建設㈱	事業終了後は、収入がないため、SPC単独では実施が困難な場合が想定されるためです。なお、別紙15は、原案のとおりとします。
399	5：事業契約書（案）		19	64				大規模修繕が必要になる理由が、甲もしくは甲が業務を委託した事業者の維持管理・運営方法に起因する場合、乙には損害賠償の責が発生しないと考えていますが、これでよろしいのでしょうか？	月島テクノメテサービス㈱	ご理解のとおりです。
400	5：事業契約書（案）		19	64			契約終了後の修繕	契約終了後の大規模修繕に係る甲から乙に対する損害賠償請求については、大規模修繕の発生が乙の責めに帰すべき事由によるものと甲が証明した場合に限定されるものと理解してよろしいでしょうか。	電源開発㈱	この場合、乙が自己の責めによるものでないことを証明する必要があります。
401	5：事業契約書（案）		19	65				乙の債務不履行による契約の解除の条項で、解除理由として「本事業を自発的に放棄したと認められるとき」との記述がありますが、客観的判断としてどの様な状況になると自発的に放棄したとの認識がなされるのでしょうか？	月島テクノメテサービス㈱	たとえば、甲に無断で業務を停止し、再会の指示に従わない場合などが該当します。

NO	資料名	別紙等	ページ	大分類	中分類	小分類	その他	質問等	質問者	回答
402	5：事業契約書（案）		20	67	1			合理的理由が存在する場合には乙にも任意解除権を認められませんか。	(株)日立製作所	認められません。
403	5：事業契約書（案）		20	67				解除発動に関する条件を具体的にご教示ください。	月島機械(株)	具体的な想定はありません。
404	5：事業契約書（案）		20	67				「契約期間の満了前に本事業を終了させる必要があると判断する場合」とは、具体的にどのようなケースを想定されているのでしょうか。	埼玉りそな銀行	回答403を参照してください。
405	5：事業契約書（案）		20	67				この条文はどのような事態を想定しているのでしょうか？ この条文のままでは甲の必要性だけで契約が解除できることになりますので削除して頂けないでしょうか？	鹿島建設(株)	具体的な想定はありません。事業契約書（素案）のとおりとします。
406	5：事業契約書（案）		20	67			甲の解除等	ここで規定している、本事業を終了させる必要がある場合とは、どのような状況を想定しているのでしょうか。その場合に、事業者が受けた損害は補償されるのでしょうか。	鹿島建設(株)	具体的な想定はありません。なお、第67条による解除の場合も、第71条第4項が適用される旨修正いたします。
407	5：事業契約書（案）		20	67				「甲は、運営開始日から第63条に規定する契約期間満了前に本事業を終了させる必要があると判断する場合は、乙に対して通知を行い、本契約を解除する事が出来る」との記述がありますが、この場合、本事業を終了させる何日前に通知を頂けるのでしょうか？	月島テクノメンテサービス(株)	通知を行う場合、事前に協議いたします。
408	5：事業契約書（案）		20	67				甲は本事業を終了させる必要があると判断する場合は、通知により本契約を解除することができる。」とありますが、甲の裁量により一方的に本契約を解除することができることとなります。「甲が解除できるケースを具体化・明確化する」「甲の判断基準を具体化・明確化する」規定として頂きますよう、お願い致します。 ・現状の規定の場合、「第67条に基づいた契約解除に起因して甲及び乙が被る損害の負担」についてどのような形になるのかご教示ください。	(株)UFJ銀行	事業契約書（素案）のとおりとします。後段については回答406を参照してください。
409	5：事業契約書（案）		20	67				本67条は、66条の事態に相当し、削除してよい内容かと思われませんが、いかがでしょうか？ 想定している具体例がございましたらご教示いただけますようお願い致します。また、条文を残すのであれば乙に対する通知期限（半年以上前？）を設定して頂けませんか？	三機工業(株)	回答403,407を参照してください。
410	5：事業契約書（案）		20	67			甲の解除等	甲の任意解除権につき、「地方自治法の定めに従い、事業場所を公用又は公共用に供する必要性」に限定して頂きたいと存じます。	電源開発(株)	事業契約書（素案）のとおりとします。
411	5：事業契約書（案）		20	68	1			契約終了の判断が甲に一任されておりますが、乙からの解除も規定できませんか。	(株)日立製作所	事業契約書（素案）のとおりとします。
412	5：事業契約書（案）		20	68				本契約の解除する旨の甲から乙に対する通知について、原則としての通知期限の設定をして頂けませんか？	三機工業(株)	回答407を参照してください。
413	5：事業契約書（案）		20	68				SPCにも本事業を継続し難い事情が発生することも十分考えられますので、乙にも解除権を認めるべきではないでしょうか。	(株)荏原製作所	事業契約書（素案）のとおりとします。
414	5：事業契約書（案）		20	69	1			出来型部分の合格条件をご教示下さい。例えば機械設備等は完成していなければ出来型完成とならないのでしょうか。その場合は、出来型合格まで作業は続けて宜しいでしょうか。	月島機械(株)	通常の工事と同様で、製品としての完成が合格の条件となります。出来型合格までの作業は認められません。
415	5：事業契約書（案）		20	69	1			出来形部分の買い受けにあたって、その価格はどうように決められることになるのでしょうか。金融費用、開業費等も当該価格に含まれることになるのでしょうか。	埼玉りそな銀行	工事費内訳書を根拠として、出来形を工事検査することとします。金融費用、開業費等は出来形に算入して計算します。

NO	資料名	別紙等	ページ	大分類	中分類	小分類	その他	質問等	質問者	回答
416	5：事業契約書（案）		20	69	1			出来形の算定に関し、例えば建中金利や、当初段階で支出している設計費、保険料、S P C 開業費、融資組成費等はどの様な扱いになるでしょうか？ 上記も含め、落札者決定後に、出来形の算定方法について双方の考え方を明確化することが必要と考えますがいかがでしょうか？	日立造船(株)	ご指摘の費用については出来形に算入して計算します。
417	5：事業契約書（案）		20	69	2			支払方法を甲が選択できるとありますが、第66条、67条の解除による場合にも甲に選択権がある理由についてお教え下さい。	㈱日立製作所	公共の資金調達の制限によります。入札条件とお考えください。
418	5：事業契約書（案）		20	69	2			出来形部分の買受金には設計費などの事前経費、融資契約解除による金融費用等の合理的費用は含まれると理解してよろしいでしょうか？	鹿島建設(株)	回答416を参照してください。
419	5：事業契約書（案）		20	69				出来形部分の検査合格とはどういったレベルを言うのでしょうか？また考え方によると思われますが、そのレベルに達しない場合、作業は認められるのでしょうか？	月島機械(株)	回答414を参照してください。
420	5：事業契約書（案）		20	69				本件施設の引渡前までに解除された場合には、建設工事の出来形部分に加えて、それまでに事業者が行った設計費や解除時まで発生した建中金利等の金融費用および公租公課、ならびに事業者の開業費その他事業者が本件事業の実施の為に解除までに支出した費用が、事業者に対して支払われるべきだと考えます。したがって、本条に基づき出来形部分を企業局が買い受ける際に事業者を支払われる買受金には上記のような費用も含まれることを明記していただけるようお願いいたします。	大成建設(株)	回答416を参照してください。
421	5：事業契約書（案）		20	70	2			企業局の責めに帰すべき事由や企業局の任意による解除の際にも、企業局が期限の利益を享受できるというのは、衡平の観点からも適切でないと思われます。上記の場合には、別途の合意がない限り、残額一括支払としていただけますようお願いいたします。	大成建設(株)	回答417を参照してください。
422	5：事業契約書（案）		20	70	3			本件施設等の引渡後の解除の効力において、「サービス対価のうち設計・建設費の残額の100分の80に相当する額を一括して支払うか」とありますが、100分の80と設定した根拠を教えてください。	東京電力(株)	埼玉県公営企業建設工事標準請負契約約款では、事業者の帰責事由による解除の場合、請負代金の100分の1に相当する額を違約金とする旨を定めています。本事業では、施設引渡時点で設計・建設費の3分の2弱まで、前払い・一時払いを行うため、その残額は元金の約3分の1となっています。その100分の80は、前払い・一時払いをしない場合の設計・建設費の100分の1より小さい額となります。
423	5：事業契約書（案）		20	70	3			本件規定により、事業者の帰責事由による契約解除時の違約金は、設計・建設費の100分の20に相当する額となるものと思われませんが、施設の完工確認がなされ所有権が移転した後は、設計・建設費に相当するサービスの対価は確定債権とみなし、契約解除に際しても、その対価の残額・利息については当初の予定通り支払われるべきものと考えます。また、違約金の額の多寡は事業者の資金調達コストに影響を与えることもご勘案いただき、水準の見直しをご検討いただくことはできないでしょうか。	埼玉りそな銀行	設計建設費は減額いたしません。その一定割合を違約金としてサービス対価と相殺するものです。割合の考え方については回答422を参照してください。なお、国の契約のガイドラインでも建設費相当額の一定割合を違約金とする考え方を示しています。

NO	資料名	別紙等	ページ	大分類	中分類	小分類	その他	質問等	質問者	回答
424	5：事業契約書（案）		20	70	3			本条第3項で、第65条により本契約解除された場合、間接的にはありませんが、乙は設計・建設費の100分の20%を違約金として甲に支払う旨規定されています。第65条は乙の債務不履行による解除ですから、乙が甲に違約金を支払うのは当然であるとの考えによるものと思われませんが、もしそのような考えによるのであれば、第66条による解除、つまり、甲の債務不履行による解除の場合にも同様に考えるべきであると思われる。しかし、本条第2項は違約金について定められておりません。この点についてはどのような見解をお持ちですか。	㈱日立製作所	損害賠償の額は、議会の議決事項であるため、あらかじめ定めておくことはできません。
425	5：事業契約書（案）		20	70	3			引渡し後の乙の債務不履行による契約解除は、運営・維持管理業務が主因になると思われるので、サービス購入料をベースとしたペナルティにすべきではないでしょうか？ 設計・建設費の残額の20%を控除して支払うというのは合理的でないように思われます。	鹿島建設㈱	事業契約書（素案）のとおりとします。
426	5：事業契約書（案）		20	70	3			第65条により本契約が解除された場合、設計・建設費の残額にこれにかかる支払利息を加算して得られる金額の100分の20に相当する額の取扱いについて規定されていません。どのような取扱いとなるのでしょうか。	大成建設㈱	違約金相当分としてサービス対価から控除します。
427	5：事業契約書（案）		20	70			契約解除時における事業者への支払い金額	契約解除時における事業者への支払い金額が、設計・建設費を元に算出されることとなっていますが、これにはSPC設立費等、契約解除までに事業者の要した費用が全て含まれるべきではないでしょうか（特に、第66条ないし第68条による契約解除の場合）。	鹿島建設㈱	設計建設費には、SPC設立等初期費用が含まれます。回答416を参照してください。
428	5：事業契約書（案）		21	71	1			本条第1項で、第65条により本契約解除された場合、乙は設計・建設費の10%を違約金として甲に支払う旨規定されています。第65条は乙の債務不履行による解除ですから、乙が甲に違約金を支払うのは当然であるとの考えによるものと思われませんが、もしそのような考えによるのであれば、第66条による解除、つまり、甲の債務不履行による解除の場合にも同様に考えるべきであると思われる。しかし、本条第4項は違約金について定められておりません。この点についてはどのような見解をお持ちですか。	㈱日立製作所	回答424を参照してください。
429	5：事業契約書（案）		21	71	1			本条は、甲乙いずれかの責めに帰すべき事由による解除の場合の損害賠償について規定していますが、甲が乙に帰責事由があるということは同じなのに、損害賠償責任は乙に片務的であり不合理な規定となっています。第4項では、甲に帰責事由がある場合も、乙の場合と異なり、違約金の規定が有りません。また違約金10%は民間企業の負担の限度を超えます。従って、1項については以下のように甲乙区別なく公平に規定していただくようお願い申し上げます。「第65条ないし第68条により本契約が解除された場合、帰責事由を有する甲もしくは乙は、相手方当事者に対し、サービス対価のうち設計・建設費相当額並びにこれに係る消費税及び地方消費税（ただし、支払利息を除く金●円）の1/1000に相当する金額を違約金として支払うものとする。」	㈱荏原製作所	事業契約書（素案）のとおりとします。回答424を参照してください。
430	5：事業契約書（案）		21	71	3			同第4項と同様に、公平の原則により、「ただし、かかる乙の支払いは、甲に生じた合理的な範囲の損害に限るものとする。」の一文をご挿入願います。	富士電機システムズ㈱	事業契約書（素案）のとおりとします。
431	5：事業契約書（案）		21	71	3			本項は、本件施設等が甲に引渡された後の甲の責めに帰すべき事由による解除について規定していないため、乙に片務的な内容となっています。甲も乙も、引渡し後の解除も、当方の上記1項の提案のとおりに1/1000にして頂きたいと思っております。従って、本第3項は第1項の規定がありますので、削除していただきたくお願い申し上げます。	㈱荏原製作所	事業契約書（素案）のとおりとします。
432	5：事業契約書（案）		21	71	4			「合理的な範囲の損害」については、金融費用も含まれますか。	埼玉りそな銀行	ご理解のとおりです。

NO	資料名	別紙等	ページ	大分類	中分類	小分類	その他	質問等	質問者	回答
433	5：事業契約書（案）		21	71	4			67条にもとづく甲の解除の場合も乙に損害賠償をすべきではないでしょうか？ また乙への損害賠償等として、71条1～3項の定めと同水準の額を甲に課さないと、あまりにも片務的ではないでしょうか？	鹿島建設(株)	前段については回答406を、後段については回答424を参照してください。
434	5：事業契約書（案）		21	71	4			第4項の甲による乙への損害賠償支払義務は「乙に生じた合理的な範囲の損害に限る」となってますので、第3項の乙による甲への損害賠償支払義務も「甲に生じた合理的な範囲の損害に限る」とすべきと考えます。 ・「乙に生じた合理的な範囲の損害」には、融資契約に基づく遅延損害金や金利スワップ解約コスト等の金融も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	(株)UFJ銀行	事業契約書（素案）のとおりとします。 第2文についてはご理解のとおりです。
435	5：事業契約書（案）		21	71	4			「乙に生じた合理的な範囲の損害」とありますが、この中には本契約解除後に予定していた得べかりし利益も含まれるとの解釈で宜しいのでしょうか。	三機工業(株)	乙が予定していた得べかりし利益は含まれません。
436	5：事業契約書（案）		21	71	4		損害賠償等	甲が乙に支払う、乙に生じた「合理的な範囲内」の損害には、下記内容も含まれると理解してよろしいでしょうか。 スワップのブレイクコスト 契約解除日の翌日から起算して、乙が金員を借り入れている金融機関への当該金員を返済するまでの経過利息及び期限償還前に要する一切の費用 本契約の解除に伴い、乙が第三者と締結している契約を解除する場合、これに伴い発生する損害費用 契約解除日から事業終了日までの得べかりし利益	電源開発(株)	は除外されます。 については原則含まれますが、企業局が設計・建設費の残額を一括して支払う場合には、この限りではありません。
437	5：事業契約書（案）		21	71	4			本条は、甲乙いずれかの責めに帰すべき事由による解除の場合の損害賠償について規定していますが、甲が乙に帰責事由があるということは同じなのに、損害賠償責任は乙に片務的であり不合理な規定となっています。第4項では、甲に帰責事由がある場合も、乙の場合と異なり、違約金の規定が有りません。従って、第4項を第3項とし（当方は上記で第3項の削除を提案したため）、以下のとおり規定していただきたくお願い申し上げます。「第65条ないし第67条の規定により本契約が解除された場合、帰責事由を有する甲もしくは乙は、相手方当事者が被った損害を、相手方当事者に支払わなければならない。ただし、かかる支払は、相手方当事者に生じた合理的な範囲の損害に限るものとする。なお第68条による解除の場合は、別紙3および4を準用する。」	(株)荏原製作所	事業契約書（素案）のとおりとします。回答424,406を参照してください。
438	5：事業契約書（案）		21	71	4			1．企業局の任意による解除の場合も、事業者が発生した損害は企業局による保証されるべきだと思いますので、本項を第66条と第67条を対象にしたものとしてください。 2．第68条に基づく解除の場合の損害に関する規定が見当たりません。事業者が発生した損害に関しては別紙3および別紙4に基づき負担されると理解してよいでしょうか。	大成建設(株)	1．第67条による解除の場合も、第71条第4項が適用される旨修正いたします。 2．ご理解のとおりです。
439	5：事業契約書（案）		21	71	4			「合理的な範囲」かどうかの判定はどのような手順で決定されるのでしょうか？ご教示をお願いいたします。	前澤工業(株)	乙と協議の上、甲が定めます。
440	5：事業契約書（案）		21	71				第67条により解除された場合にも損害が生じる可能性があるため、損害賠償に規定すべきではないですか。	(株)日立製作所	回答406を参照してください。
441	5：事業契約書（案）		21	71			損害賠償等	第67条（甲の解除等）および第68条（法令変更又は不可抗力による契約の終了）による契約終了の場合の損害賠償等に係る規定が見当たりませんので、別途定義していただくようお願いいたします。	電源開発(株)	第67条については回答406を、第68条については回答438を参照してください。
442	5：事業契約書（案）		21	71				違約金の額が、引渡前（10％）と引渡後（20％）とで異なっていますが、その合理的な理由をご教示ください。	大成建設(株)	回答422を参照してください。

NO	資料名	別紙等	ページ	大分類	中分類	小分類	その他	質問等	質問者	回答
443	5：事業契約書（案）		21	72				第66条、第67条による解除の場合にも、乙は事務の引継等を実施する必要がありますか。	㈱日立製作所	必要です。第67条による場合は、具体的な想定はありませんが、必要な引き継ぎをお願いします。
444	5：事業契約書（案）		21	73	2		契約終了時の現状復帰（本件施設等の引渡	乙が撤去する、乙の所有にかかる「備品等」のうち、「等」の具体的内容につきお示しください。	電源開発㈱	消耗品、事業所員の私有物等です。
445	5：事業契約書（案）		21	73	1、2、3			契約終了時の現状復帰について、第66条及び第67条の場合は甲の負担であるとの解釈で宜しいのでしょうか。	三機工業㈱	終了時は理由の如何を問わず、乙の負担となります。
446	5：事業契約書（案）		21	73			契約終了時の現状復帰（本件施設等の引渡し以前）	「理由の如何を問わず」乙の責任・費用負担にて一切の物件を撤去する旨が記載されています。乙に帰責事由がない場合、すなわち第66条（甲帰責事由解除）、第67条（甲の任意解除）および第68条（法令変更・不可効力解除）の場合についても、乙負担にて撤去義務が課されてしまうと、VFMが悪化するものと思慮いたします。よって、乙に帰責事由なき場合の撤去につき、乙の費用負担を課さない旨、ご再考いただきたく存じます。	電源開発㈱	事業契約書（素案）のとおりとします。
447	5：事業契約書（案）		22	75	4			「・・・甲に追加費用が生じた場合は、サービス対価の改定により賄う・・・」とありますが、追加費用が生ずるのは乙なので文章中の甲は乙の間違いではないでしょうか。	月島機械㈱	事業契約書（素案）のとおりとします。
448	5：事業契約書（案）		22	75	4			この項で、「甲」に追加費用の負担が生じた場合とありますが、「甲」ではなく「乙」の間違いではないでしょうか？	月島テクノメンテサービス㈱	回答447を参照してください。
449	5：事業契約書（案）		22	75	4			追加費用の支払に際しては、できる限り一括払いとする旨を、規定していただけますでしょうか。	大成建設㈱	事業契約書（素案）のとおりとします。
450	5：事業契約書（案）		22	76	3			別紙4は別紙3の誤りではありませんか。	㈱日立製作所	ご指摘のとおり、第76条第3項の記載の「別紙4」を「別紙3」と訂正します。
451	5：事業契約書（案）		22	76	3			別紙4ではなく別紙3ではないでしょうか	㈱荏原製作所	回答450を参照してください。
452	5：事業契約書（案）		22	76	3			不可抗力による損害の負担については、別紙3に規定されておりますので、本項2行目の「別紙4」は「別紙3」の誤りでしょうか。	大成建設㈱	回答450を参照してください。
453	5：事業契約書（案）		22	76	3			不可抗力に関する76条3項の規定で、負担割合は「別紙4」ではなく「別紙3」の負担割合ではないでしょうか？	日立造船(株)	回答450を参照してください。
454	5：事業契約書（案）		22	76	4			不可抗力により本件施設が損害を生じた場合、その復旧・修繕は乙が行い、甲はその負担分の費用をサービス対価として支払うということですか。	㈱日立製作所	不可抗力により本件施設が損害を生じその復旧・修繕を乙が行った場合、甲はその負担分の費用を改定されたサービス対価として乙に支払います。
455	5：事業契約書（案）		22	76	4			この項で、「甲」に追加費用の負担が生じた場合とありますが、「甲」ではなく「乙」の間違いではないでしょうか？	月島テクノメンテサービス㈱	事業契約書（素案）のとおりとします。
456	5：事業契約書（案）		22	77				契約満了では株主保証もあり、1年間SPCの継続となった場合、費用もかかります。1年間解散できないのは何故でしょうか？またこれを行うのであれば、契約満了時の株主保証を削除すべきではないでしょうか？	月島機械㈱	第64条第1項に示す債務を履行していただくためです（主債務を消滅させて、保証債務のみを存続させられないため）。回答398を参照してください。
457	5：事業契約書（案）		22	77				運営期間の最終日から365日を経過する日又は契約期間中に発生したすべての発生土の有効利用が完了する日のいずれか遅い日までとされておりますが、いずれか早い（短い）と変更いただけますよう再考をお願いいたします。	月島機械㈱	事業契約書（素案）のとおりとします。

NO	資料名	別紙等	ページ	大分類	中分類	小分類	その他	質問等	質問者	回答
458	5：事業契約書（案）		22	77				SPCは運営期間の最終日から少なくとも365日間は解散できないこととなりますが、SPCの存続費用は企業局に負担頂けるのでしょうか。少なくとも、発生土の有効利用が完了以降については、SPCには存続させる理由はないことから、企業局に負担頂く必要があると存じます	㈱荏原製作所	S P C の存続費用については、契約期間中に支払うサービス対価の提案に含めてください
459	5：事業契約書（案）		23	79	1			関係者協議会を設置するものとされておりますが、その場合、関係者協議会設置及び運営に関する要綱等で趣旨、所掌、組織、開催、招集手続き、議事録等の内容を決定しておく必要があると考えます。是非とも作成をご検討下さい。	月島機械㈱	事業者決定後協議により定めます。
460	5：事業契約書（案）		23	79	2	第79条 関係者協議会		関係者協議会に関する事項は甲と乙が協議して定めることになっており、サービス購入料の改定事項などの重要な事項が審議されることとなります。事業運営に関する重要案件を審議・決定する関係者協議会の設置要綱（委員の構成、議決の方法など）は入札説明書等の交付時にはご提示頂けると理解してよろしいでしょうか。もしご提示困難な場合は、少なくともその骨子（委員の構成、議決の方法など）をお示し頂きたく思います。	電源開発㈱	回答459を参照してください。
461	5：事業契約書（案）		23	79	3			「甲が臨機の措置を取る」というのは一方的すぎるのではないのでしょうか。「有識者の意見を取り入れて合理的な判断を行う」というような歯止めを入れていただけませんか。	富士電機システムズ㈱	事業契約書（素案）のとおりとします。
462	5：事業契約書（案）		23	82	2			住民から情報公開請求があれば、乙から提出を受けた計算書類は開示されるものと理解してよろしいでしょうか。	東京電力(株)	ご理解のとおりです。
463	5：事業契約書（案）		23	83	1			「甲が本件施設等の内容を自由に公表することを許諾する」と規定されている。しかし、図面、仕様書などの技術書類が無制限に第三者（特に乙の競業企業）に流れることは、避けたい事態です。従って、以下の規定を末文に追加して頂きたくお願い申し上げます。「ただし、図面、設計図書、仕様書、施工計画、維持運営計画など乙の技術文書については、事前に乙の合意を得るものとする。」	㈱荏原製作所	「自由に」を「本件施設等の維持管理運営の目的で」に修正します。
464	5：事業契約書（案）		23	83				「甲が本件施設等の内容を事由に公表することを許諾するものとする」とございますが、事業者のノウハウ等に関わる部分もございますので、乙が本件施設等の内容を公表する場合と同様に、あらかじめ許諾を得た上で公表される様、ご再考をお願い致します。	月島機械㈱	回答463を参照してください。
465	5：事業契約書（案）		23	83				「本件施設等の内容を自由に公表することができる」というのは内容によりけりではないでしょうか。設備供給者の技術ノウハウに関する内容の公表は控えていただけるべきものと考えます。	富士電機システムズ㈱	回答463を参照してください。
466	5：事業契約書（案）		23	83				この項にて、「甲が本件施設等の内容を自由に公表する事を許諾するものとする」といった記載がありますが、この公表により、乙が提案したプラント計画についてのノウハウが流出する可能性があります。この事から、自由に公表する事を許諾するのではなく、「本件施設等の内容を乙に確認した後に自由に公表する事を許諾するものとする」という記載の方が適切ではないかと考えます。企業局殿のご意向を教示して頂ければ幸いです。	月島テクノメン サービス㈱	回答463を参照してください。
467	5：事業契約書（案）		23	83				第1回質問へのご回答にありました通り、本項を次の通り追記頂きたく存じます。 「乙は甲に対し、甲が本件施設等の内容を自由に公表することを原則として許諾するものとする。ただし、乙のノウハウに関する事項については、甲は事前に乙の確認を得るものとする。」	三機工業㈱	回答463を参照してください。

NO	資料名	別紙等	ページ	大分類	中分類	小分類	その他	質問等	質問者	回答
468	5：事業契約書（案）		23	84	1			第1項 著作権の不侵害保証。本件施設等とは施設そのものであって無体財産権である著作権の対象としては表現が不適切と思われます。「本件施設等」は「その作成する成果物及び関係書類」とするよう要望します。	月島機械㈱	事業契約書（素案）のとおりとします。
469	5：事業契約書（案）		24	84	1			第3項 同項後段の「乙は、・・・」以下の条文は、かかる自由な使用そのものと第三者の著作権及び著作者人格権の侵害について触れたものであるが、事業者側が、かかる使用のために必要な措置をとることと、著作権及び著作者人格権の不侵害保証保証は切り離して考えるものと思います。自由な使用のために必要な措置をとることは保証いたしますが、著作権及び著作者人格権の侵害の有無に関しては、実務上予めその確認を行うことが困難であることから、以下の変更を加えてくださいませんでしょうか？「（前略）・・・できる。乙は、甲によるかかる図書等の自由な使用のために、必要な措置をとらなくてはならない。」	月島機械㈱	ご意見として承ります。
470	5：事業契約書（案）		24	84	3			設計図書を本件施設の建設、運営及び維持管理のために、無償で自由に使用するとありますが、自由に使用する範囲について具体的に教えていただきたい。	東京電力(株)	範囲に限定はなく、現段階では使用範囲につき特に想定していません。
471	5：事業契約書（案）	別紙3	28	2				不可抗力により保険金が支払われる場合には、まず乙が負担すべき金額に当該保険金が充当され、残りの部分を甲の負担分に充当するとの理解でよろしいでしょうか。	月島機械㈱	ご理解のとおりです。
472	5：事業契約書（案）	別紙3	28		1			建設期間中の不可抗力リスクにおいて、事業者が不可抗力リスクを負担しなければならない理由を御教示ください。また、設定されている、設計・建設費相当の1000分の10の設定根拠を御教示お願いいたします。また、保険金の設定額は乙が設定するものであり、乙の負担部分を越えた保険金相当額は、乙の収入と考えられます。甲の負担部分から控除する理由を御教示ください。	㈱荏原製作所	回答32を参照してください。 また、保険については、保険金で手当てできる部分について甲がその費用を負担する理由はないからです。
473	5：事業契約書（案）	別紙3	28		1		不可抗力による追加費用等の負担割合（建設期間）	甲の負担部分から控除される保険金相当額につき、別紙6（保険）で建設期間中に付保することを義務付けられていない保険（＝乙の裁量で、乙が任意に付保した保険）による支払金は控除の対象ではないとの理解でよろしいでしょうか。	電源開発㈱	乙が任意に付保した保険でも提案された保険は控除対象となります。付保する保険はすべて提案してください。
474	5：事業契約書（案）	別紙3	28		2			運営期間中の不可抗力リスクにおいて、事業者が不可抗力リスクを負担しなければならない理由を御教示ください。また、設定されている、サービス購入料相当の1000分の10の設定根拠を御教示お願いいたします。また、保険金の設定額は乙が設定するものであり、乙の負担部分を越えた保険金相当額は、乙の収入と考えられます。甲の負担部分から控除する理由を御教示ください。	㈱荏原製作所	回答472を参照してください。
475	5：事業契約書（案）	別紙3	28		1, 2			不可抗力による追加費用について、建設期間、及び運営期間それぞれにおいて設計・建設費相当額の10000分の10、年間のサービス購入料相当額の10000分の10に至るまでは乙が負担するとなっておりますが、PFI本来の主旨から言っても不可抗力であれば甲側の負担とするべきではないでしょうか。	三機工業㈱	回答32を参照してください。

NO	資料名	別紙等	ページ	大分類	中分類	小分類	その他	質問等	質問者	回答
476	5：事業契約書（案）	別紙3	28					設計・建設費相当額の1000分の10に至るまでは一方的に事業者が負担し、その後は企業局殿が負担するというのは、この条項の趣旨にそぐわないものと考えます。不可抗力の場合においても、事業者の改善努力を促すという意味合いだと理解しておりますが、これでは、1000分の10に至るまでは努力が期待できますが、それを超えると改善のインセンティブが働きません。1000分の10を上限として、各不可抗力による追加費用額の1000分の10を事業者負担としていただけませんか。それによって設計・建設費用の100%相当の損害額に対してまで、事業者の改善努力が期待できる上、提案価格におけるコンティンジェンシーも低下させることができます。	富士電機システムズ㈱	事業契約書（素案）のとおりとします。
477	5：事業契約書（案）	別紙3	28					不可抗力による追加費用等の負担割合の項ですが、不可抗力により保険金が支払われる場合は、保険金による保証の優先順位としては、先ず乙の負担部分を保証し、次に甲の負担部分の保証を行うものと認識していますが、よろしいでしょうか？	月島テクノメテサービス㈱	ご理解のとおりです。
478	5：事業契約書（案）	別紙3	28					・不可抗力による「損害」の負担につきましても明確に規定頂きますようお願い致します。 ・「追加費用等」には融資契約に基づく遅延損害金や金利スワップ解約コスト等の金融も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	㈱UFJ銀行	・明確になるよう修正いたします。 ・かかる費用は、合理的な範囲で「追加費用等」に含まれます。
479	5：事業契約書（案）	別紙4	29				外形標準課税	外形標準課税が導入された場合の損害を、その原因が全く乙に無いにも拘らず、全て乙が負担するのは不合理であり、甲に負担をお願い致します。	鹿島建設㈱	回答31を参照してください。
480	5：事業契約書（案）	別紙4	29					「損害が生じなかったとみなす」のではなく、「生じたが負担しない」とするように変更を要望します。	月島機械㈱	事業契約書（素案）のとおりとします。
481	5：事業契約書（案）	別紙4	29					第1回質問回答にございましたように、外形標準課税の変更リスクは、民間事業者負担は合理的でないと考えますがいかがでしょうか。	㈱荏原製作所	回答31を参照してください。
482	5：事業契約書（案）	別紙4	29				法令変更による増加費用	法令変更による増加費用等は、変更があれば以後ずっと事業契約期間中継続するものであり、減少する場合もあるので、～は全額甲が負担すべきではないでしょうか？ また、1回当り年間20万という額の根拠は何でしょうか？	鹿島建設㈱	事業契約書（素案）のとおりとします。事務の効率化という観点から事業規模を勘案して算定しています。
483	5：事業契約書（案）	別紙4	29					「合理的な増加費用及び損害」には、融資契約に基づく遅延損害金や金利スワップ解約コスト等の金融も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	㈱UFJ銀行	回答478を参照してください。
484	5：事業契約書（案）	別紙4	29					「法人に関する事業税について外形標準課税が導入された場合においても、当該導入により生じる増加費用及び損害は、すべて乙が負担するものとする」とありますが、この場合は甲側の負担とすべきではないでしょうか。	三機工業㈱	回答31を参照してください。
485	5：事業契約書（案）	別紙4	29				法令変更による合理的な増加費用及び損害の負担	甲が負担する法令変更のうち、「本事業に直接関係する法令変更」につき、下記も、甲負担の法定変更に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。 ・県以外の機関の権限に属する法令の制定または改廃（規制変更および税制変更、ならびに最高裁判所の確定判決による法令の解釈の変更を含むがこれに限られない。）であって、本事業に係る提案書提出日以降に公布されたもの、および県の権限に属する法令の制定または改廃のうち、乙または本件施設等以外にも非差別的に一般的に適用されるもの。	電源開発㈱	含まれません。

NO	資料名	別紙等	ページ	大分類	中分類	小分類	その他	質問等	質問者	回答
486	5：事業契約書（案）	別紙4	29				法令変更による合理的な増加費用及び損害の負担	「1回の法令変更に係る増加費用及び損害額が1年間20万円で満たないときには」乙負担では、乙の負担額が青天井になってしまいます。よって、「1年間に施行された法令変更に係る累計増加費用及び累計損害額が1年間20万円で満たないときには」に変更をお願い致したく存じます。	電源開発(株)	事業契約書（素案）のとおりとします。
487	5：事業契約書（案）	別紙5	30	2	2			『非有価利用は、甲が発生土の処分を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基いて乙に委託し、…」とありますので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第三条、第十二条及び第十二条の三（産業廃棄物管理票）規定により、非有価利用分発生土における排出者責任は企業局側にあり、マニフェスト伝票は企業局が排出者として1次マニフェスト交付をすると解釈してよろしいですか。	㈱日立製作所	現在、さいたま市と協議中です。入札公告までお待ちください。
488	5：事業契約書（案）	別紙5	30	3				発生土の有価利用分につきまして、単価の見直しを5年毎に行うことを明記いただけますと幸いです（第1回質問回答No.245に基づきます） また、有価分、非有価分とも、5年ごとの価格見直しの詳細につきまして規定を置いていただけます様、お願い致します。	日立造船(株)	前段については追記します。 後段についてはさらに詳細な規定をおくことは現在のところ考えておりません。
489	5：事業契約書（案）	別紙5	30		2	2		埼玉県環境防災部廃棄物指導課審査担当殿のところにかがってお聞きしたところ、非有価として利用を考慮えられる75%分は、県企業局殿が排出事業者となると考えられるとのことでしたので、非有価分の有効利用は、県企業局殿とSPCの両者の責任として、協力して、利用先を開拓する。と修正いただく方向で考えてよろしいでしょうか。	㈱荏原製作所	非有価発生土の利用はSPCの責任で実施していただきます。有価利用量及び非有価利用量は事業者提案としています。
490	5：事業契約書（案）	別紙5	30		2	2		5年に一度の見直しということですが、市場価格をリードする立場の企業局殿が県内他浄水場にて発生土引取り価格の値上げに応じた場合でも、事業者は5年間据置というのは不合理ではないでしょうか。それとも、企業庁と引取業者（セメント会社）との間に長期（5年間）の価格固定契約が適用されているのでしょうか。もし現在そのような取り決めが存在するとしても、将来にわたって業者がそのような条件を受け続けるかどうか定かではありません。そのような場合には、実状に沿って契約条件が改定されるようご規定願います。	富士電機システムズ(株)	ご意見として承ります。
491	5：事業契約書（案）	別紙5	30		2	1		第1回質問へのご回答にありました通り、項末に次の一文を追記頂きたく存じます。 「 <u>有価利用単価については、5年に1度見直す機会を設ける。</u> 」	三機工業(株)	追記いたします。
492	5：事業契約書（案）	別紙5	30		3	2	イ	甲・乙双方の利益というのは、50%づつの折半ということでしょうか。	富士電機システムズ(株)	ご理解のとおりです。
493	5：事業契約書（案）	別紙5	30		3	4		非有価利用単価についてですが、15,200を区切りにして、その上下にて非有価利用単価を2通りの価格にて提案をする事は可能でしょうか。企業局殿のご意向を教示して頂ければ幸いです。	月島テクノメテサービス(株)	同一条件で入札を行うため、発生土量を15,200t-ds/年として提案してください。2通りの価格提案は不可能です。
494	5：事業契約書（案）	別紙5	30		3	9		有価利用の提案量は、0以上であればいいと言う事ですが、より多くの量を有効利用する提案を行った方が提案としての評価は高いものであると考えてよろしいのでしょうか。	月島テクノメテサービス(株)	0を超える有価利用の提案をお願いしております。詳細は、入札公告時に公表する落札者決定基準を御覧下さい。
495	5：事業契約書（案）	別紙5	30		3	1	ア	「（有価による利用の市場の消滅等）」とありますが、第1回質問へのご回答にありました通り、「（埼玉、東京、神奈川、千葉の都県内の有価による利用の市場の消滅等）」と追記頂きたく存じます。	三機工業(株)	前回の回答のとおり、「埼玉、東京、神奈川、千葉の都県営浄水場において、有価による利用が確認できない場合に協議する」旨を追記いたします。

NO	資料名	別紙等	ページ	大分類	中分類	小分類	その他	質問等	質問者	回答
496	5：事業契約書（案）	別紙5	30		3	5		発生土の所有権は計量後とするとされていますが、その場合、計量前である濃縮・脱水等の排水処理業務については、その時点での汚泥の所有が乙ではなく甲なので、乙は単に排水処理の業務委託を甲から受けているだけで、汚泥の産業廃棄物処分業の許可は不要と考えられます。一方、同じく別紙5の2（2）に甲が発生土の処分を廃掃法に基づき乙に委託しているとの、乙は計量後の中間処理に関する産業廃棄物処分業の許可を有する必要がありますが、実際には乙は計量後の汚泥については産業廃棄物処理施設は有さず、施設を有する協力企業に処分を委託することとなります。従って乙は産業廃棄物処分業の許可を得ることは不可能と考えられます。以上の事項について誤りがあればご指摘の上、ご説明頂けませんでしょうか。	大成建設㈱	廃掃法の関係は、マニフェストの取り扱いも含め、現在さいたま市と協議中です。
497	5：事業契約書（案）	別紙5	30		3	1	7	提案にかかる利用方法の市場が消滅したのみでは有価による利用方法の市場の消滅と認めないとされており、乙は提案に係る利用方法以外の方法により発生土の有効利用をしなければならないことになります。その際に排水処理施設の改造や維持管理・運営方法の変更により増加費用が生じる場合はその費用の取扱はどのようになるのでしょうか。	大成建設㈱	他の有価による利用方法がある限り、事業者の負担として対応していただきます。
498	5：事業契約書（案）	別紙5	30		3	2	7	処理単価の改正価格の正当性は埼玉、東京、神奈川、千葉の都県営浄水場における処分費用の変動率を基本とするとされていますが、これは以下の事由によりあくまで参考程度にしかならないと考えられますが、いかがお考えでしょうか。これらの浄水場では単年度契約によるものが殆どである。最終処分場で処理しているものがある。都県により廃掃法上の見解や運用に差異があることがある	大成建設㈱	ご意見として参考にさせていただきます。
499	5：事業契約書（案）	別紙5	30				3-8	3月31日時点で買い取り証明が出来れば、ケーキストックヤードの発生土残存は許されるのでしょうか？	月島機械㈱	発生土の全量有効利用の確認が目的であり、発生土の残存は禁止していません。ただし、ご質問の例では全量有効利用とは認められません。
500	5：事業契約書（案）	別紙5	30				有価利用分の対応	有価による市場消失の判断基準に関する質問に対して、「埼玉、東京、神奈川、千葉の都県営浄水場において、有価による利用が確認できない場合に協議することとします」と回答されています。 この場合、長年に亘り有価取引をされている（取引の優先権を有している）企業局殿の状況が基準となりますが、有価取引市場が非常に小さい現状を考えると、「有価による利用が確認できない場合」という基準は民間事業者にとって非常に厳しい条件と考えられますので、「有価取引数量が現状と比較して〇割以下となった場合」などのように条件の緩和についてご再考をお願いします。	電源開発㈱	ご質問のようなリスクも織り込んだ提案としてください。
501	5：事業契約書（案）	別紙5	30				非有価利用分の対応	甲が提案した利用方法により得られた利益は甲乙双方のものとする旨の記載があります。 具体的な利益配分方法については、甲乙協議によるとの理解でよろしいでしょうか。 また、乙から知り得た情報に基づく甲の提案は、双方利益の対象に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	電源開発㈱	回答492を参照してください。乙から知り得た情報に基づく甲の提案は乙の提案とみなしますが、甲乙の貢献度を斟酌し、双方の利益配分を協議することとします。
502	5：事業契約書（案）	別紙5	30					発生土の有効利用方法の変更にに関する取扱についてはどこに規定されているのでしょうか。	大成建設㈱	契約書（案）別紙5に追記します。
503	5：事業契約書（案）	別紙5	31	3	5			「発生土の所有権は計量後に移転する。」とありますが、有価利用分発生土の所有権は売買されるため、SPCへ移転されると解釈されると考えます。非有価利用分は、排出者より1次マニフェストを伴い処分委託をされて、企業局の産業廃棄物を適正に処理する責任がSPCに生じるのみで、所有権までは移転されないと解釈してよろしいですか。	㈱日立製作所	ご質問のとおりです。なお、金額で折り合わない場合には、その分の処理業務を別途他に委託することも考えられます。

NO	資料名	別紙等	ページ	大分類	中分類	小分類	その他	質問等	質問者	回答
504	5：事業契約書（案）	別紙5	31	3	7			「非有価利用分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基いたマニフェストを発行する。」とありますが、非有価分発生土の排出事業者として企業局が1次マニフェストを交付し、SPCは中間処理業の事業活動から生じた中間処理産業廃棄物として2次マニフェストを収集運搬業者を経て、再資源化処分業者交付するとの解釈でよろしいですか。	㈱日立製作所	回答496を参照してください。
505	5：事業契約書（案）	別紙5	31	3	3			「発生土の有効利用業務について浄水場内で行える作業は、乾燥、破碎、造粒、袋詰め等の工程までとし、…」とありますが、SPCが非有価分発生土を有効利用する業務は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における中間処理業者として事業活動する事になり、SPCは中間処理業者として産業廃棄物処理設備設置許可申請から産業廃棄物処理業の許認可を必要とするとの解釈でよろしいですか。又、SPCは再資源化の目的で第三者の処理業者へ委託する場合は2次マニフェスト交付及び収集運搬・処分の委託契約を締結し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基き事業運営することですよろしいですか。	㈱日立製作所	回答496を参照してください。
506	5：事業契約書（案）	別紙5	31	3	3			「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づくと、SPCが発生土有効利用施設で中間処理業として何らかの処分（処理）を行わなければ、企業局から非有価分発生土の処分委託を受けたことにならないと考えますがいかがですか。このためSPCにおける非有価分発生土の引渡された後の処分は必須であると解釈され、発生土引渡が計量後としますと、トラックスケール計量後に発生土に何らかの処分（処理）を行わないと、中間処理業としての産廃処理委託費を受取れなくなりませんか。	㈱日立製作所	回答496を参照してください。
507	5：事業契約書（案）	別紙5	31		3	5		埼玉県環境防災部廃棄物指導課審査担当殿のところにうかがってお聞きしたところ、非有価として利用を考慮しておられる75%分は、県企業局殿が排出事業者となると考えられるとのことでしたので、非有価分の所有権は県企業局殿となると考えられます。前記の通り修正いただく方向で考えてよろしいでしょうか。	㈱荏原製作所	回答489を参照してください。
508	5：事業契約書（案）	別紙5	31		3	4,6		有効利用範囲において、超過分について乙が非有価利用を承諾した場合、甲は協議した単価にて非有価利用を委託する。とありますが、超過分については「（6）発生土量の変動分については、非有価利用単価により精算」の「非有価利用単価」以上の単価に出来ると考えてよろしいでしょうか。また、その場合の単価設定は、SPC側からの処理費・搬出運搬費・保管費等を含めた見積単価をご提出し、協議を行うことで行われると考えてよろしいでしょうか。	㈱荏原製作所	ご質問のとおりです。
509	5：事業契約書（案）	別紙5	31		3	4		有効利用範囲において、乙が有効利用しなくてはいけない範囲は、当該月4500t-ds未満又は事業年度累積発生量が2300t-ds未満である場合のみとし、とありますが。月発生量については、平均値の3.6倍、年発生量については、1.5倍となっており、本超過分については、休日、夜間及び管理費等の割増費用が発生します。「（6）発生土量の変動分については、非有価利用単価により精算」を「変動分（15200t-dsを超える量）」については、非有価利用単価と乙が提出した休日、夜間及び管理費等の割増費用を加算し、精算する」としていただきたいと考えます。	㈱荏原製作所	ご意見として承ります。

NO	資料名	別紙等	ページ	大分類	中分類	小分類	その他	質問等	質問者	回答
510	5：事業契約書（案）	別紙5	31		3	8		「3月31日にストックヤードに発生土が残留していないこと」としていますが、残留していた場合にはどのような罰則が適用されるのでしょうか。天候の関係で3月31日に物理的に搬出ができなかった場合には不可抗力が適用されるのでしょうか。また、受け入れ側あるいは運送業者の都合で僅かな部分が残留してしまっても、ご容赦いただけないのでしょうか。	富士電機システムズ㈱	ご指摘の文言は基本原則であり、罰則は予定していません。
511	5：事業契約書（案）	別紙5	31		3	8	確認方法	発生土の全量有効利用が適正に行われているかどうかの確認について、「3月31日にストックヤードに発生土が残留していないこと」とありますが、天候や曜日及び有価利用土の受け入れ予定等によっては数日の遅れが予想されます。その場合は3月31日に限定されることなく柔軟に対応していただけたらと考えてよろしいでしょうか？	清水建設㈱	ご質問のとおりです。
512	5：事業契約書（案）	別紙5	31		3	7		事務手続きの項目における、「買受書」並びに「売買証明書」には、どのような項目の記載が必要となるのでしょうか？ 例えば、日付、売買両社の社名住所等、売買量、含水率、固形物量、立合者名、（運搬社名、運搬者名）以外にどのような様事項があるのでしょうか。	月島テクノメンテサービス㈱	契約後の協議事項とします。
513	5：事業契約書（案）	別紙5	31		3	8		確認方法の項目に、発生土の全量有効利用が適正に行われているかどうかの確認方法として、「3月31日にストックヤードに発生土が残留していない事」とあります。もし残留している時には、ペナルティー等は発生するのでしょうか？ 3月31日にストックヤードに発生土が残留していない事というのを厳守するとすると、3月31日は排水処理施設の運営が出来ない事になりますので、32ページの「毎年3月31日の確認日に有効利用未達分は、翌年度以降速やかに有効利用する」という記載に従い有効利用を実施すれば、平成40年度の3月31日以外は、ストックヤードを空にするよう努める事を求められていると判断すればよろしいでしょうか。	月島テクノメンテサービス㈱	回答499、511を参照してください。
514	5：事業契約書（案）	別紙5	31		3	8		確認日が「3月31日」と限定されておりますが、「 <u>甲乙協議の上決定した確認日</u> 」と変更いただけませんか？ また、「ストックヤードに発生土が残留していないこと。」とありますが、「 <u>ストックヤードに発生土が残留していない、もしくは残留量について甲の了承可能な合理的な理由が明示されること。</u> 」と変更いただけませんか？	三機工業㈱	回答499、511を参照してください。
515	5：事業契約書（案）	別紙5	31		3	9		「（有価による利用の市場が消滅・・・）」とありますが、第1回質問へのご回答にありました通り、「（埼玉、東京、神奈川、千葉の都県内の有価による利用の市場が消滅・・・）」と追記頂きたく存じます。	三機工業㈱	回答495を参照してください。
516	5：事業契約書（案）	別紙5	31				3-8	発生土の有効利用確認項目として、「3月31日にストックヤードに発生土が残留していないこと」と記述がございますが、実際の運用においては困難と考えます。 P32の【発生土有効利用の考え方】の事例に示されているとおり、有価利用実績が有価利用提案量を上回っていれば、残留土を翌年に繰り越すことは可能と考えてよろしいでしょうか。また、その残留土を有価利用での有効利用を行っても良いのでしょうか。	月島機械㈱	回答499、511を参照してください。
517	5：事業契約書（案）	別紙5	31				3-4,6	15200t/dsを超える変動の非有価単価とは何を示すのでしょうか？また、非有価の提案価格を15200t/ds以内と超える分とに分けて提案して宜しいのでしょうか？	月島機械㈱	15200t-ds～23000t-ds間の発生土は非有価単価にて、処分委託を行うことです。また、非有価単価を15200t-ds以内と超える分とに分けての提案はできません。

NO	資料名	別紙等	ページ	大分類	中分類	小分類	その他	質問等	質問者	回答
518	5：事業契約書（案）	別紙5	32				発生土有効利用の考え方	実績例 の説明文で有効利用4,000t-dsであるのに買受書は3,000t-dsのみであるのは、支払いが3,000t-ds分でもトータル量の管理上おかしいのではないのでしょうか？また、差分は買受書に代わる書類が必要になるのではないのでしょうか？	鹿島建設㈱	1,000t-ds分については、サービス購入料支払のため、買受書に代わる書類が必要となります。具体的には、廃掃法関係にかかる、さいたま市との協議終了後にお示しします。回答496を参照してください。
519	5：事業契約書（案）	別紙5	32					発生土有効利用の考え方において、実績例 の有効利用実績が有効利用提案を上回った場合にもマニフェストを発行する事となっております。これは、提案した有効利用量以外の発生土全量に対して、企業局殿からマニフェストを発行して頂けるという認識でよろしいでしょうか。	月島機械㈱	回答496を参照してください。
520	5：事業契約書（案）	別紙5	32				発生土有効利用の考え方	事業契約書P32の【発生土有効利用の考え方】の実績例 および では、それぞれ県からの支払金額が同額（224.7百万円）となっています。つまり、有効利用実績に拘わらず有価＋非有価の実績量合計が同じであれば、SPCが受取る処理料は同じになります。一方、実績例 では、有効利用実績が2000tと提案量3000tを下回っているため、差の1000tについては県殿と買取保証人（出資者）との間で買取り契約を締結し、別途買取保証人が何らかの対価を支払わなければならないと考えられます。SPCとしては、有価で処理しようが非有価であろうが受け取る処理料は変わらず、仮に有価の提案量を下回った場合、そのしわ寄せを受けるのは買取保証人である出資企業となります。つまり、SPCとしては有効利用をするインセンティブが働かず、有効利用を提案量以上にしようとするのはしわ寄せを受けかねない買取保証人（出資企業）となります。発生土の有効利用についてリスクを負っているのは事業者であることを勘案すると、本来、有効利用を促進するのは保証人ではなく事業主体であるSPCであるべきではないのでしょうか。県殿のお考えをお聞かせ下さい。	㈱荏原製作所	実績例 では、全量有効利用しているので、有効利用量が提案量を下回っていても出資者に買取義務は発生しません。
521	5：事業契約書（案）	別紙5	32				発生土有効利用の考え方	事業契約書P32の【発生土有効利用の考え方】の実績例 および では、それぞれ県からの支払金額が同額（224.7百万円）となっています。つまり、有効利用実績に拘わらず有価＋非有価の実績量合計が同じであれば、SPCが受取る処理料は同じになります。これは、実施方針P293（1）イという「有価分としての処理量が提案量を上回った場合はSPCの利益とする」ということと矛盾しないのでしょうか。	㈱荏原製作所	実績例 では非有価利用にかかる費用が提案よりも多額に、実績例 では非有価にかかる費用が提案よりも少額になります。それに対して企業局の支払金額はいずれの場合も同額（提案額）としますので、その差額が実績例 ではSPCの損失に、実績例 ではSPCの利益となります。
522	5：事業契約書（案）	別紙5	32					年度末にストックヤードに残留土があり、かつ有効利用実績がその時点で未達の場合は全て実績例 になるということですか。それとも実績例 とするか実績例 とするかその時点で乙が判断できますか。	㈱日立製作所	年度末にストックヤードに残留土がある場合は、実績例 とはなりません。その場合でも有効利用について提案量を達成していれば保証人に買取義務は生じません。
523	5：事業契約書（案）	別紙5	32				発生土有効利用の考え方	P32解説図中の「実施例」の出資者保証の記述には、「...、その未達分について出資者が企業局から買取。」と書かれています。また、p33「債務履行の判定プロセス図」では、有効利用未達分（ストックヤード残留分）は原則、翌月以降の全量有効利用ができればよいとされ、両者に矛盾がある様に思いますが如何でしょうか？ 企業局殿のお考えは、「有効利用未達の場合でも原則翌年度持ち越しは認めるものの、場合によっては買取保証者に買取を求めることがある。」ということでしょうか？ 仮にそうであれば、買取を求めるケース（原則でない場合）はどのような場合でしょうか？ また、上記のような原則でないケースについては、「買取保証書」の条文の中に明記されるべきと考えますが如何でしょうか。	電源開発㈱	実績例 は、P33のフロー図の右端の流れの有価買取提案量が未達かつ全量有効利用がなされていない場合に該当します。この場合、有効利用の未達分を上限として保証人の買取を求めます。ご質問の流れは、右から2番目の有価買取提案量は満たしているが全量有効利用はなされていない場合です。この場合は、翌期以降の全量有効利用を求めますが、有効利用分にかかる保証人の買取を求めることはありません。
524	5：事業契約書（案）	別紙5	32					発生土の有効利用について、有効利用単価の提案条件が100円/t-ds以上と明記されていますが、この単価は有効利用の絶対条件でしょうか。	大成建設㈱	ご質問のとおりです。

NO	資料名	別紙等	ページ	大分類	中分類	小分類	その他	質問等	質問者	回答
525	5：事業契約書（案）	別紙6	34		2			本件の保険商品名は、請負賠償責任保険が一般的なものと存じます。名称の変更をしていただきたく願います。	株主原製作所	事業契約書（素案）のとおりとします。
526	5：事業契約書（案）	別紙6	34				建設期間	1. 2「その他」：被保険者が乙、下請業者、甲とするようになっておりますが、建設期間中であり甲に所有権が移転されない中で甲が被保険者になることは通常ないことと理解しております。被保険者は建設を担当する「建設企業」あるいは「協力企業」となると考えておりますがいかがでしょうか。	月島機械(株)	甲が被保険者となることもあります。事業契約書（素案）のとおりとします。
527	5：事業契約書（案）	別紙6	34					建設期間中の建設工事保険ならびに第三者賠償責任保険についても事業者提案を行ってもよろしいでしょうか。さらに保険会社についても予め、明示しておく必要はございますでしょうか。	東京電力(株)	ご理解のとおりです。なお、保険会社の明示までは必要ありません。
528	5：事業契約書（案）	別紙6	34					建設期間中の保険につきまして、受取人は甲または下請業者としてよろしいでしょうか？	日立造船(株)	受取人は事業者とします。
529	5：事業契約書（案）	別紙8	36	3	3			物品の撤去等という記載がありますが、この物品というのは事業所員の私有物等でしょうか、もしくは、事業所運営時に使用していた什器等も含んだものなのでしょうか？	月島テクノメンテサービス(株)	維持管理・運営業務に必要な物品すべてです。
530	5：事業契約書（案）	別紙8	37	8				乙の請求権が放棄される「本件土地に投じた補修費等の必要費、改良費等の有益費」とはそれぞれ具体的にどのようなものを想定されているのでしょうか。	大成建設(株)	外構工事費等が考えられますが、通常の使用貸借・賃貸借における必要費及び有益費と同様にお考え下さい。
531	5：事業契約書（案）	別紙9	39	8				乙の請求権が放棄される「本件土地に投じた補修費等の必要費、改良費等の有益費」とはそれぞれ具体的にどのようなものを想定されているのでしょうか。	大成建設(株)	回答530を参照してください。
532	5：事業契約書（案）	別紙10	40	1				固定費と変動費は、どのように提示すればよろしいのでしょうか？	月島テクノメンテサービス(株)	入札公告時に示します。
533	5：事業契約書（案）	別紙10	40	1			表1	発生土有効利用業務以外の運営業務に関する変動費を提案するか否かは、入札参加者の任意と考えてよいでしょうか。	大成建設(株)	原則として、発生土有効利用業務以外の運営業務に関する変動費も提案してください。
534	5：事業契約書（案）	別紙10	40	1			表1	「設計及び建設業務に関する対価」は、基本的な考え方として、建設期間中のSPCの費用で所得税以外のもの全てを対象とした対価という様に読めるのですが、考え方をお教えください。（建設期間中の費用で、対価の対象として含めるべきでないものが何かあればお教えください。） 維持管理業務・運営業務の対価の中にある「その他」に、SPCにて留保する利益の一部を含めることは可能でしょうか？ 企業局殿の払われる消費税に関して、割賦金利は消費税の対象ではないと考えておりますが、お考えをお教えください。	日立造船(株)	SPCの設立から施設の整備にいたる過程で必要不可欠なものを全て対象としています。 ご質問のとおりです。 ご質問のとおりと考えますが、その取り扱いについては、国税当局等に御確認ください。
535	5：事業契約書（案）	別紙10	41		2	1	表2	平成19年度の前払い金について、「予算執行が可能になる日以前の請求は不可」となっていますが、これは通常何時頃でしょうか。また、四半期に一度の割賦代金およびサービス対価の支払いに関しては予算執行上の問題は生じないものと理解してよろしいでしょうか。	富士電機システムズ(株)	前払金については、通常4月1日から請求可能です。割賦支払金及びサービス購入料についてはご質問のとおりです。
536	5：事業契約書（案）	別紙10	43	3	2			サービス購入料の変動について、「前回改訂時と比べて10/1000以上の物価の増減がある場合には、・・・物価変動を反映させる」とありますが、10/1000未満の場合、物価変動に反映させない根拠を教えてください。	東京電力(株)	そのような取決めとしており、厳密な根拠についてはお示しいたしかねます。
537	5：事業契約書（案）	別紙10	43		3	2		サービス購入料の変動についてですが、平成16年6月末に入札が行われますが、この時から平成20年の第1回支払い開始日までの物価変動については、反映されるものと考えてよろしいのでしょうか？	月島テクノメンテサービス(株)	初期の基準値は平成20年の第一回目の支払開始日とします。

NO	資料名	別紙等	ページ	大分類	中分類	小分類	その他	質問等	質問者	回答
538	5：事業契約書（案）	別紙10	43		3			工水についての記載がございませんが、工水については企業局殿と別途契約締結し、サービス購入料と相殺扱いをしないという解釈でよろしいのでしょうか？	三機工業㈱	ご質問のとおりです。
539	5：事業契約書（案）	別紙10	43		3			サービス購入料から相殺される電力使用料相当額のうち、基本料金についてはどのように設定されるかご教示ください。	大成建設㈱	事業者に請求する電力料金は、従量料金のみとします。
540	5：事業契約書（案）	別紙12	46		2	2	イ	モニタリング費用は原則として事業者の負担ですが、本条を持って企業局殿が直接要したモニタリングのための費用を事業者に請求する、あるいはサービス対価からの差し引きが行われるということはないものをご確認ください。	富士電機システムズ㈱	ご理解のとおりと考えております。
541	5：事業契約書（案）	別紙12	47	2	2		ア	表中、チェック項目とは、どのようなものを想定されているのでしょうか？	月島テクノメンテサービス㈱	チェック項目は提案であるセルフモニタリング項目を基本とし、企業局が必要項目を加えることとしますが、過度に厳密なものは想定しておりません。
542	5：事業契約書（案）	別紙12	47	2	2		イ	「モニタリングに係る費用は事業者の負担」とされていますが、どの程度の費用を見込まれているのでしょうか。具体的金額または算定の根拠をご教示ください。また、具体的金額が提示できない場合、事業者として企業局がどの程度の費用をかけてモニタリングを行うかは、事業者としてコントロールできないリスクとなりますので、企業局の負担としていただくことはできないでしょうか。	大成建設㈱	事業者にとって過大な負担とならない程度の費用とお考えください。回答540,541を参照してください。
543	5：事業契約書（案）	別紙12	49		4		表2	サービス購入料の減額に関してですが、本文内では累計ペナルティーポイント10ポイント以下はサービス購入料の減額が行わないとなっていますが、表2では、累計1～25PPではYが0.4～1.0変化し減額される表現となっています。もし、サービス購入料の減額がないのであれば、累計ペナルティーポイント1～10, 11～25と範囲を分けた方がいいと思いますが、企業局殿の意向をご教示して頂ければ幸いです。	月島テクノメンテサービス㈱	当該箇所を修正いたします。
544	5：事業契約書（案）	別紙12	49				表2ペナルティポイント	累計ペナルティポイント（X）の「1～25P」は「11～25P」とすべきではないでしょうか？	鹿島建設㈱	回答543を参照してください。
545	5：事業契約書（案）	別紙12	49			4		サービス購入料の減額につきまして、文書上「四半期ごとの累計されたペナルティポイントが10ポイント以下の場合はサービス購入料の減額が行わない」との記述がございますが、表2におきまして累計ペナルティポイントXが1～25PPの場合、減額割合Y=0.4Xとなっております。表2はXが0～10PPの場合Y=0、10～25PPの場合Y=0.4Xと考えてよろしいでしょうか。	月島機械㈱	ご質問のとおりです。
546	5：事業契約書（案）	別紙12	50		4	2	返送水の濁度	「濃縮槽の泥面管理を適正に実施していたことが立証可能な場合はペナルティポイントを課さない。」とありますが、濃縮槽の泥面管理の現状について具体的な内容をご教授ください。	清水建設㈱	日常点検で泥面は実測しています。閲覧資料を参考としてください。
547	5：事業契約書（案）	別紙12	52	4	6		イ	「サービス購入料のうち発生土有効利用業務にかかる経費」とは、非有価利用単価に埋立て処分された発生土の処分量を乗じて得られる金額でしょうか。	大成建設㈱	ご質問のとおりです。
548	5：事業契約書（案）	別紙12	52	4			表2	四半期毎の累計ペナルティポイントが10ポイント以下の場合にはサービス購入料の減額が行わない、とされていますので、表2の2行目は、累計ペナルティポイント(X)が「1～25PP」ではなく、「11～25PP」ではないでしょうか。	大成建設㈱	回答543を参照してください。

NO	資料名	別紙等	ページ	大分類	中分類	小分類	その他	質問等	質問者	回答
549	5：事業契約書（案）	別紙13	53		1			保証書の内容について、保証書の前半には、SPCの保証人として謳われておりますが、1条の後半には連帯保証人として下記の債務について保証するとあります。事業者をSPCの連帯保証人とする事は、債務に関してはSPC=事業者となり、SPCの独立性を損なうこととなり、PFI事業の趣旨と趣を異にすると考えますが、いかがなものでしょうか。お考えを御教示願います。	㈱荏原製作所	事業者はSPCの連帯保証人となります。別紙13の保証については、第12条において、契約保証金の差入れの免除の要件であり、履行保証保険を付保することによってもかかる免除は認められます。
550	5：事業契約書（案）	別紙13	53					この保証書は施設整備と運営維持・管理業務の全体を纏めた保証書となっておりますが、保証人別に複数の保証書に分割することは可能でしょうか。	富士電機システムズ㈱	保証事項ごとに複数の保証書に分けて締結することも可能ですが、かかる場合にはそれぞれ甲が同意する保証人を設定していただく必要があります。
551	5：事業契約書（案）	別紙13	54	5				第三者に事業が継承された場合には、「終了させることができる。」ではなく「終了する。」とすべきではないでしょうか。事業者は、第三者に対する保証をする立場にはないと考えますし、事業継承後もスポンサーとして関与するような場合においても、引き続き保証する場合には、新たに保証書を差し入れるべきと考えます。	富士電機システムズ㈱	質問の趣旨は了解しましたので、承継人が別途保証を差入れた場合には終了する旨変更いたします。
552	5：事業契約書（案）	別紙14	55	1			（有価利用未達の場合の買取り）	「買取保証書」第1条により、県企業局殿は買取保証人に対して有価利用未達分を引き取らせることができるとされていますが、買取保証書条文中に従えば、事業契約書（案）別紙5（P32）の解説図中に示されている「実施例」の場合にも、県企業局殿は買取保証人に対し有価利用未達数量分の買取を請求できるようになります。 このとき、「実施例」の場合、事業者が未達数量分に有価単価を乗じた金額を県企業局殿に支払い、かつ、請求があれば買取保証人が買取らねばならないこととなりますが、このようなことはあり得ないと考えます。従いまして、上記のようなケースを除外するために、第1条の末尾に、例えば「ただし、事業者が未達数量分に有価単価を乗じた金額を県企業局に支払った場合は除く。」のような条文を付加する事が妥当と考えますが県企業局殿のお考えをお示しください。	電源開発㈱	ご指摘の買取保証では、全量有効利用未達の場合に、有価利用未達分に相当する量を限度として保証人に買取義務を課す趣旨であり、企業局は二重に買取を要求するものではありません。具体的には、実績例に示すように、有価利用未達分について、有価単価を乗じた金額をSPCが企業局に支払い、有効利用した場合、買取保証は請求いたしません。買取保証は、実績例のように、全量有効利用が達成できず、かつ有効利用未達分がある場合のみ請求いたします。なお、かかる趣旨が明確となるよう第48条及び買取保証書第1条を修正いたします。
553	5：事業契約書（案）	別紙14	55	4				第三者に事業が継承された場合には、「終了させることができる。」ではなく「終了する。」とすべきではないでしょうか。事業者は、第三者に対する保証をする立場にはないと考えますし、事業継承後もスポンサーとして関与するような場合においても、引き続き保証する場合には、新たに保証書を差し入れるべきと考えます。	富士電機システムズ㈱	回答551を参照してください。
554	5：事業契約書（案）	別紙14	55	4			買取保証書 保証契約の解約・終了	原契約が第三者に継承されても、買取保証契約終了権は県企業局殿にあります。 下記の観点において、フェアな状態を保つ必要があると思慮いたしますので、原契約の第三者継承と同時に買取保証契約も終了する旨、ご再考ください。 第三者への本件事業継承が実行（＝乙の利益獲得機会の喪失）されてもなお、旧出資者が買取保証に係る債務を負担し続けなければならないこと 上記により、本件事業を継承した第三者が、発生土の処理につき、旧出資者保証枠に過大な負担を負わせた運営・維持管理が可能であること	電源開発㈱	回答551を参照してください。

NO	資料名	別紙等	ページ	大分類	中分類	小分類	その他	質問等	質問者	回答
555	5：事業契約書（案）	別紙15	55	4				第三者に事業が継承された場合には、「終了させることができる。」ではなく「終了する。」とすべきではないでしょうか。事業者は、第三者に対する保証をする立場にはないと考えますし、事業継承後もスポンサーとして関与するような場合においても、引き続き保証する場合には、新たに保証書を差し入れるべきと考えます。	富士電機システムズ㈱	回答551を参照してください。
556	5：事業契約書（案）	別紙14	55					年度末に残留土がなければ買取り義務は生じないと考えてよろしいですか。	㈱日立製作所	ご理解のとおりです。
557	5：事業契約書（案）	別紙14	55					この保証に基づき、出資者が発生土を買い取る相手先は、事業者でしょうか。	大成建設㈱	企業局です。
558	5：事業契約書（案）	別紙15	57	4			保証書 保証契約の解約・終了	原契約が第三者に継承されても、保証契約終了権は県企業局殿にあります。 下記の観点において、フェアな状態を保つ必要があると思慮いたしますので、原契約の第三者継承と同時に保証契約も終了する旨、ご再ください。 第三者への本件事業継承が実行（＝乙の利益獲得機会の喪失）されてもなお、旧出資者が本件施設等の大規模修繕に要する費用相当額の損害賠償義務及び補修義務に係る債務を負担し続けなければならないこと 本件事業を継承した第三者が、旧出資者保証枠に過大な負担を負わせた運営・維持管理が可能であること	電源開発㈱	回答551を参照してください。
559	6：参考資料						付属資料5	活性炭使用は不定期的に実施されているようですが、発生ケーキの品質に影響が想定されます。活性炭使用の際はS P Cへ連絡が入ると考えてよろしいのでしょうか？	清水建設㈱	ご質問のとおりです。
560	5：事業契約書（案）				4	1		「非有価利用にかかる発生土の処分単価以外の単価●（円／t－d s）」とありますが、乙の有効利用責任範囲を超えた発生土量に対する、最終処分場への埋め立て処分にかかる単価を想定した表記なのでしょうか？具体的な想定事項がありましたら、ご教示願います。	三機工業㈱	具体的に想定してはおりません。
561	7：その他		4	4	1	2	事業の定量的評価	「特定事業の選定について」において、「企業局が直接実施する場合の財政負担額を100と指数化したものに対し、P F I事業として実施する場合の財政負担額が87.9となり、財政負担額の軽減に寄与することができると評価した」とありますが、指数化する前の財政負担金額はそれぞれいくらでしょうか？	鹿島建設㈱	入札公告時に示します。
562	7：その他		5	31				質問回答No.31 自社の非常用発電設備、排水処理プラントの維持管理を行っているものも実績として扱ってよろしいですか。	㈱日立製作所	書面による証明が可能な場合、実績として扱うことができます。
563	7：その他		34					質問回答No.278 「企業局における現状の処理単価」は収集運搬費も含んだ単価ですか。	㈱日立製作所	ご理解のとおりです。
564	7：その他		55					質問回答No.451 質問回答695より、重要機器の自家発電装置は非常用電源設備のみが対象とあるので、耐震安全性の分類についても非常用電源設備等と同格にする必要はないと思いますがいかがですか。	㈱日立製作所	常用電源設備でも、非常用の電力を供給する常用電源装置は重要機器とします。
565	7：その他		63					質問回答No.440 電力を全量供給した後、必要分を浄水場より受電するとありますが、全量とは排水処理所内電力を引いた後の電力との理解でよろしいですか。それとも発電した一切の電力を浄水場に送電することですか。その場合には、送電用と排水処理受電用の系統を分けるということですか。	㈱日立製作所	別紙2の資料には、排水処理施設の給電は想定していません。排水処理で非常用電力が必要な場合は、別紙2で提示した必要電力に所要電力を追加して提案して下さい。その場合の浄水場への電力供給分は、発生電力から排水処理施設所要動力を控除した電力です。

NO	資料名	別紙等	ページ	大分類	中分類	小分類	その他	質問等	質問者	回答
566	7：その他		65					質問回答No.539 常用電源を設置した場合の試運転は実負荷で行えますか。	㈱日立製作所	試験方法は協議によります。実負荷で行えます。
567	7：その他		70					質問回答No.576 別紙5のデータで高濁度時（平成13年9月）計測のデータがありましたら開示をお願いします。	㈱日立製作所	別紙5のデータで高濁度時（平成13年9月）計測のデータはありません。
568	7：その他		74					質問回答No.611 沈砂池・天日乾燥床において積込みを行うための設備設置を要求する提案は可能ですか。	㈱日立製作所	不可能です。なお、事業場所以外の設置を定めている事業契約書（素案）第13条第1項の「事業場所以外の場所についても、本件施設の一部を設置させるものとする」という文言は、ケーブル、連絡配管、監視盤等の施設を指しています。
569	7：その他		74					質問回答No.613 系統構成についてもお教え下さい。	㈱日立製作所	業務要求水準書（案）別図3、参考資料集付属資料14を参考にしてください。3,000V系は6,000Vに変更となります。
570	7：その他		80					質問回答No.666 別紙2の負荷は全て同時に稼働しますか。	㈱日立製作所	「状況一覧」内の注釈に記述してあるとおり「電源立ち上がり時」及び「負荷制限」により負荷の運転が変わります。
571	7：その他		86					質問回答No.717 ろ液池洗排水はどこに戻していますか。	㈱日立製作所	現施設では、排水調整池（西部系ろ過地洗浄排水を西部系取水ポンプ井に戻すための調整池）に返送しています。
572	7：その他							脱水実験にしよう汚泥は季節・天候による変化が想定されます。複数回のサンプリングを実施してもかまわないでしょうか？また、天気予報を確認したうえでサンプリング日程を決定したいのですが、6日前の申込み（週間予報確定後）で問題ないでしょうか？	清水建設㈱	問題ありません。
573	7：その他						補完資料18 発生土	補完資料の付属資料18には、浄水汚泥の溶出試験結果が記述されていますが、記載されているのはH11.9.6に実施された1回のみです。これ以外に汚泥の溶出試験を実施されていたらご提示下さい。 また、県企業局殿は（大久保浄水場に限らず）浄水場から発生する汚泥の重金属含有量・溶出の確認については現在どの様（頻度、方法）に行われていますか。また、将来的にどの様にされる予定でしょうか。ご教示下さい。	電源開発㈱	H11.9.6に実施された溶出試験結果以外は、検査点数が少なく検査結果にも大きな変化はありません。このことから、新たな提示はいたしません。
574	7：その他							第1回質問95に関連してご質問します。金融機関からの融資確約書または関心表明書は融資の確実性の意味から案件評価の対象になると思われますが、融資確約書のほうを関心表明書よりも高く評価するご予定でしょうか。（前者の方が確実性は高いと一般的には解されますが、事業契約が締結されてもいない入札の時点で、融資の法的なコミットを得ることがどれだけの意味があるか疑問と思われます。また、金融機関から事業者に対しては、入札の時点で、事業契約等の契約をより厳密なものとするよう求められると予想され、事業者にとって事務的な負担が大きくなると思われます。仮に融資契約書を徴求したとしても、金融機関がその後無条件で融資に応じるとは考えられず、何らかの停止条件が書面に記載されると推察され、実態は関心表明書とあまりかわらないのではないかと思います。）	㈱荏原製作所	ご意見として承りますが、詳細は公表しない予定ですのでご理解ください。

NO	資料名	別紙等	ページ	大分類	中分類	小分類	その他	質問等	質問者	回答
575	7: その他							実施方針等に関する質問回答№251(P31)に埼玉、東京、神奈川、千葉の都県営浄水場において、有価による利用が確認できない場合に協議するとされています。有価により再生利用を行う業者は僅少でその取扱量も限定されており価格も極めて低廉であるという現状があります。一方、有価利用の業者はその運搬費を自ら負担するため、業者の採算性は運搬費に占める運行距離が大きく影響します。こうしたなかで、例えば乙がある業者に有価による再生利用のため売却を行っていたとしても、その業者への距離が大久保浄水場より近い浄水場が当該業者へ発生土の提供を行うことになる場合には、乙は市場を奪われることとなると考えられます。従って有価による市場消滅に関する協議は、乙の正当性ある申し出により随時協議を行うべきと考えますが、以上につきましていかがお考えでしょうか。	大成建設㈱	正当性のある申し出による随時協議は可能ですが、ご質問のような事前予測可能なケースでは協議の対象とはなりません。